

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
6

裏
面
白
紙

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2169

EM 3656

22-12-29(2')
Ref. Doc. #2813

昭和十五年十一月十三日御前會議決定
文部事務處理要綱

裏面白紙

137
1

支那事變處理要綱

昭和十五年十一月十三日
御前會議を経て決定

昭和十五年十一月末に至るも重慶政府との間に和平成立せざるに
おいては情勢の如何に拘らず左記要領に依り長期戦方略への轉移を敢行
し、速も重慶政府の屈伏を要す

長期戦態勢轉移後重慶政府屈伏する場合における條件は當時の情勢に
依り定む

(一) 一般情勢を指導しつつ適時長期武力戦態勢に轉移す長期武力戦態勢は
一般情勢大なる變化なき限り察取、北支の要域及漢口附近より下流揚
子江流域の要域広東の一角及南支沿岸要點を確保し常に用兵の準備
力を保持すると共に占領地域内の治安を徹底的に肅正すると共に強固
な防空作戦を執行す

(二) 新中央政府に對しては一意帝國綜合戦力の強化に必要なる諸施策に協
力せしむることを主眼として我占領地域内への政治方の浸透に努むる
しむる如く指導す
重慶側は死闘において新中央政府に合流せしむるも新中央政府をし
て之か志遠なる成功に焦慮するか如き措置は採らしめざるものとす

裏面白紙

- (三) 支那における経済建設は日滿兩國の事情と関連し國防資源の開発取得に徹底すると共に占領地域の民心の安定に資するを以て根本方針とす
 - (四) 長期大持久の新軍事に因應する爲めに國內休戦を徹底的に改善す
- 在支帝國主義の政策改廢を斷行し政策の統制を強化す

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林蔭ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル昭和十五年十一月十三日御前會議決
定「支那事變處理要綱」ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係
ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月二十七日

於東京

林

蔭

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐藤 武五郎

3

裏面白紙

22-12-29 (3')

Ref. Doc. 2811

h. NO. 3657

昭和十六年二月三日連絡會議決定

對獨伊「ソ」交渉案要綱

裏面白紙

裏面白紙

對獨伊ソ交渉案要綱

一ソ連邦をしてリッペントロップ外相腹案を受諾せしめ右に依り同盟を
期すして英打獨に付日獨伊の政策に同調せしむると共に日ソ歐交の調整を

二日ソ歐交調整條件は大體左記に依る
イ)獨の仲介に依り北緯太を賣却せしむ若しソが右に不同意の際は左記

に依る
イ)五年間計百五十万屯の採油に許し便宜を供與せしむ
右採取後北緯太における油田炭田利益及試掘權を有償送付す

ロ)右に引續き爾後五年間計百五十万屯の買取を保障せしむ
以前各項を含む新協定を締結し同時に舊利益協定を廢止す

ハ)帝國はソの新領外蒙における地位を了承しソは帝國の北支察疆にお
ける地位を了承す
新領外蒙とソとの關係はソ支間において求めしむるものとす

ニ)ソをして強行爲を放棄せしむ
ソ支外蒙間に速に國境劃定及紛争處理委員會を設置す

ハ)滿蒙交渉は龍川提案(委員會案)に依り妥結に導く
日獨通商の爲相當數量の貨物運送に必要なる配車を差し且運費の割

引を約せしむ
三)帝國は大東亞共榮圈地帯に對し政治的指導者の地位を占め秩序維持の

責任を負う右地帯居住民族は獨立を維持せしめ又は獨立せしむるを原則とするも現に英佛葡等の屬領たる地方にして獨立の能力なき民族に付ては各其能力に應じ出來得る限りの自治を許與し我において其の統治指導の責に任す、經濟的には帝國は右地帯内における歸附資源に付優先的地位を留保するも其他の一般的（通商企業に行ては他の經濟國と相互的に門戶開放機會均等主義を適用す

三 世界を大東亞、歐洲、アフリカを含む、米洲、ソ連、印度、イランを含むの四大區として（英領には歐洲及ニュージーランドを以てし、露領は和尙待遇とす）

二 帝國は戦後の講和會議において之が實現を主張す
日本は極力米の參戰を不可能ならしむる意旨を以てする行動政策に付獨逸當局との諒解を遂げをくこととす

一 注）帝國の歐洲戰爭參加に際する企圖行動並に武力行使に付帝國の自主性を拘束する如き約束は行はざるものとす

六 日本が歐洲戰爭に参加する場合には伊等派方諸國間單獨不締結條約を結ぶ

五 獨逸に對しソを牽制し万一ソが日露兩國を攻撃する如き場合に獨逸は伊等派方諸國を攻撃す

八 獨逸は極力日の軍備充實に付援助し日は獨逸に對し原料及食料の供給に努むる必要は極力大東亞共榮圈地帯の開發及日本の平和的産業擴充の爲必要

Ref. Doc. #2811

なる發明機械技術及技術者を迅速且豊富に供給す
其支との全面的和平促進に付更に獨と懇談を遂ぐ
其松岡外相は曩の頃の伊ソ各論政府と交渉し前記要領の貫徹に努力し
要すれば條約を締結す

裏面白紙

三國條約とソ連邦との關係を律する日英伊對ソ
攻逐に對するリッペントロップ外相對ソ提案内

一ソは戦争防止平和の迅速回復の意味において三國條約の趣旨に同調す
るの意を表明し
二ソは以亞の新秩序に付夫々獨伊日の協同的地位を承認し三國條約はソの
領土尊重を約し
三三國及ソは各々他方を敵とする國家を援助し又は新の敵を國家時に加
はらざることを約す
右の外將來の勢力範圍として
日本は南洋、ソは伊、印度、獨は中央アフリカ、伊は北アフリカ
を承認する旨の秘密了案を遂ぐ

Def. Doc. 2811

文書ノ出所竝ニ成立ニ證スル證明書

(三號)

自分、林^義外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ六頁ヨリ成ル昭和十六年二月三日運輸會議決定書
編伊^ノ交渉案要綱ト題スル書類ハ日本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公
文書ノ正體ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月二十七日 於東京

赤 發香

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 佐藤 武 五郎

裏面白紙

22-12-29(4)
02, 00, 2312

昭和十六年二月一日連絡會議決定

對華印、泰施實委員會

裏面白紙

Doc. No. 92812

管印、漆印、朱印

西一千九百一十六年

12

2

13

裏面白紙

イ、切符をして印に押し第三と一切の形にかける政治的軍事目的
 ロ、印印符定地獄にかける統率地及諸國建設の決定又印符地位に
 ハ、管轄軍隊の居住、行動に關する事項なる返直供與
 ニ、印符の妙用を測する為速に所要の作製準備を要すると共に武力行
 使の時機に於て印符を失せずとれを定む
 三、交際の途程に於て印符を失せずとれを定む
 右諸般行動に關し印符が武力をもつて強執せば管轄部隊は武力を行
 するもこれを強行す
 四、印符が紛争解決に用せざる場合に於て印符に關し武力行使を予定しその
 印符を強執するに決定せらるるものとす
 五、印符を強執する場合は武力行使の手りこれが準備を要する
 その強執が管轄の諸國により決定す
 六、武力行使が印符をして強執するに關し印符を失せしむるをもつて印符とし武力
 行使に於いては武力行使の治安維持、保護に關し印符を失せしむるも
 管轄として強執するに關し
 七、印符を強執する場合は武力行使の手りこれが準備を要する
 八、印符を強執する場合は武力行使の手りこれが準備を要する
 九、印符を強執する場合は武力行使の手りこれが準備を要する
 十、印符を強執する場合は武力行使の手りこれが準備を要する

原本不明瞭

裏面白紙

又は成議を加うる等、国力要求を承認せしむるに勉め如何なる場合に
 においても泰をして英、米訓に赴かしむる如く施策す
 本施策に應ずる如く帝國の輿論を統一すると共に徒に英、米を對象と
 する南方問題を激化せしめ無用の摩擦を生ぜざるに留意す
 追て一月三十日大本營政府連絡懇談會において左の覺書を決せり
 「第二方針の二に關し本施策の目的達成は三、四月ごろを目標とし外
 交上最著を擡すべし

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル証明書

自分、林 義典ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本勝ニ依ツテ書カレ六頁ヨリ成ル昭和十六年二月一日連絡會議決定「對義典、茶葉策要綱」ト題スル答書ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ複製ナル寫シナルコトヲ證明ス
昭和二十二年十月二十七日 於東京

林

義典

右署名捺印ハ自分ノ面副ニ於テ爲サレタリ
同日 於 同 所

立會人 佐 藤 五 郎

裏面白紙

22-12-29 (5)
Def Doc 2814

File 3619

近衛總理ヨリ「ヘタン」主節へ、「メツセーヂ」

(外務省保管公文書寫)
昭和十六年七月十五日

裏面白紙

眞事基地其他ノ諸便宜供與方ニ歸スル帝憲政府今向ノ申入ハ帝憲ノ自存自
 衛ト大東亞國ニ於ケル帝憲ノ立憲確證上實ニ已ムヲ得サルニ出ヅルモノナリ
 而シテ帝印領土ノ保全及ヒ主權ノ尊重ニ歸スル該廟ナル國際取極ニ依リ生ズ
 ル帝憲ノ眞柄ハ眼ク迄之ヲ敢守スル覚悟ニシテ寸毫ト雖モ之ヲ避ケントスル
 モノニ非サルハ甲迄セナエトナリ
 否寧ロ佛憲トノ固キ從佛ト佛印ニ於ケル日佛共同防衛ニ依リ此ノ責務ヲ完全
 ニ果サント欲スルモノニシテ一方兩方ニ於ケル現實ノ清淨ハ別ニ我大使ヲシ
 テ貴國政府當局ニ說明セシメタル通り最早右申入ノ差延ヲ許サザルニ至ッシ
 メタリ
 石帝憲政府ノ眞意ト此ノ向ノ實狀トヲ御洞察相成世界動亂ノ大局ニ着眼セラ
 レ我政府ノ眞意ニ神刀ノ疑念ヲモ差伏マル、コトナク、虚心懇懐我申入レヲ
 伏請セラレンコトヲ切望シテ已マス
 本大臣ハ常ニ閣下ヲ尊敬シ閣下ノ明察勇斷ニ信賴スルガ故ニ直接閣下ニ訴フ
 ル次第ナリ

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林~~部~~外務省又警謀長ノ職ニ居ル者ナル筈、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレニ自ヨリ成ル昭和十六年七月十五日近衛總理ヨリ「ベタン」主席ヘ、「メツセーデー」ト題スル書類ハ日本政府「外務省」ノ保管ニ係ル公又書ノ正類ニシテ眞實ナル事ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月二十八日

於 東京

林

敬書

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於 同所

立書人 佐藤 武五郎

裏面白紙

証
明
書

昭和二十二年九月九日
於東京

自分美山要蔵ハ厚生省第一復員局ニ於ケル文書保管ノ任ニ在ル者ナルニ
別冊日本文十七枚ヨリ成ル「昭和十五年七月以降開戦ニ至ル間ニ於ケル
米、英、支、露ノ對日陸迫見表」ト題スル書類ハ、元陸軍省軍務局課
員西浦進、元參謀本部部員服部卓四郎、同井本熊男、同杉田一夫、同
原四郎ノ五名ノ者ガ昭和二十一年六月二十五日ヨリ同年八月三日ニ至
合シ記憶ヲ辿リツツ協議シテ昭和十五年七月
迄ニ舊參謀本部並ニ軍令部及ハ外務省ニ於テ
ニ於ケル大本營政府連絡會議出席者中陸海軍
出シアリタリト思惟スルモノヲ史實調査ノ爲
軍及ビ外務省當事者ニ提示シ其ノ同意ヲ得タ

厚生省第一復員局文書課長 美山要蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日於同所 立會人 内山 弘

功

證明書

自分美山要蔵ハ厚生省第一復員局ニ於ケル文書保管ノ任ニ在ル者ナル事
別冊日本文十七枚ヨリ成ル「昭和十五年七月以降開戦ニ至ル間ニ於ケル
米、英、支、露ノ對日壓迫概見表」ト題スル書類ハ、元陸軍省軍務局課
員西浦進、元參謀本部部長原四郎、同井本熊男、同杉田一、同
原四郎ノ五名ノ者ガ昭和二十一年六月二十五日ヨリ同年八月三日ニ至
ル迄ノ間、第一復員局ニ至ル迄ニ舊參謀本部及ハ陸軍省ニ於テ
以降太平洋戦争開戦ニ至ル迄ニ舊參謀本部及ハ陸軍省ニ於テ
得タル情報ノ内、右ノ期間ニ於ケル大本營政府連絡會議出席者中陸海軍
及外務省關係者ニ對シテ提出シタリト思惟スルモノヲ史實調査ノ爲
メニ蒐集シ、當時之ヲ舊海軍及ハ外務省當學者ニ提示シ其ノ同意ヲ得タ
ルモノナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十二月九日 於東京

厚生省第一復員局文書課長 美山要蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日 於 同 所 立會人 内山 弘

裏面白紙

Def. Doc. 2923

昭和十五年七月以降開戦ニ至ル間ニ
於ケル米、英、支、露ノ對日壓迫復見表

裏面白紙

- 一 我意兵十三名を上海米軍抑留（昭一五七七）
- 二 ヤーネル提督OPを通し對日強硬論を發表（昭一五七八）
- 三 ロ大統領領四十八億四十萬弗國防豫算を要求する特別教書を議會に送る（昭一五七〇）
- 四 英佛のビルマ・ルート經由接蔣物資輸送禁止方針に關しハル長官反對の意向を聲明（昭一五七一六）
- 五 米國は支那に於ける特殊權益撤廢の用意あり但しその交渉相手は重慶政府なる旨ウエルズ次官聲明（昭一五七一九）
- 六 層嶺、石油等の禁制品目追加をロ大統領發表（昭一五七二五）
- 七 八月一日より飛行機用ガソリンの西半球外輸出禁止を行ふ旨米國政府發表（昭一五七三一）
- 八 三菱商學ロンドン支店長濱原覺、三井物産ロンドン支店長代堀田邊俊介兩氏「戰時不利行爲」の疑に依り逮捕さる（昭一五八二）
- 九 邦人四名シンガポールに於て逮捕さる（昭一五八三）
- 一〇 ノックス海軍長官アラスカ第十三海軍區に新根據地を建設する旨公表（昭一五八七）
- 一一 國分正三氏ラングーンより英船カイリ號て日本に向け送還さる（昭一五八八）
- 一二 反日決議米國在郷軍人國ハワイ支部大會に於て行はる（昭一五八九）

裏面白紙

- 一三 米のシンガポール軍港租借に關し前アジア艦隊司令長官ヤーネル提督第二海軍區協會にて演説（昭一五八二四）
- 一四 對日戰勝確保には香港及シンガポール利用の必要なる旨スターリング少將強調（昭一五八二五）
- 一五 蘭印觀察を終へてハワード等の米新聞記者團シンガポール着ジョーンズ總督の招真にてハワード米艦隊にとつてのシンガポール根據地の重要性を説く（昭一五八二九）
- 一六 日本に對して佛領印度支那の現状變更に抗議する發言を日本に飛出せる旨ヘル長官發表（昭一五九六）
- 一七 戰國艦七隻、航空母艦八隻、巡洋艦二十七隻、驅逐艦百十五隻、潜水艦四十三隻、夢現船一隻、合計二百一隻の建造費預計に關印せる旨海軍省發表（昭一五九九）
- 一八 西半球以外の諸島に對する航空機用發動機及機油等部品品の製作方法及製造機材、航空機用燃料の製造方法及製造機材の輸出課税の許可制を實施する旨大統領宣言（昭一五九一三）
- 一九 一九四〇年度の米海軍の根本政策は兩洋艦隊建設と航空勢力強化の二點にありと海軍省強調（昭一五九一四）
- 二〇 優秀的軍事訓練法實施に伴ふ總額十九億四千萬弗追加國防豫算の支出を大統領領要請（昭一五九一五）
- 二一 比島國防強化の要並に米國に對し新兵器の大量供給方要望を比島

裏面白紙

- 二 二 廠相マヌエル・ロシヤス放送（昭一五九一七）
- 二 三 日佛印關係に就き國務省首務部協議、同方面の現状維持を主張せる聲明書をハル州務長官發表（昭一五九二三）
- 二 三 金屬貯蓄會社を通し文部タングステン三十萬弗購入を決定、又輸入銀行より重慶收購に二十五萬弗のクレヂット供與を英政府決定（昭一五九二五）
- 二 四 屑鐵及鐵礦の輸出制限令を大統領告示、但し西半球諸國及英國を除く例とす、十月十六日實施（昭一五九二六）
- 二 五 全米海軍年次大會接英領化學官擴張を決議（昭一五九二六）
- 二 六 全英領マレーに地方防衛軍を組織する旨新嘉坡海峽殖民地當局發表（昭一五九二六）
- 二 七 太平洋屬領の軍事施設建設工事の契約八百八十二萬弗の内訶を海軍省發表（昭一五九三〇）
- 二 八 三國條約は合法的國際秩序を破壞するものとして反對する旨宣應政福王親意外交部長聲明（昭一五九三〇）
- 二 九 三國同盟の挑發に應ずる用意ありとノックス海軍長官華府にて演説（昭一五九三五）
- 三 〇 豫備役二萬七千名の現役編入を海軍省命令（昭一五九三五）
- 三 一 東亞在住米婦女子の引揚を米政府勸告（昭一五九三八）

裏面白紙

- 三ニ 國防の爲英國及重慶政權を援助する旨ロ大統領コロンブス日にテイトン(オハイオ州)にて演説(昭一五-Q-一二)
- 三三 在上海米婦女子百四十名上海發本國に向ふ(昭一五-Q-一四)
- 三四 米人の極京向旅券發給を國務省停止(昭一五-Q-一五)
- 三五 豫備將兵三萬九千名に待機を海軍省命令(昭一五-Q-一五)
- 三六 肩輿輸出發止實施(昭一五-Q-一六)
- 三七 名古屋米領事館閉鎖(昭一五-Q-一九)
- 三八 肩輿、肩輿の對日輸出禁止を印度政務發表(昭一五-Q-一九)
- 三九 陸空軍部隊二個中隊を比島に移駐せしめる旨陸軍省發表(昭一五-Q-二三)
- 四〇 陸空軍一九四二年中に四軍團を十七軍團に、二十五戰團機部隊を五十四部隊に又空軍管區を四區増設する旨陸軍省發表(昭一五-Q-二四)
- 四一 マライ、婆洲、ニュージーランド、印度、ビルマ各代表及瀝東防衛司令官シンガポールに會同防備計畫策定
- 四二 休戰記念日「民主主義の存續を確信」する旨ロ大統領「米は行動を以て全體主義國に應へん」とノックス海軍長官夫々演説(昭一五-Q-一一)
- 四三 「對日壓迫強化の場合防界之を支持せん」とラモント紐育にて演説(昭一五-Q-一三)

裏面白紙

- 四四 汎米航空路マニラ新嘉坡間開設許可さる(昭一五一一一五)
- 四五 重慶政權に一億弗のクレジットを供與する旨發表(昭一五一一三〇)
- 四六 シンガポール、パタヴィア連絡將校交換
- 四七 五十一箇所の新飛行場建設及改善費四千萬弗支出をスチムソンノツクス及ジョーンス陸海軍各長官決定(昭一五一一一二)
- 四八 暹羅船四十隻建造二億五千四百萬弗並船隻設備工等八百萬弗契約締結せる旨ノツクス海軍長官發表(昭一五一一一七)
- 四九 海軍現有勢力は主力艦十五隻、航空母艦六隻、巡洋艦三十七隻、驅逐艦百五十九隻、潜水艦七十隻、海軍機約二千隻なる旨スターク海軍作戦部長放送(昭一五一一一五)
- 五〇 ロ大統領領内三州府陸軍兵隊の運命一體米の民主主義國家の爲の兵器廠化の必要なる旨の演説談話を放送(昭一五一一一九)
- 五一 重慶及希臘に武器貸與の用意ある旨モーカーソン財務長官演説、(昭一五一一一三〇)

裏面白紙

- 五二 國防生産管理局設置、クヌードセンは長官に、ヒルマンは次長に、スチムソン陸軍長官、ノツクス海軍長官は委員に任命さる（昭一六二七）
- 五三 口大統領、豫算敎書を議會に送付、一九四一年度豫算總額百七十四億八千五百萬弗、内國防費百八億一千百萬弗（昭一六二八）
- 五四 合衆國國防促進法案（武器貸與法案）議會に提出（昭一六二〇）
- 五五 佛印及在シンガポール英當局の間に航海通商協定成立（昭一六一月中旬）
- 五六 カリー特使一行、クリツパにて桑港出發マニラ香港經由重慶に同ふ（昭一六二九）
- 五七 米太平洋海隊ハワイに集中（昭一六一月中旬）
- 五八 亞細亞艦隊を作戦部直屬とし戦時編制態勢をとる（昭一六一月中旬）
- 五九 英米露間に太平洋協同防衛に關する諒解成立（昭一六二三）
- 六〇 重慶政府米國飛行機二百臺購入の手續を了へたる旨ノツクス海軍長官公表（昭一六二五）
- 六一 カリー特使、重慶に到着（昭一六二七）
- 六二 マーシャル、コリンズ大佐、合衆國海軍顧問としてタイウインに在する旨露洲政府發表（昭一六三〇）
- 六三 口大統領、グアム島防衛費其他八億九千八百萬弗支出を議會に要求（昭一六三一）

裏面白紙

- 六四 新嘉坡に今後無警告に機雷を敷設する旨英國海軍省発表（昭一六二一六）
- 六五 太平洋協同防衛に關し華府に於て米英澳蘭會談（昭一六二一七）
- 六六 シンガポールに於て英ニュージラランド蘭印代表協同防衛計畫協談（昭一六二二三）
- 六七 ロ大統領、本年度追加國防豫算三十八億一千二百萬弗支出を議會に要求（昭一六二二四）
- 六八 カリイ特使、重慶發着港マニラ經由蘭國の途に就く（昭一六二二七）
- 六九 新嘉坡英當局、三月三日以降機雷原を擴張する旨發表（昭一六二二八）
- 七〇 駐泰英公使泰首相に對し英國は日泰軍事同盟經濟協定に反對なる旨申入る（昭一六二九）
- 七一 ロ大統領、海軍追加豫算三億弗を議會に要求（昭一六三一〇）
- 七二 米國海軍ブルックリン號以下六隻、ストーン大佐指揮の下に新西蘭オークランド入港（昭一六三一八）
- 七三 英文軍事協定調印（昭一六三一九）
- 七四 米國海軍シカゴ號以下七隻ニューイトン提督指揮の下にシドニー入港（昭一六三二〇）
- 七五 澳洲訪問中のニューイトン提督指揮の米國海軍七隻はブリスベンを訪問後行方を秘して出港（昭一六三二八）

裏面白紙

- 七六 フルツク。ホハム英海軍司令官英米蘭會商の爲め比島に到着
(昭一六四九)
- 七七 隨軍追加費七億二千八百萬圓の支出をロ大統領議會に求む
(昭一六四一四)
- 七八 日。ソ中立條約不承認を重慶政府聲明(昭一六四一四)
- 七九 米政府五千萬圓法幣安定資金供與(昭一六四二五)
- 八〇 英政府法幣安定資金一千萬圓供與に決し宋子文とフィリッ
プ英特派使節との間に調印(昭一六四二五)
- 八一 米軍艦の行動は交戦國の軍艦せる交戦區域に東歸されず獨自の
立場で以て決定する旨ロ大統領公表(昭一六四二九)
- 八二 米國の商船護送制の必要をスチムソン隨軍長官言明(昭一六五
六)
- 八三 蘭印は濠洲に對しては何時たりとも應戰の用意ある旨ウエルタ
ト蘭外相バタヴィアに於てラデオを通し演説(昭一六五七)
- 八四 飛行輪船建設費強要六千四百四十七萬圓をロ大統領議會に要求
(昭一六五九)
- 八五 露政府、重慶政府と公使交換に決す(昭一六五一〇)
- 八六 商船護送制の必要をノツクス海軍長官米蘭隨軍技術協會に於て
力説(昭一六五一二)
- 八七 對日非協説をイーテン外相英下院に於て演説(昭一六五一四)

裏面白紙

28

29

- 八八 米陸軍ハワイ空軍を増強（昭一六五一一四）
- 八六 マライは日本及國プロック向ゴム輸出全面的禁止（昭一六五一六）
- 九〇 クラケット准將一行重慶着（昭一六五一七）
- 九一 中立法に反對をノックス海軍長官表明（昭一六五二一）
- 九二 中立法反對をスチムソン陸軍長官聲明（昭一六五二二）
- 九三 海洋支配の爲め海空軍擴張をノックス海軍長官華府に於ける海軍造船及機關技術協入會に於て演説（昭一六五二三）
- 九四 無制限非常時狀態をロ大統領宣言（昭一六五二七）
- 九五 陸軍關係二十七億九千萬弗、海軍關係五億二千九百萬弗計三十億一千九百萬弗の航空勢力豫算をロ大統領レイバイン下院議長に書簡を送り要求（昭一六五二七）
- 九六 本年度の海軍追加豫算十一億四千九百九十一萬一千弗をロ大統領要求む（昭一六五二九）
- 九七 比島は米國の輸出統制法を適用すること、し禁制品目に銅、鑽石をも加ふ（昭一六五三〇）
- 九八 コンソリテイトッド及びボーインク兩飛行協會社に對し三億二千八百八十八萬弗に上る飛行機製作を陸軍省發註（昭一六五四）
- 九九 石油輸出を許可額とし差當り英帝國・埃及・西半球諸國への許可會をロ大統領發す（昭一六六二〇）

裏面白紙

- 一〇〇 「今こそ米海軍を用ふべきの秋」なる旨ノツクス海軍長官ホ
ストンに宛てた各州長官會議に於て演説（昭一六六三〇）
- 一〇一 英。米。支結東の必要を重慶政府郵外交部長放送（昭一六七四）
- 一〇二 米海軍が永島に上陸せる旨の特別敬書を口大統領議會に送付
（昭一六七七）
- 一〇三 トリニタッド島及洞嶺キアナ差地へ米軍を派遣せる旨口大統
領發表（昭一六七七）
- 一〇四 一九四〇年六月十一日一四一年六月三十日の米國防費充許量
算總額は四百六十九億一千四百萬弗。内六月十五日迄に契約済の分
は二百九億六千萬弗支出済は六十五億弗なる旨國防生産管理局發表
（昭一六七九）
- 一〇五 百五十億弗國防並に武裝與豫算中陸軍強化費四十七億七千
萬弗支出承認を口大統領議會に求む（昭一六七一〇）
- 一〇六 海軍長官に國家非常時狀況豫言中海兵勤務年限延長の幅限を
減與する法案を上院可決（昭一六七一〇）
- 一〇七 海軍並に海軍委員會費三十三億二千三百萬弗追加豫算の支
出を口大統領議會に求む（昭一六七一一）
- 一〇八 太平洋諸島の防備強化費三億弗支出を米政府議會に求む（昭
一六七一一）

裏面白紙

- 一〇九、駐マニラ海軍食局、スビツク灣に糧倉を敷設する旨發表（昭一六、七、一六）
- 一〇〇、必要なる場合在布哇日本人に適宜の處置を採り得る旨米下院海軍委員會に於てガイソン同委員長聲明（昭一六、七、一七）
- 一〇一、ロ大統領、議會に特別勸諭を送付、議會が國家非常時狀態の存在せんことを要求（昭一六、七、二一）
- 一〇二、船舶マニラ灣出入時間制限を米第十六海軍區ロミス司令官發表（昭一六、七、二二）
- 一〇三、米の對甘石油輸出許容は日本の自印送防止の爲しなりし旨ロ大統領、華府民間国防局市民義勇委員會に於て演説（昭一六、七、二三）
- 一〇四、海軍が米の糧政策遂行に必要なる措置を敢行し得る旨ノックス海軍長官聲明（昭一六、七、二三）
- 一〇五、南阿ダーバン・カルカッタ・新嘉坡・マニラ・ホノルル・紅海方面に海軍連絡網設置を海軍委員會發表（昭一六、七、二四）

裏面白紙

- 一 一六在米日・支産凍結令をロ大統領發令(昭一六、七、二五)
- 一 一七一九四〇年七月以降一箇年間に議會の承認せる国防擴充費受英
 國等は五百七億八千萬弗・内飛行機費額百十九億九千萬弗(又英門註
 文額は三十六億六千萬弗なる旨国防生産管理局發表(昭一六、七、二五))
- 一 一八米の對日干渉は國民の欲せざる戰爭に米を捲き込むものなりと
 米國第一委員會ウエルズ國務次官に抗議(昭一六、七、二六)
- 一 一九日・支産凍結令を比島に適用する手續をセイヤー比島高等辨
 務官採る(昭一六、七、二六)
- 一 二〇比島に極東米糧軍司令部をロ大統領創設マツカーサー將軍の
 麾下に置く(昭一六、七、二六)
- 一 二一、日英通商航海條約・日印通商條約・日緬通商條約の廢棄を英政
 府が帝國政府に通告(昭一六、七、二六)
- 一 二二、国防費令に基き英帝國內の日本資産を英政府凍結(昭一六、
 七、二六)

裏面白紙

- 一 二 三 日本資産を印政府凍結 (昭一六、七、二七)
- 一 二 四 海兵・護國軍及預備兵の在籍期間延長の制限を大統領に付與する決議案を下院陸軍委員会採擇 (昭一六、七、三〇)
- 一 二 五 日本商社との取引禁止令をビルマ政庁公布 (昭一六、八、一)
- 一 二 六 陸軍預備兵三萬人を召集し九月一日より米糧空軍マックアース
- 一 二 七 陸軍司令部の麾下に編入する旨ケソン比大統領命令 (昭一六、八、二)
- 一 二 八 公海上に於て口大統領をチャイナル英首領が會談せる事並びに
- 一 二 九 英米共同宣言に共鳴せる旨陸軍政務聲明 (昭一六、八、一四)
- 一 三〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 三九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 四九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 五九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 六九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 七九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 八九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九一 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九二 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九三 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九四 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九五 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九六 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九七 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九八 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 九九 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米
- 一 一〇〇 米海軍の曉には之に加擔する旨ケソン比大統領、ウォーレス米

裏面白紙

- 一四一、一九四〇年一月以降七十二億三千四百萬弗を以て建造二千八百三十一隻の建造契約成り現在九百六十八隻を建造中なる旨海軍省發表（昭一六、九、一六）
- 一四二、比島産クロム・銅礦等を十一月一日より聯邦陸軍局が買付くる旨米政府發表（昭一六、九、一六）
- 一四三、グレイ・テイ、カルカッタに到着（昭一六、九、十七）
- 一四四、国防促進法に基く五十九億八千五百萬弗追加算の審議を求むる勅諭をロ大統領議會に送付（昭一六、九、一八）
- 一四五、ダフ・クーパー空防パタゴニアに到着（昭一六、九、一九）
- 一四六、カー大使、空防新嘉坡に到着、ダフ・クーパー氏と會談（昭一六、九、二一）
- 一四七、一億五千九百八千弗国防追加算をロ大統領議會に提出（昭一六、九、二二）
- 一四八、中立法の改正若くは廢止に關し政府は考慮中なる旨ヘルツ務長官聲明（昭一六、九、二二）

裏面白紙

- 一四九 中立法は時代遅れなる旨ノツクス海軍長官殿陸マサチユセツツ
- 一五〇 新嘉坡軍港を要求次第米海軍の使用に供する旨レイトン英空軍
- 一五一 クロスビー駐泰英公使空陸新嘉坡に向ふ(昭一六、九、二五)
- 一五二 英極東會議新嘉坡に於て開催、ダフュクローパー・ブルツクボバハ
- ム・レイトン・クロスビー・カー・ベード・サー・トーマス馬來總督等出席(昭一六、九、二九)
- 一五三 グレイデイ園貢到着(昭一六、一〇、一)
- 一五四 カイ大使新嘉坡發空路香港に向ふ(昭一六、一〇、一)
- 一五五 直陸派米軍使節團マグルーダー准將一行マニラ到着(昭一六、一〇、二)
- 一五六 グレイデイ園貢より空路直陸に到着(昭一六、一〇、三)
- 一五七 ブルツク・ボバム英極東軍總司令官新嘉坡より空路マニラ到着(昭一六、一〇、三)

裏面白紙

- 一五八ダフ・ターバー新嘉坡發空路印度への途上盤谷にてピアン泰
首相と會見（昭一六、一〇、三）
- 一五九マダグラーダー准將マニラ發空路香港に到着（昭一六、一〇、
五）
- 一六〇ブルツク・ポバム英司令官空路新嘉坡到着（昭一六、一〇、
六）
- 一六一ニーマイヤ新嘉坡より空路マニラ到着（昭一六、一〇、六）
- 一六二グレイドイ重慶より空路香港着（昭一六、一〇、七）
- 一六三ダフ・クーパー蘭貢よりカルカッタに到着（昭一六、一〇、
八）
- 一六四マクルーダー准將重慶到着（昭一六、一〇、九）
- 一六五米英重慶經濟會議香港に開會（昭一六、一〇、一〇）
- 一六六グレイドイ香港よりマニラ到着（昭一六、一〇、一〇）
- 一六七グレイドイ・マニラ發歸途に就く（昭一六、一〇、一二）
- 一六八ブルツク・ポバム英艦隊司令官新嘉坡發暹洲に向ふ（昭
一六、一〇、一三）

裏面白紙

- 二〇八、ロ大統領スチムソン陸軍長官ノツクス海軍長官マーシャル参謀長
スターク作戦部長會談（昭一六、一一、二八）
- 二〇九、在上海米陸隊隊員四百名フレシテント。ハリソン號に乘船米砲艦ルソ
ン號及オアフ號とマニラに向ふ（昭一六、一一、二八）
- 二一〇、比島 軍司令官ウエインライト少將をルソン島北都司令官に、其後
任にマクソン。ラフ准將就任又エドワード。キング准將を暹羅軍参謀部
に任命（昭一六、一一、二八）
- 二一一、日米會談暹廷は新嘉坡に發せる旨英アレクサンダー海軍官
（昭一六、一一、三〇）
- 二一二、デフォーチ。パーカー少將及ウイリアム。シヤープ少將夫々比島ルソ
ン島都督ミランダオ島ワイサヤ地區司令官に任命せる旨米暹軍司令部
發表（昭一六、一一、二一）
- 二一三、英艦プリンス。オヴ。ウエルズ號以下若干隻フィリッピン諸島
の下に喜望峯を通過新嘉坡に入港。英暹東艦隊を新嘉坡に發せし
發表（昭一六、一一、二二）
- 二一四、上海居留英人等二百名安んずるに新嘉坡に引揚ぐ（昭一六、一一、
三）

裏面白紙

- 一六六 太平洋共同防衛線交渉か米・英・蘭印・新西蘭・暹洲間に完了せる旨カーチン議首相発表（昭一六、一〇、二〇）
- 一七〇 英軍の修築の爲米港灣に入港せるもの現報迄に總計三十五隻なる旨米海軍官発表（昭一六、一〇、二一）
- 一七一 英蘭蘇格蘭北愛爾蘭及威爾士に海軍根據地を各一箇所宛國防費送法資金を以て建設中なる旨スターク海軍作戦部長発表（昭一六、一〇、二二）
- 一七三 四十五萬人が開戦以來入營せる旨カーチン議首相発表（昭一六、一〇、二二）
- 一七三 航空士官候補生及海兵を約三倍即四十萬人に増員方準備中なる旨スチムソン陸軍長官言明（昭一六、一〇、二三）
- 一七四 日米衝突は日本が現政策を變更せざる限り不可避なる旨ノックス海軍長官言明（昭一六、一〇、二四）
- 一七五 比島空軍新司令官ブリントン少將華府發 マニラに向ふ（昭一六、一〇、二五）
- 一七六 比島陸軍現行兵の除隊中止をヴァルデス比陸軍參謀總長発表（昭一六、一〇、二六）

裏面白紙

39

- 一七七 建造進捗状況に關し(イ)就役せる機用二百四十六隻(ロ)同建造中乃至契約済三百四十五隻(ハ)就役せる補助機用三百二十三隻(ニ)同建造中乃至契約済二百九隻(ホ)十月一日現在海軍機四千五百三十五機(ヘ)同製造中五千八百三十二機なる旨ノツクス海軍長官發表(昭一六、一〇、二七)
- 一七八 日滿品輸入禁止を印度政界布告(昭一六、一〇、二九)
- 一七九 米太平洋航空路濠洲迄延長に決定せる旨濠新西蘭兩國政府共同公表(昭一六、一〇、三〇)
- 一八〇 ダフ・クーバー新嘉坡より空路濠洲に向ふ(昭一六、一一、一)
- 一八一 布哇及プエルトリコに戒嚴令布告權限を大統領に附與するようスナムソン陸軍長官レイバイン下院議長に要求(昭一六、一一、三)
- 一八二 ダフ・クーバー濠洲への途次バタヴィアに到着(昭一六、一一、三)
- 一八三 海軍航空機製作費四億四千九百七十二萬弗及國務局費十萬弗追加撥款を口大佐領事館に要求(昭一六、一一、四)
- 一八四 日本向郵便物の大洋丸積込を布哇島局下許可(昭一六、一一、五)

裏面白紙

39

40

- 一八五、南洋艦隊進駐状況は本年一月乃至十月に主力艦隊二進水二。航空母艦一。巡洋艦五。駆逐艦一三。潜水艦九。進水一。なる旨海軍省発表（昭一六、一一、六）
- 一八六、在支艦隊引揚を考慮中なる旨大統領官邸（昭一六、一一、七）
- 一八七、水島に米海軍基地を新設シカウマン少將を司令に任命せる旨ノックス海軍長官発表（昭一六、一一、八）
- 一八八、「米か日本と開戦の如きは英は一時間以内に対日宣戦を布告せん」とチャーチル英首相倫敦新市長就任午餐會にて演説（昭一六、一一、一〇）
- 一八九、休戦記念日、「自由維持の如きは永久に破らん」と大統領演説「對日決意の秋來る」とノックス海軍長官演説（昭一六、一一、一一）
- 一九〇、「東亞の事態に英政府は信心を拂へる」旨英チャーチル六世演説院式勳章に宜ふ（昭一六、一一、一二）
- 一九一、在支米艦隊引揚に決定せる旨大統領官邸（昭一六、一一、一四）
- 一九二、香港防衛加奈陀軍ジェーロソン准將指揮の下に香港到着（昭一六、一一、一五）
- 一九三、イラク、對日外交關係絶（昭一六、一一、一六）
- 一九四、國防追加算七十億六千七百四十一萬弗内陸軍六十六億八千七百三十六萬弗海軍三億八千五百萬弗を口大統領議會に要求（昭一六、一一、一七）

裏面白紙

- 一九五、米板台湾南方ガラソビ上空を偵察飛行す（昭一六、一一、二〇）
- 一九六、英極東海軍増強をアレクサンダー英海軍官邸（昭一六、一一、二一）
- 一九七、ハル國務長官ハリファアックス英大使ケーシー漢公使ルードン勲公使胡適重慶大使會談（昭一六、一一、二二）
- 一九八、ハル。ハリファアックス、ケーシー、ルードン。胡適會談（昭一六、一一、二四）
- 一九九、蘭領キアナへ露政府了解の下に艦隊派兵に決定せる旨米板台発表（昭一六、一一、二五）
- 二〇〇、ロ大統領ハル國務長官マテムソン海軍長官ノックス海軍長官マシヤル參謀長スターク作談長會談（昭一六、一一、二五）
- 二〇一、ハル國務長官、漢、シ、三度大公使と個別的に會談（昭一六、一一、二五）
- 二〇二、マニラ湾口要港に十二月中に砲臺を敷設する旨駐比米海軍當局發表（昭一六、一一、二五）
- 二〇三、大統領胡適重慶大使及宗子文と會談（昭一六、一一、二六）
- 二〇四、海軍募兵卒は月一萬一千名なる旨ノックス長官會談（昭一六、一一、二六）
- 二〇五、在天津米八百名引揚ぐ（昭一六、一一、二六）
- 二〇六、新加坡東口に砲臺を敷設せる旨英海峽植民地當局發表（昭一六、一一、二六）
- 二〇七、在上海米艦隊隊三百名マニラに向ひ引揚ぐ（昭一六、一一、二七）

裏面白紙

41

42

22-12-29 7
E3661
D61·DCC·V2946

証
明
書

昭和十六年十一月五日御前會議ニ於テ決定セル「帝國總策遂行要領」ト
起スル書類ハ現在第一復員局ニ保管シアラサルコトヲ証明ス

昭和二十二年十二月十五日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 雲 謹

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタルモノナルコトヲ証明ス
同日 於 同 所

立 會 人 内 山 弘

裏面白紙

2726
Ser. No. 272

22-12-29 8'

一、昭和十五年度同十六年度平時作戦計略
 昭和十六年十一月月中旬頃大本營ニ於テ對立セル作戦計略
 昭和十六年十一月六日南方軍總司令官ニ與ヘタル作戦命令
 右三標本ノ文書ハ終戦ノ際焼却シ現在復員廳第一復員局ニ保存シアラサル
 コトヲ證明ス

昭和二十二年五月二十七日 於東京
 第一復員局 室長 美山 要 陵 印

右學名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 清瀨 一郎 印

裏面白紙

第 363
訂 報 外 昭和十六年十一月十八日

◎ 第七十七回
帝國議會衆議院議事速記第二號

昭和十六年十一月十七日(月曜日)

午後一時十五分開議

中 略

國務大臣ノ演説

(國務大臣東條英機君登壇)

○ 國務大臣(東條英機君) 現下最大ナル時局ニ際シマシテ、第七十七回
帝國議會開會セラレ、議院式ニ當リマシテハ、優渥ナル勳賞ヲ賜リ、洵
ニ私心感泣ニ堪ヘマセヌ、此ノ機會ニ於キマシテ政府ハ國策遂行ニ懈シ
マシテ、率直ニ所信ヲ披瀝致シマシテ、各位ノ細力ヲ頼ヒ、舉國一體
勲石ノ意志ヲ以テ現下未會有ノ國難ヲ克服シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉リタ
イト存スル次第デアリマス

45

裏面白紙

現下帝國ヲ繞ル世界ノ狀勢ヲ按ジマスルニ、支那事變ハ御發威ノ下忠誠勇武ナル將兵ノ奮闘ト、又熱誠強ナル疏後ノ活動ト相俟タマシテ赫々タル戰果ヲ收メ、重慶政權ノ抗戰カハ日ニ月ニ低下シツツアルノデアリマス。又他方國民政府ノ建設ハ着々進歩シ、今々多數ノ友好列國ハ國民政府ヲ承認シ事變解決ハ最後ノ段階ニ到達シテ居ルノデアリマスガ、援將諸國ノ經濟的、軍事的策動ハ益々活発トナリ、重慶政權ノ抗戰カニ對スル唯一最大ノ支柱ト致シマシテ、帝國ノ事變解決ヲ妨ゲテ居ル次第デアリマス（拍手）

更ニ北方ニ於キマシテハ本年六月獨^開ソ^レ戰以來、事端漸ク激カラニトヲ思ハシメ、事態、推移ハ帝國トシテ無関心タルヲ得ザルモノガアリマスルノデ、我ガ北邊ノ安定、爲メ遺憾ナキ措置ヲ講ジツツアリマス（拍手）

又南方ニ於キマシテハ、昨年北都佛印ニ皇軍ノ進駐トナリ、次イデ日佛印ノ經濟協定、泰・佛印ノ紛争調停等、帝國ト佛領「インド」支那トノ友好緊密關係ハ漸ク増進ヲシ、南方ニ對スル帝國ノ平和的進展ハ

漸ク其ノ幣ニ替カントシテ居リマシタガ（拍手）英米蘭韓國ノ電氣的並
 ニ經濟的合作ノ強化ニ伴ヒ、南印トノ經濟交渉ハ不調ニ終リ、延イテ南
 太平洋ニ於ケル帝國ノ地位ニ重大ナル脅威ヲ及ボサントスルノ形勢トナ
 リマシタノデ、帝國ハ「ヴィシ」政府ト日。佛印共同防衛ニ囑スル取
 極メヲ爲シ、之ニ基キ七月末南印佛印ニ兵力ヲ遣派セラルルコトトナリ
 マシタ。然ルニ英米蘭諸國ハ、此ノ帝國ノ當然ナル自衛的措置ヲ迎アル
 ニ猜疑ト危惧トノ念ヲ以テシ、資産凍結ヲ行ト、事實上全面的禁輸ニ依
 リ、帝國ヲ包圍トシテ経済封鎖ヲ實施致シマスルト共ニ、其ノ電氣的脅
 威ヲ急遽消滅ニ増加シテ恐ツタノデアリマス、曩シ交電關係ニ非ラサル國
 家間ニ於ケル經濟封鎖ハ、武力懸ニ比シマシテ優ルトモ劣ラザル激性行
 爲デアルガキハ言ヲ俟タナイノデアリマス（拍手）
 漸クノ如キ行爲ハ帝國ノ企圖スル支那事態ノ解決ヲ阻害スルノミナラ
 ス、更ニ又帝國ノ存立ニ重大ナル影響ヲ與フルモノデアリマシテ（拍手）
 漸シテ黙滅シ得ザルモノデアリマス（拍手）
 然ルニモ拘ラズ嘗ニ平和ヲ欲スル帝國ト致シマシテハ、謙忍自重、忍

3

46

裏面白紙

REF ID: A6226

DEL D 00 10 2286

46

ビ難キヲ恐ビ、耐ヘ難キヲ耐ヘ、獨力外交交渉ニ依リマシテ危局ヲ打開シ
 臺灣ヲ平和的ニ解決セシムトヲ期シテ珍ツタノデアリマスルガ、今尙ホ其
 ノ目的ヲ貫徹スルニ至ラズ、帝國ハ今ヤ文字通り帝國ノ百年ノ計ヲ決スベ
 キ重大ナル局面ニ立タザルベカラザルニ至ツタノデアリマス（拍手）政府
 ハ肇國以來ノ國是デアリマスル平和愛好ノ精神ニ基キ、帝國ノ存立ト權威
 トヲ増進シ、大東亞ノ新秩序ヲ建設スル爲メ、今尙ホ外交ニ懸命ノ努力ヲ
 傾注シテ居ル次第デアリマシテ、之ニ依ツテ帝國ノ期スル所ハ第一、第三
 國ガ帝國ノ企圖スル支那臺灣ノ完遂ヲ妨害セザルコト、第二帝國ヲ圍繞ス
 ル諸國ガ帝國ニ對スル直接間接的脅威ヲ行ハザルコトハ勿論、經濟封鎖
 ノ如キ敵性行爲ヲ解除シ、經濟的的正常關係ヲ恢復スルコト、第三歐洲戰爭
 ガ擴大シテ禍亂ノ電氣ニ波及スルコトヲ防止スルコトデアリマス（拍
 手）以上三項ニ亙ル目的ガ外交交渉ニ依ツテ貫徹セラレマスナラバ、獨り
 帝國ノ爲ノミナラズ、世界平和ノ爲メ洵ニ幸ヒテアルト信ズル次第デアリ
 マス（拍手）
 併シナガチ從來ノ經濟之繁ミマシテ、交渉ノ成否ハ迎睽シ難イモノガアル

4

47

裏面白紙

D. LA. D. 00. NO. 226

ノデアリマス、唯ツテ政府ハ前途ニ撰タハル凡ニル艦隊ヲ疎見シテ、之ニ
當ル艦隊ノ準備ヲ疎ヘ、斯乎トシテ帝國既定ノ國策ヲ遂行致シマスルニ
萬遺憾ナキヲ望シヘ(拍手) 仍テ以テ帝國ノ存立ヲ全ウセシトスル固キ決意
ヲ有シテ居リマス(拍手) 帝國ハ實ニ悠久二千六百餘年ノ歴史ノ上ニ於キ
マシテ、會テ見ザリシ國教隆華ノ岐路ニ立ツテ居ルノデアリマスルカラ、
政府ハ衆多思ヒテ茲ニ、全力ヲ盡シテ船務ノ實ヲ全ウ致シマスル覺悟
デアリマス(拍手)

壽聖ガ加賀艦ニ發艦致シマセウトモ、高麗国防國家置割ノ完成ニソハ、
正ニ喫緊ノ要務ヲ要スルデアリマス、是ガ爲ニ益々國民志氣ヲ緊強シ、陸軍經
済ノ刷新ヲ最速期ニ發揮スルノ要切ナルモノガアルノデアリマス、是ト共
ニ政府ハ國民生活ノ轉機ニ臨シマシテハ萬全ノ策ヲ講ズルモノデアリマス
ガ、是ガ要ニ緊切ヲ見ルニトハ洵ニ已ムラ得ザル所デアリマス、私ガ茲ニ
衷心ヨリ希冀致シマスルニトハ、全國民ガ、帝國ハ今ヤ一六飛躍ノ秋ニ際
會ラシ、前途ニ渾々タル發展ヲ期待シ得ベキニトテ、相共ニ今
日ノ苦ヲ分チ、國民一丸トナツテ軍業ノ發奮ニ邁進セシトデアリマス
(拍手)

5

48

49

裏面白紙

D.E.F. L.00. NO. 226

附ニ於キマシテモ政治經濟ノ運轉ニ付テ、各般ノ改革整備ヲ行フ覺悟ヲ
有リマスルガ、其ノ實施ニ當リマシテハ、徒ニ理想ヲ追ハズ、專断ニ即シ
テ各黨派的黨派ノ有様的結核ヲ最大限ニ發揮セシメルヤウ措置改メ心掛ヘ
テアリマス、恐ハ全對民ガ此ノ政府ノ憲ノ存スル所ヲ認識セウレテ、貴級
的ニ政府ニ協力セキルコトヲ固ク信ジテ疑ハナイモノデアリマス (結 畢)

6

47

50

裏面白紙

DLJ L 00 110 225

證 明 書

自分山崎高ハ衆議院議員選挙長ナルトヨロ別紙日券三枚ヨリ成ル文書ハ自
分ガ職務上保管スル所昭和十六年十一月十八日開議第七十七回常任議員會
衆議院議事録第二編十七頁ヨリ十八頁ニ直ル部分ノ謄本ナルコ
トヲ證明シマヌ

昭和二十一年十二月六日

於衆議院

山 崎 高

右ハ自分ノ面前ニ於テ署名捺印セラレタルモノトヲ證明シマヌ

同日 於 同 所

立會人 横 倉 市 寛

51

7

50

裏面白紙

官報 號外 昭和十六年十一月十九日

第七十七回 衆議院選舉速記録第三號
帝國職會

昭和十六年十一月十八日（火曜日）

午後一時二十三分開議

中略

昭和十六年十一月十八日
衆議院選舉速記録
第三號

（署名）

多數ニナリマシタ決議案ニ付テ、提出者ノ一人トシ
イト存ジマス、先ツ決議案ノ本文ヲ朗讀シタイト存

1

7

決議

世界ノ動亂愈々熾大ス歐陸諸國ハ帝國ノ眞意ヲ曲解シ其ノ實動當々
越ヲ加フ無忍度アリ自重限アリ彼方國策夙ニ定マリ國民ノ同意亦既ニ
成ル政府ハ宜シク不撓ノ態度ニ是ニ對シテ不撓ノ民意ニ信賴シ毅然
ツテ帝

3664
T-140 11 209

官 報 號 外 昭 和 十 六 年 十 一 月 十 九 日

第 七 十 七 回 衆 議 院 議 事 速 記 第 三 號
帝 國 職 會

昭 和 十 六 年 十 一 月 十 八 日 (火 曜 日)
午 後 一 時 二 十 三 分 開 議

中 略

(島 田 俊 雄 發 言 要)

○ 島 田 俊 雄 君 只 今 議 題 ニ 対 シ 決 議 案 ニ 付 テ、 議 出 書 ノ 一 人 ト シ
テ 其 ノ 趣 旨 ヲ 述 ベ タ イ ト 存 シ マ ス、 先 ヅ 決 議 案 ノ 本 文 ヲ 朗 読 シ タ イ ト 存
シ マ ス

決 議

世 界 ノ 動 亂 愈 々 熾 大 ス 殊 學 諸 國 ハ 帝 國 ノ 眞 意 ヲ 曲 解 シ 其 ノ 衝 動 當 々 注
意 ヲ 加 フ 艱 難 ア リ 自 重 限 ア リ 故 ガ 國 策 夙 ニ 定 マ リ 臣 民 ノ 相 意 亦 既 ニ
成 ル 取 府 ハ 黨 シ ク 不 勝 ノ 願 是 ニ 是 リ 不 敏 ノ 臆 意 ニ 信 頼 シ 毀 然 健 ツ テ 帝

3664
11 10 209

裏 面 白 紙

57
國ノ存立ト繼續トヲ保持シ以テ大東亞共榮圈ヲ建設シ望ンテ世界永遠
ノ平和ヲ確立スベシ

右外辭ス

(拍手起ル)

本國ノ趣旨ハ願フデ字ノ如ク、只今觀望シタコトニ對シテ次第デアリ
マス、眞スルニ政府ニ對シテシツカリヤツテ實ヒタイ(「其ノ通り」ト
呼ブ事アリ)大イニヤレ、新フ云フ意味ニナル所デアリマス、昨日ノ議
場ニ於テ、總理大臣、外務大臣ハ可ナリ突込シテ所マデ説明セラレマシ
タ、其ノ程度ニ就イテハ大イニ多トスルモノデアリ、多數ノ國民モ必ス
ヤ好意ヲ以テ之ヲ應取ツタト尋ヘテ居リマス(拍手)演説ノ内容ニ鑑リ
マシテハ、憶ムラクハ例ニ依ツテ抽象的ノモノデアリマシテ、今一概ト
云フノ感ヲ與ウシタ次第デアリマス、併シナガラ今日トナツテハ、吾々
ハ報章ソレ以上ニ彌下ゲテ、根柢ヲ築キテ穩固ニ立ツベキコトハ
モウシタイトハ、思ツテ居ラス、左邊ニ立ツテ總中實サナクテモ、大
體ハ介ツテ成ルノデアリマス(拍手)即チ報ガ體ノ觀ニヤツテ起ル此ノ

1945. 5. 200

裏面白紙

LEF 100 7 209

支那專横ノ発達途上ニ續ハツテ居ル所ノ最大ノ障礙物ガ何デアルカ（「
 譯テ」ト呼ブ者アリ）「アメリカ」ヲ主體トスル敵性國家群ノ積カラ
 來テ居ルノデアル（「拍手」氏ノ位ナコトハ能ク分ツテ居ル、現戰實ニ四箇
 年半、足年ケ五年モ大規模ナ、大キナ戦ヲ續ケテ居ツテ、北ニ南ニ隣
 ハ愈々擴大セラレ、南洋羣ノ三方面カラ進駐メラレテ遠東ノ一途ヲ進ツ
 テ居ルト云フ瀕死ノ状態ニアル蔭介石ノ威權ガ、今朝ホ一歳ノ命限ヲ保
 ツテ居ル、其ノ頑強ツテ居ル原因ハ何處ニアルカ、蓋シ「アメリカ」ヲ
 中心トスル敵性國家群ノ陰謀ニシテ執拗ナル後援ガアル（「拍手」ソレダ
 ケデアリマス、彼等ハ嘗ニ蔭介石ヲ「ロボット」トシテ我が親戰品尙完
 備ノ状態ヲシテ居ルベカリデハナイ、「ビルマ」ヲ強奪シテ抗日ノ足場
 ニシテ居ル、滿洲ヲ利用シテ執拗ニ各該ノ物資ノ供給ヲ相繼セシメテ居
 ル、「シンガポール」「タワム」「フィリッピン」「ハワイ」等々、大
 平洋ヲ繞ル各地ノ凡ユル地點ニ防備ヲ不備ニ強化シテ無益ノ威嚇ヲ爲シ
 テ居ルノデアル（「拍手」平穩靜謐デアルベキ太平洋ノ波浪ヲ故ラニ勃立
 タシテ、一朝即ちノ危機ヲ醸成シ、「ハリス」「ベルリ」來防以來等々

54

8

53

裏面白紙

一世紀ノ長キニ亙ル日米國交ヲ一ニシテ假令ニ解カントモツツアル所
 ノ其ノ責任者ハ抑々誰デアルカ、吾々ハ敢テ米國國民益々ノ責任デアル
 ト言ハナイケレドモ、ソレガ少クトモ北米合衆國ノ現在ノ諸條者等ノ益
 責任ニ歸スベキデアルト云フコトハ、全世界ノ何人ト雖モ疑ナキコト
 デアラウト云フコトヲ斷言シ得ルノデアリマス（指手）
 更ニ之ヲ「ヨロツバ」ノ事柄ニ行テ考ヘテ見マスルノニ、朝英ノ抗
 争既ニ二年ニ亙ツテ居ル、尙ホ片ガ竹カナイ、獨「ソ」ノ勝敗是レ未ダ
 結局ニ到ラナイ、其ノ然ル所以ハ「イギリス」ニハ「チャール」
 「ソ」ニハ「スターリン」各々彼等海軍ノ力ヲ以テ不屈ノ努力ヲ盡ケテ居
 ルカラデアルト云フコトハ無論此ノ戰爭ガ既ル程長引イテ居ルト云フコ
 トノ原因デアリマセウ、併シナガラ其ノ後口ニ米國ノ諸條者等ガ其ノ
 傳統タル「モンロー」主義ト云ヒマスカソレヲ忘レテ、蓋リニ「ヨロ
 ツバ」大國ノ紛争ニ參加進出シ、國力ヲ擧ゲテ英「ソ」ノ尻押シラシメ
 居ルト云フコトガ、其ノ大ナル原因デアルト言ハナケレバナラヌ
 斯様ナ結カラ之ヲ見マスルト、今日世界ノ大動亂ハ、一面カラ見マス

54

54

裏面白紙

レバ、日韓伊樞軸と英米「ソ」諸國トノ對抗ノ如クニモ見エマスケレ
 ドモ、其ノ實ハ「アメリカ」ノ宿願者等ノ世界制覇ノ大野心ガ其ノ根源
 ノ大原動力デアルト云フコトハ、蓋シ諷刺ヲ俟タズシテ明カナ所デアル
 ト考ヘルノデアリマス（相手）平和愛好ヲ看返トシ、日田解放ヲ標語ト
 スル所ノ米國共ノモノノ爲ス所ガ所ノ如シトスルナラバ、吾々ノ行クベ
 キ途、吾々ノ覚悟スベキ所モ自ラ明カニナルト言ハナケレバナラス
 （相手）政府ハ去ル四月以來、太平洋ノ問題ニ付テ米國政府ト語ラシテ
 語ラレルト云フコトデアル、其ノ語ノ内容、或ハ諷刺、ソレ等ノコトニ
 付テ之ヲ取上ゲテ茲ニ記載スルト云フコトハ避ケ、ス、現ニ聞ク所ニ試
 レバ今朝憲ニ特派サレタ來栖大使ガ「アメリカ」ノ當局ト會見ラシテ語
 ラレルト云フコトデ、或ハ其ノ所報如何ナルコトガ報告サレルカモ知レ
 ナイ、然レモ私ハ左様ナ意味カラシテモ之ヲ踏取スルコトハ避ケタイト思
 フノデアルガ、併シ唯茲ニ一言加ヘテ置カネバナラスコトハ、米國ノ政
 府ハ、果シテ我ガ國ガ現ス爲シツツアル所ノ福被利益ノ如何ナル點ニ對
 シテ苦情ヲ言フ資格ガアルカト云フコトデアル抑々民族ノ自誇自足、大

56

好

裏面白紙

東亞共榮圈ノ福立、平和的ニ經濟的ニ東亞ノ諸民族諸國家ガ有無相違シ
 運締結合シテ共榮圈、共存共榮ノ平和境ヲ打倒テ、仍テ以テ世界ノ平和
 ニ貢獻セントスル所ノ我ガ國ノ正シキ主張ノ何處ニ侵略的ノ意圖ガアル
 ト言フコトガ出來ルデ、ウラウカ、之ヲ妨害シ、之ヲ吞滅セントスル所ニ
 「アメリカ」側ノ無遠ガアルト思フノデアリマス（拍手）

吾々ハ昨日ノ外務大臣ノ説明セラレタコト以上ニ、將來交渉ノコトニ
 付テ更ニ最後ノ如何ナルモノヲ期待シテ居ラレルカト云フヤウナコトニ
 付テハ、本日只今之ヲ言フコトヲ遺憾タイト思フノデアアルガ、併シナガ
 ラ一言私ハ政府ノ當局ニ早シテ置キタイノハ、語ニハ語、事實ニハ事實
 ラ以テ答ヘヨト云フコトデアアル、之ヲ一言言ツテ置キタイノデアリマス、
 近角交渉ヲシテ急々語ヲシテ居ル、然ルニ其ノ一万ニ於テ彼等ハ傍若無
 人ニ暴行ヲナシ、更ニソレヲ強化シ殺ダシキニ至ツテハ勝手放題ナ
 暴行サヘモ敢テシテ、種ル所ガナイト云フヤウナ状態デアアルノニ、之ニ對
 シテ我ガ方ハ何ヲシテ居ラレルカト云フコトデアアル、果シテ如何ナル暴
 行行動ヲ我ガ方ハ執ツテ居ルカ、即チ語ニハ語テ答ヘタラ宜シイ、事實

1877 509 509

裏面白紙

ニハ事實ヲ以テ替ヘルノガ當然デヘナイカ（拍手）東方ノ君子國ト云フ
ヤウナコトヲヨク言フガ、斯様ナ結合ニ東方ノ君子國然トシテ、神妙ニ
交渉ノオ語相手タケラシテ居ルトハ何事デアルカト云フコトヲ言ヒタイ
ノデアリマス（拍手）

吾々ハ國ヨリ争ヒテ好ムモノデナイト云フコトハ是ハ國ノナイコトデ
アル、泰西以來ノ説ガ國是ト近頃多クノ人ガ、兎兎危卒皆斯ノ所ノ八
一字ノ御精神、是ハ平和デアル、吾々ハ國ヨリ争ヒテ好ムモノデハタイ
同モ戦争ハ説ニ五年ヤツテ居ル、今モヤツテ居ルノデアリマス、此ノ上
更ニ海ヲ討ヘ、米英等ノ諸國ヲ相手ニシテノ戦争ト云フガ如キコトハ國ヨ
リ好ム所デハナイ、

或ニ語ノ餘地アル限リハ語シタラ宜カラウ、敢彼ノ一分マデ御語ニナル
ト云フコトハ何事迄支ヘナイノミナラズ、是ハ當然ノコトデアラウト愚
フガ、併シ世ノ中ニハ、我ガ國ノ語ニ、佛ノ國モ三度ト云フコトガアル
又華人ハ二タビスレバ可ナリト云フコトヲ報ヘテ居ラレル、正義ヲ操
シ、好意ヲ滿風シ、獨立ヲ得感シ、實ニ正當ナル進路ヲ越トセントスル

ヤウナ愚慮ニ誤シテ之ヲ其ノ靈受入レテ、悔辱、威嚇ニ屈シテ自滅ヲ得ツ
 ガ如キコトハ、吾々ノ正義観、吾々ノ愛國心ガ絶對ニ之ヲ許サナイト云フ
 コトヲ言ツテ誤キタイノデアアル（拍手）凡ソ吾々ノ懸念デ、語ラシテ分ラ
 ス者ガヨクアル、併シナガラ語ラシテ分ラナイモノハ尙ホ分ラセル万法工
 夫ガアル、補リ分ツテ危リナガラ尙ホ分ラナイト辯シテ現憲ヲ握ネ過シテ
 唐ル所ノ者ニ對シテ爲スベキ榮ハ一ツアルノミデアアル（「ヒヤ々々」拍
 子）

東條内閣ハ既立シテ同モナイ所ニ見任勿々デアアル、併シナガラ東條首相
 ハ前内閣ノ懸念ヲ語デアアル、是テ御前會議ニモ出ラレテ唐ル語デアアル、是
 緒言ニモ出ラレテ唐ル語デアアル、所談ナ爾カラ、近衛前首相ガ遠征ノ意
 ニ不明セラレタ其ノ年月中ニ「私ハ全部ハ引用シマセヌガ「國策遂行ノ方
 針ニ付キ所見ノ一致ヲ見得ナカツタ」云々ト云フコトガアツタヤウニ記憶
 シテ居ル、所謂、國策遂行ノ方途ニ付テノ見解ノ異ナツテ唐ルト云フ其ノ
 眞相ソレガ詳チ第三回近衛内閣更迭ノ原因ヲナシテ居ラウト思フガ、其ノ
 所謂國策遂行ノ方途ニ付テ異ツテ居ツタ所見、所見ヲ異ニシタト云フ眞相

DEF 100 11 509

裏面白紙

ノ如キニ付テハ敢モ正確ニ知ツテ居ラルル管デアリ儲テ尋愛ノ真相、帯
 斷ノ立塘、我ガ國不動ノ画策ニ付テハ何人ヨリモ第一君ニヨク心得テ居
 ララルル管デアルト思フノデアアル、而シテ其ノ人ガ今日ハ現彼ノ將軍ニシ
 テ内閣總理大臣、樞軍大臣ヲ兼ネ、内務大臣ヲ兼ネテ居ルト云フノガ即チ
 チ現内閣デアアル、サスレバ、吾々ガ眞頭ニ逃ベタヤウニ、寧ク天ニシテ
 待ニシツカリヤツテ貰ヒタイ、十分ニオヤシナサイト云フ意味モ、是ハ
 東條總理ニハ十分私ノ言ウテ居ル意味ガ御分リニナルコトト思フノデア
 ル（拍手）吾々ハ今ニ以シテ過去ノコトヲ成レ言ハウトハ思ハナイ、
 過去ノ巧謀ヲ論スルノハ固ラ然ルベキ時期ガアラウト思フノデアリマス
 吾々ノ念願スル所ハ即チ現在自國ノ経江デアアル、現在ドウスルカト云フ
 コトデアアル、是カラドウスルカト云フ問題デアアル、是マデノコトハ姑ク
 替ク、是ハ歴史家ノ仕事デアアル、他日ノ批評ノ問題デアアル、今日ドウス
 ル、或ハ此ノ経問ドウスルカ、是ガ問題デアアル而シテ先ヲ懸ラナイヤウ
 ニシテ貰ヒタイト云フコトガ即チ國民共通ノ念願デアルト考ヘルノデア
 リマス（「ヒヤ々々」拍手）

LEAF LOC. # 203

裏面白紙

100 100 100

ソコデ一言吾々ノ立場ニ付テモ西ツテ置キタイト愚フコトハ是ハ誰ト
 云フコトハ私ハ言ハナイガ、政府ノ人種ノ中ニハ一具証的ニハ蘇ワナイ
 ケレドモ先ツ望氣トシテ、真ノ様子カラ考ヘルト、ドウモ準備ハ相当深
 刻ニナリ、所屬與敵ノ敵頭ト云フヤウナ言葉ヲ使ハレルケレドモ、真ノ
 考ヘノ中ニ動モスルト國民大衆ガマダ時局ノ認識ニ根底ヲシテ居ラヌ所
 ガアルト云フヤウナ考ヘラ待ツテ居ラルル人ガアルカニ思ハレル、ソレ
 ハ大イナル間違ヒデアルト云フコトヲ言ツテ置キタイ(「手」)大變ナ誤
 解デアル(「ヒヤタタ」)ソコデ私ハ是モ政府ノドノ人ト云フコトヲ辯
 ス解テハナイガ、政府ノ人々ハ果シテ現在ノ國民ガ如何ニ御前メラレタ
 気分ニナツテドウシテモ此ノ重懸ラ評議ケテ天目ヲ見ザレバ已マナイト
 云フ気分ニ思エテ居ルカト云フコトガ分ツテ居ルカドウカト云フコトヲ
 寧ロコチラカラ考イテ見タイノデアアル(「ヒヤタタ」)「手」國民ハ皆々
 切メトシテ皆大キナ火學ニ宛カレテ居ルヤウナ気分デ居ルノデアアル、目
 見エナイ望氣ニ取メラレテ居ルガ如キ気分ニ充テ滿テテ居ツテ政府當
 面ニシテ一タビ大磐石ノ決心ヲ以テ前進一歩スルカラバ、電光石火時

10

60

61

裏面白紙

LIF DOG 4 E09

ニ之ニ呼應シテ達通スルノ覚悟ヲシテ唐ルト云フコトガ分ツテ居ルカド
ウカ（「ヒヤタタ」拍手）ソレガ分ツテ居ルカト云フコトヲ寧ろ吾々ノ
方カラ國民トシテ鑑イテ見タイノデアル、今日ノ氣分ハ宜味ナキモ、テハ
ナイ此處マデ来レベモウキル外ハナイト云フコトガ益國民ノ氣分デアル
（拍手）

吾々ハ此ノ戦争ヲ戦ヒ抜カナケレバ他ニ浮ブ積ハナイト等ハテ居ルノ
デアル、所謂強國三昧ニ入ツテ居ルノデアル、種族自的榮達、是ガ唯一
無二ノ今日ノ國民ノ願ヒデアル（拍手）ソレハ早ニ吾々ノ愛シイ、實
イ子供ヤ弟ガ、祖國ノ干渉トナツテ第一線ニ命運ヲノシキラシテ居ル、
サウ云フヤタナ意味バカリテハ無効ナイノデアル、公債ノ買スルノモ
争ノ爲テハナイカ、戦ノ高クナルノ時戦争ノ爲テハナイカ、益出納費ノ
不足弱國、皆戦争ノ爲デアツテ此ノ上頁ニ如何ナル苦勞報償ガ取ナリ来
ツテモ、何處々々マデモ此ノ戦争ヲ戦ヒ抜キ、此ノ戦争ニ勝彼クニアラ
ザレバ、和平モ幸福モ榮光モ望ミ得ル所デナイト云フノガ、即チ國民ノ
共同ノ心理デアル（拍手）本日は國民ハ其ニ異感ノ接頭ニ立ツテ吾々ハ

62

11

61

裏面白紙

今往カネボラスト云フコトノ覚ロフ十分ニシテ危ルト思フノデアリマス
 即チ此ノ緊張シタ此ノ熱烈ナル國民ノ氣骨——東條將士ノ討内閣ニ衝シ
 テ益々國民ガ兵ノ出來タ時カラ天イナル刺戟ヲ受ケ、今度ハヤルダラウ、新
 敵ニ思フカラコソ真刻ニモナリ、必死ニモナリ覚悟モシ、効力モシ、敵
 勇モシ、戦艦モシヨウト云フ氣分ニ感ツテ居ル（拍手）平時ノ激言デア
 レバ流復ノ輩ハノ無禮不道、必ズシモ國民ハ歡迎シテ府ラスト思フ、部
 チ今日ノ通話メラレテ居ル果ルカ反ルカト云フ此ノ國民ノ憤怒ガ、將軍
 總冠大元ヲ歡迎シテ之ニ候ツテ行カウ、新フ云フ國民の聲ヲ聞ク所以デ
 アラウト思フ（拍手）然ラベ即チ此ノ内閣ノ方々へ此ノ國民心温ヲ變
 庭環繞高打請ノ上ニ刺弗指指セラルル所ノ用意ガナクテハナラスト思フ
 ノデアリマス（拍手）議ヲ要ニハキツカケト云フモノガアルコトハ法ガ
 守上ゲルマデモナイ、古人モ言ワザル、誠ハ百勝シテ居ル時デナケレバ
 即イテモ誠言ナノデアアル即チ今國民ハ自決シテ居ルノデアアルカラ印クニ
 十分ナ時デアルト云フコトヲ政府ハ尋ヘナケレバナラヌ（拍手）ソレテ
 アルカラト云ツテ私ハ談判ヲ打切レ、サウ云フ書開ラシテ居ル時デハナ

18

62

裏面白紙

LOC 409

イ、時儀ハ今デアル、斯フ云フコトヲ政府ニ申上ゲテ、剛カタリトモ
 府ノ人々ガ、アアハ言フケレドモマダダ。。。ト云フヤウナ氣分デ押マ
 ザルヤウニ叙シタイト云フコトヲ早上ゲテ居ルノデアリマス（拍手）
 政府ノ當馬トナリ重慶ノ地位ニ盤ルト色々ヤツテ見タイコトガアル、
 ソレハ禍遺棄ヲスル併シモノニハ展度ガアル時ト場合ト云フコトガアル
 全國民ガ食フ物モ食ハズ、疲ル自モ殺ナイヤウニ一心ニナツテ、ドウカ
 此ノ戦争ヲ勝利ニ、我ガ國ノ立場ヲ良クシヨウト云ツテ一心ニナリ、三
 歩ニ入ツテ居ル、其ノ時デアルト云フコトヲ冠ヘテ、此ノ際ハ唯一敵大
 ノ敵結ヲ戦争目的完遂ノ一途ニ盡イテ、一切脇目ヲ振ラズ、玉手一箇張
 リテヤツテ成ヒタイ（拍手）ソレハ飛軍デモ角デモ精デモ奮デモ皆ノ胸
 ヲ以レバ手綱デアラウ、又目ノ前ニ居レバ取リタイノハ必ズシモ下手將
 士バカリデハナイ、併シナガラ勝法ノ勝負ハ玉手ヲ取ラナケレバ片ハ付
 カスト云フコトヲ考ヘナケレバナラス（拍手）吾々ハ其マテ塵々不患
 、決意、大イニヤル、斯フ云フコトヲ剛カサレテ居ル、昨日モ理イタ、
 予實國首相ノ演説ガ外ニ是イテ國民ノ愛ケガ録イト云フコトモ、其ノ

裏面白紙

DSF LOC 209

決意ノ部イ言葉ガ、強イ言葉ヲ以テ述ベラレタ時ニ際内ニ辱ル者々モ
 左様ニ懸シタノデアル、ソレハ懸イタ、今度モ懸イタ、併シナガラ然ニ
 吾々ガ一ツ申述ベテ懸キタイコトハ、決意ノ鞏固ナルコトハ疑々言イタ
 ケレドモ、私共ノ謀レテ懸ルト云フカ、危ブシテ懸ルト云フノハ、決意
 ガ固イト云フコトデハナイ、決意ハ鞏固タルモノアルコトガ必デアラ
 ウ、併シナガラ決意デアル固ハ、鞏固デアルカ、弱乎デアルカ分ラナイ
 ノデアル（拍手）決意ト実行トハ通フト云フコトヲ私ハ固ニモ敢断ニ
 モ申上ゲテ懸キタイ、吾々ノ希望スル所ハ鞏固タル決意アリコトヲ覺
 悟スベキ実行ガ入所ダ、新ソイソノデアル（拍手）懸テ激動ノ汽流ハ人
 群ガルコトデアル、政府デヤツテ呉レ、シツカリヤツテ賞ヒタイ、愛ケ
 タ所ノ政府ハ、シツカリヤリマス、ヤツテ懸リマス、是ダケデハ願ハ満
 マナイ、懸テソレダケデハ何咄マデモ「アメリカ」ノ「」「」オ寄ノ懸
 ノオ相手ワ轉妙ニシテ懸ルニ過ギナイト云フコトニナルノデハナイカ、
 何カスルコトニ候ツテ敢て決意ガアルト云フコトガ分ル、四十七士ノ仇
 討ハ、大石内蔵之助ノ宣傳ニ候ツテ出有クモノデハナイ、一徳ヲ崇、二

14

64

65

裏面白紙

征ニ垂ントスル間、彼ハ辛苦艱難ヲシテ仇讎冤憤ヲ泄ゲカ、仕ノ跡カラ
 見ルト彼ノ決意ハ牢固デアツタト云フコトガ隠隠サレルノデアル（拍子）
 決意ノ牢固タルコトハ、宣稱デハ決マラナイ、嘗テニ依ツテ決マルモノ
 デアル（拍子）之ヲ私ハ費正アル當局ガ察ク給ヘル必察ガアラウト思フ
 ノデアリマス

左様ナ意味カラ考ヘテ天軍ヲ取ルノモ意シイ、天軍ヲ取ルノモ純潔平
 アル、ソレヲ担テ非難スル言デハナイガ、先ヅ領内四トシテハ出察手頭
 モナイコトデアルカラサウ直グト云フコトハ實ハ無胆カモ想シナイケレ
 ドモ、併シナガラ相當日時モ經ツテ是ル、殊大健ハ予内閣ニナツテカ
 ラ「アメリカ」ニ特派サレテ大統領ニ會フコトニナツテ是ル、相當日時
 ハ經ツテ是ル、ソコデ私ハ、政府ノ人々ハ何ヲ慮レ何ヲ憚ツテ是民ノ爲
 命ヲシテ是ラレルノデアラウカト云フコトヲ思フノデアリマス、政府ノ
 人々ガ、國民ノ爲ニ慮レ憚ル所ハ、其ノ相手側モ亦慮レ憚ル言デアルト
 云フコトヲ知ルノ必察ガアル、攝政シハ兩方等イト云フコトヲ察ヘナケ
 レバナラス（拍子）一タビ觸ツテ觀ヲスルト云フコトニナレバ、人命ヲ

15

LEF 500 3 209

裏面白紙

FILE TOC # 209

損傷シ、物資ヲ消耗スルト云フ事柄ハ、我が国バカリデハナイト云フコ
 トヲ考ヘナケレバナラス、吾々ハ須ラシ今ノ機運ニ於テ、研習院性願
 ニ於ルル政界、財界ノ眼解者、我が國ノ立身ヲ具得スル所ノ人々ニ少シ
 強イ實物教育ヲ與フベキデアルト思フノデアリマス（拍手）此ノ實物教
 育ヲ興シテ、戦争ガ雙方ニ人的眞ニ勳ノ天機性ヲ必然トスルモノデア
 ルト云フコトヲ知ラシメ、併セテ其ノ國民大衆ヲシテ、彼等ノ編慢ナル
 指導者ノ指導教養ニ依ツテ、彼等ガ階級ノ海中ニ絶込マレタ時ニハ眞ノ
 結果、彼等ノ獨立ニモ自尊ニモ直接關係ナキ所ノ戦争ノ犠牲トナル等ハ
 指導ノ指導者ニアラスシテ、却ツテ彼等被指導者、國民大衆ガ身デア
 ルト云フコト、之ヲ實物教育ニ依ツテ徹底的ニ知ラシムルニアラザレバ、
 太平洋ノ和平成ハ靜謐ハ得テ望ムベカラザルモノデアルト云フ位ニ考ヘ
 テ慮ルノデアリマス、モウ「ゼスチユア」ノ時代ハ過ギタ、其ノデア
 ル、初メニハ「ゼスチユア」モ廢シモ效ク、併シナガラ然ラ成シテモ
 ヘテモ即カナイ時ニハ、親ハ子供ニ對シテ所望繼續ヲ保フト云フコトガ
 アル（拍手）一ツ位ギラナケレバ駄目ダ

10

66

67

裏面白紙

近鄰首相ハ日米交渉ニ關シテ所謂「メツセージ」ヲ送ツタ、之ヲ私ハ
 見タコトハナイガ、其ノ「メツセージ」ノ中ニ、太平洋ノ痛ト云フヤウ
 ナ言聲ヲ使ハレテ思ツタト云フ以ニ聞イテ感ル、我シテ痛アリヤ、若シ
 果シテ所費痛ナルモノガ太平洋ニアリトスルナラバ、其ノ痛タルヤ、實
 ハ太平洋上ニアルノデハナク、「アメリカ」人殊ニ「アメリカ」ノ現在
 ノ福利考慮ノ心ノ中ニアルノデアルト云フコトヲ想ラナケレバナラス「
 曼手」此ノ痛ニ歸乎トシテ「天」メス「ヲ加ヘル必死ガアル、ソレハ吾
 々ノ責任アル艦艇以來幾千萬年ノ永久ニ亘ル殺ガ六百五拾餘ノ罪ヲ
 負シテ居ル所ノ現在ノオ互ヒ對長ノ後代ニ對スル責任アル

17

ソコデ私ハ政府ニ、政府ハ果シテ吾々ノ言ニ、其善ヲシテイツ領陸
 地ノ「メス」ヲ復ハシメラルルカト云フコトヲ命ヲ得シタイ、東ニ行ク
 トカ西ニ行クトカ、左様ナ作戦用兵ノコトニ付テ容喙ヲスルト云フヤウ
 ナコトハ吾々ハ固ヨリ致シマセヌ、併シ政府當局、東亞會議以下同様ノ
 諸公ガ、深ク諒カニ一億國民烈々タル所ノ冤氣込ミヲ體認セラレテ、其
 ノ確親ノ下ニ、此ノ決議案ノ本文ニアル事リニ、即チ國民ノ岸邊亦假ニ

LEF 100 4 109

67

裏面白紙

DLF IOC # 499

成ル、政府ハ直シク此ノ不救ノ民意ニ借借シテ、一日モ遅カニ断然タル
威懼ニ出ラレ、此ノ吾々ノ難關突破ノ先鞭ニ立タルルコトヲ希望シテ已
マナイモノデアル、之ヲ以テ本案提出ノ理由ヲ終リマス（拍手） 齋藤ノ
御賛成ヲ希望致シマス（拍手）

○ 議員（小山松壽君） 採決致シマス、本案ニ賛成ノ賛聲ノ起立ヲ求ムス
（起立絶立）

○ 議員（小山松壽君） 起立議員
（拍手絶ル）

○ 議員（小山松壽君） 本案ハ全會一致可決致シマシタリ——内閣總理
大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——東條内閣總理大臣
（起立大臣東條英機君登壇）

○ 起立大臣（東條英機君） 只今本院ニ於カレマシテ全會一致ヲ以テ御
可決ニナリマシタ決議案ノ御趣旨ニ付キマシテハ、政府ハ十分了察致シ
マシタ、政府ハ此ノ上トモ能ク御趣旨ノ次第ヲ従ヒ、御案ノ自平ト御展
トヲ維持シ、規定ノ順序進行ノ爲ニ政府ノ努力ヲ盡シテ参リタイト思フ

69

裏面白紙

DLF LOC # 209

ノデアリマス、而シテ既定國策進行、比ノ點ニ付キマシテ、新條本席上
ニ於キマシテ申上ゲマシタル通り、政府ハ凡ユル障礙ヲ除キ、之ニ對
スル憂慮ノ準備ヲ盡ヘテ、斷乎トシテ管領條約ノ履行ヲ速行スルニ萬分
懈ナキヲ期シ、仍テ以テ其ノ存立ヲ益ウセントスル固キ決意ヲ有シテ懸
ルト云フコトヲ申上ゲテ居リマス（拍手）此ノ決意ハ宣傳テハアリマセ
ヌ（拍手）私ハ氣胸ハ大減ヒテス（拍手）ドウ御座承ニナツテ居キタイ

而シテ雖申上ゲテ居キタイト考ヘマスコトハ、今後ノ形勢ノ如何ナル
變化ニ對シマシテモ、帝國既定ノ國策ノ進行ニハ相當重大ナル影響ヲ與
被シテ行カサケレバナラヌト云フコトハ、如何處デアラウト考ヘマス（
拍手）政府ハ固ヨリ全力ヲ盡シテ之ニ當ル覺悟ハ十分決メテ居リマス、
許シオカラ世ノ半ヲ擔ハレル者ハ皆條約（拍手）皆條約ノ後ロニ附イテ
居ラレル所ノ一體ノ民衆デアリマス、此ノ集會ヲク登シマシテハ出家マ
セヌ（「其ノ通り」ト呼ブ者アリ拍手）然ルニ只今御決意ノゴザイマシ
タ如ク、國民ノ同意ハ成ツテ居ル、實ウ卑サレタコトニ對シマシテ、私
ハ非常ニ心算ク振スル次第デアリマス（拍手）

70

19

69

裏面白紙

71

尙一言、只今ノ御説明中ニ付キマシテ、私ノ高興リカモ知レマセヌガ
小サイコトデゴザイマスガ一應阜上ゲテ置キタイ、政府ノ關係ノ中ニ、
私ノ申シマシタ施政方針、其ノ點ニ疑ヒヲ持ツテ居ル者ナキニアラザル
カト云フヨナ點ニ疑ヒラレタヤウニ思ヒマスガ（「疑フ々々」ト呼ブ者
アリ）サウ云フヤウナコトハ疑對ニゴザイマセヌノテ其ノ點ハ御諒承
願ヒマス

（「國民ノ決意ヲ疑フヤウナコトハナイカト云フノデス」ト呼ブ者アリ）
ナケレバ結構。．．．．．（拍手）

20

DLF DOC # 209

20

裏面白紙

證 明 書

自分山崎高ハ衆議院庶務課長ナルトコロ別紙日本交十八枚ヨリ成ル文書
ハ自分カ職務上保管シ係ル昭和十六年一月十九日開議第七十七回帝國
會衆議院議事遠記録第三號四十二頁ヨリ四十六頁ニ亙ル部分ノ謄本ナル
コトヲ證明シマス

昭和二十一年十二月六日

於衆議院

山 崎 高

右ハ自分ノ面前ニ於テ署名捺印セラレタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 積 倉 市 藏

PE 5 00 1 209

71

72

裏面白紙

22-12-29 11/12 (1,2)
E3665-10

Doc. No. C 52912

71

○公爵皇幸忠重君 只今薩摩トナリマシタ 薩摩遂行ニ願スル決議案ノ發經者
ト被シマシテ、此ノ從我ノ理由ヲ申述ベタイト存ジマス

中略

只今ノ薩摩大臣ニ外務大臣ノ演説ニ於キマシテモ明カチアリマシテ、誠
ニ我々ノ多トナル所チアリマスガ、莫クハ直ニ大國民タルノ態度ヲ示シ
白己ノ努力ノ足ラサルヲ愛フルノ態度ヲ以テ、此ノ上トセ有ラユル手段ヲ盡
シテ我々ノ能ニ折衝シ、彼ヲシテ果敢ノ態度ニ徹セシメ、密議ノ態度ハ固
ヨリ、我が努力ノ進ヲ十分ニ了知セシムル程度ノ努力アラムコトヲ切望スルセ
レリ、我々ノ努力ニセテ我々ノ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニ
ラニ理解セズ、我々ノ我々ノ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニ
帝國ノ名譽ヲ汚辱シ其ノ存立ヲ脅カサムトスルノ態度ヲ改メサルモノガアリ
マシタナラバ、政府ハ極力テ我々ノ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニ
委望シテ我々ノ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニ
ヲ我々ノ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニセテ我々ノ我々ニ
林ニ決議案ヲ明述スルマシマス、以上申述ベマシタル旨ヲ以テ此ノ決議案

沖ニ集會ノ輪流ヲ定シ水ニ其ノ共在共務ヲ確保シ世界ノ平和ニ寄與スル

裏面白紙

№ 2712

ハ是レ帝民不聊ノ政ナリ政府ハ宜シク内外ノ情勢ニ對應シテ現下ノ危局
ヲ打開シ以テ政策ノ遂行ニ道算ナキヲ期スベシ
幸ニ諸君ノ御賛成ヲ得マシテ、本決議案ノ可決セラレムコトヲ切望サシマス
(拍手)

裏面白紙

Ref. No C #2712

文書成立ニ由スル証明書

自分ハ印刷局庶務課長ノ職ニ在ル者ナル故、茲ニ発行ナル日本誌ニ依リ印刷
ナラレ八頁ヨリ成ル 目録表外紙、十六年十一月十八日 印刷物ハ日本政府（内
務省）ノ印刷発行ニ依ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月六日 於東京 藤原孝太

右署名捺印ハ自分ノ通詞ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於同所

立會人 小口 守

裏面白紙

2913
Def: Doc. 903

22-12-29 12'
E3666 Exh. No.

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日於同所

立會人 内山 弘

第一復員局文書課長 美山 要 謹

自分美山要謹ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、昭和十六年（一九四一年）十一月二十二日頃ノ連絡會議ニ於テ成立セル乙案（米穀ヨリ輸入スヘキ石油所要量ノ決定ニ關スル書類）ハ終戦時燒却シ現在保管シテラサル事ヲ證明ス
昭和二十二年十一月二十五日 於東京

證明書

裏面白紙

E3667 22-12-30, 21

Ref. No. 2942

Kxh. No.

石巻名簿印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日 於 同 所

自分美田要徳ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナルニ「大本書」
副一及「大本書」等語ヲ令一トスルニ道ノ文書ハ終戦時整理シ現在
一復員局ニ保存シアラサルコトヲ証明ス。
昭和二十二年十二月十二日 於東京

證 明 書

第一復員局文書課長 美田 要 徳

立書人 白 田 弘

裏面白紙

E3668 22-12-30.3'

Def. Doc. 52047

証 明 書

昭和十六年十二月一日大本營陸軍部ヨリ南方軍司令官・支那派遣軍司令官
並ニ南洋支隊長ニ對シ發令シタル開戰準備行動開始ニ關スル命令書ハ現在
第一復員局ニ保管シアラサルコトヲ證明ス

昭和二十二年十二月十五日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 要 敏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ為サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 内 山 弘

裏面白紙

官報号外 昭和六年十一月十六日 赤松陸軍軍医長 赤松

政府委員 (木村兵太郎君)

陸軍大臣に代り只今ヨリ状況報告ヲ致シマスルガ、先ヅ御手許ニ差上ゲ
テアリマスル地圖ヲ御覽ニナツテ歎キマス、軍ノ上陸地點ハ極秘ト致シ
テ居リマスノデ、取扱上御注意ヲ御願ヒ致シマス

中 略

「マレー」半島方面——英國ハ久シキニ互リ政略兩略ヲ併用シテ「マ
レー」島ヲ強壓シ、之ヲシテ反日線ニ導入スベク執拗ナル策動ヲ續ケツ
ツアツタノデアリマスガ、遂に七日ノ夜暗ニ乗ジ、「マレー」國境ヲ突
破シテ「タイ」國南部ニ侵入シ來ツタノデアリマス、是ニ於テカ我が國
軍ハ海軍ト協同シマシテ、八日未明、「マレー」半島ノ要衝ニ上陸ヲ敢
行シタルデアリマス、此ノ時英領「マレー」東北部ニ突進セル部隊ハ、
堅固ナル海陸ノ備ヘテ特ム頭強ナル敵ト激戦ヲ交ヘ、屢々危険ニ瀕シタ
ノデアリマスルガ、勇戦奮闘、遂ニ其ノ上陸ニ成功シ、損害ヲ物トモセ
ズ、引續キ敵ノ重要飛行根據地ニ殺到シ之ヲ占領、以テ全般ノ上陸作
ヲ容易ナラシメ、軍旗ノ下英領「マレー」一帯乘リノ偉功ヲ立テタノデ
アリマス。

裏面白紙

文藝成立ニ關スル證明書

(五號)

自分ハ印刷局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ十六頁ヨリ成ル官報號外昭和十六年十二月十六日第七十八回帝國議會衆議院議事遠記録第一號ト題スル印刷物ハ日本政府(内閣印刷局)ノ印刷發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月七日

於東京

藤原孝太 2

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 小口守

裏面白紙

E3470

22-12-30. 5

Def Doc # 2775

高橋

帝内政府ノ米商人等過半件抗議ニ對スル
對米回谷

(在本邦西國公使館昭和十九年四月二十八日附往郵)

以書翰啓上致候際有二月五日附真物ヲ以テ日本領ノ權内ニ在ル米商民ノ待
過ニ御申起ノ趣敬承ス候
右貨輸ニ於テ言及セラレタル米商民ニ對スル帝自感ノ待遇ニ對スル一九
四二年十二月二十三日附不國政府ノ抗議ニ對シテハ調査ノ結果ニ基キ四月
二十四日附閣下宛管轄ヲ以テ向谷以置候今回ノ米商政府ノ通達ニ對スル帝
國政府ノ同谷左ノ通ニ有之候米商政府ノ利益保護代表タル貴裕ニ於テ在京端
一、帝國政府ハ日本ニ於ケル米商ノ利益保護代表タル貴裕ニ於テ在京端
自公使ヨリ一九四四年二月五日附管轄ヲ以テ傳達アリタル帝内ノ權内ニ
在ル米商人ノ待遇ニ對スル米商政府ノ通達ヲ以テ傳達ナリ注意ヲ以テ檢討シ
タリ

米商政府ハ從來ト同様今同ノ通達ニ於テモ一九二九年存続條約ノ適用ニ
對スル帝内ノ地位ニ付重要ナル誤解ヲ有スト認メラル、ヲ以テ帝内政府
ハ此ノ機ニ更メテ本回谷一ニ於テ此ノ點ヲ闡明ス

帝内政府ハ米商政府從起ノ十八回強ノ抗議及事例ニ對シ詳細ナル調査ヲ行

裏面白紙

比結果ヲ本回各二ニ於テ通達ス
 本日政府ハ今回ノ通達ニ於テ本回ノ禮内ニ在ル日本人ニ對シ一九二九年ノ
 存身條約ノ條々ヲ完全ニ通用スト言明スルモ帝政府ノ有スル最も確實ナ
 ル情報ニ對スルニ本回政府ハ必ズシモ完全ニ同條約ヲ通用シ居ラザルコト
 本回各三ニ擧グル通ナルヲ以テ帝政府ハ之ニ對シ誠實沈黙スルト共ニ本
 回政府ニ於テ速カニ各事例ヲ調査シ奉還ヲ定正シ且責任者ヲ處罰又ハ感誠
 セシムコトヲ要請ス
 本回各四ニ列記ノ事項ハ一九二九年ノ存身條約ニハ予見セラレザル感誠ナ
 ルモ同條約ノ精神國際法ノ原則乃至人道ニ反スル旨置ナリ右モ帝政府ノ
 有スル最も確實ナル情報ニ依ルモノニシテ帝政府ハ既ニ本回政府ニ沈黙
 ナルカ未ダ満足ナル回答ニ接セザルヲ以テ此ノ機會ニ於テ同回政府ニ對シ
 更ニ嚴重ナル沈黙ヲナシ兵ノ隊西ナル注意ヲ喚起シ奉還ノ改善セラレンコ
 トヲ要請ス
 一、一九二九年ノ存身條約ニ對スル帝政府ノ地位
 存身ノ條約ニ對シテハ帝政府ハ一九二七年ノ陸軍ノ法裁償例ニ懸スル規則
 並ニ一九二九年ノ取組取組ニ於ケル傷害及死者ノ狀態改善ニ懸スル條約
 ヲ批准シ居ルモノ一九二九年ノ存身ノ條約ニ對シテ批難シ居ラズ今
 次大戦ニ際シテ帝政府ニ於テハ本回政府ニ對シ日本ノ禮内ニアル本回人

裏面白紙

タル存続ニハ一九二九年ノ存続ノ待遇ニ關スル條約ノ規定ノ内容ヲ準用
 シテ、附條的協定ナク、準一九二九年ノ存続ノ待遇ニ關スル條約ノ規定ノ内容ヲ準用
 望ノ表明ノミアル處、今大改正ニ際シ、前政府ハ本向政府ニ對シ、一九二九
 年ノ存続ノ待遇ニ關スル條約ノ規定ノ内容ヲ相互條件ノ下ニ於テ能ク限
 リ準用ス（但シ父職、向カ本人ノ自由意志ニ反シ、勞役ニ服セシメザルコト
 ヲ條件トス）ル意思ヲ表明セリ
 右本向人存続ニ對シ、一九二九年ノ存続條約ノ規定スル所ヲ準用ストハ、前
 向政府ニ於テ、自國々内法規及規費ノ負担ニ即應スル條約ノ定ムル所
 ニ必要ナル多正ヲ加ヘテ適用スル趣旨ナリ、米向人抑留者ニ對シ、同條約ノ
 規定スル所ヲ準用スル亦向趣旨ナリ
 今次大改正ノ趣旨ハ、南洋ニ在ル諸島ノ廣大ニシテ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ
 所在シ、廣シク、南洋ニ在ル諸島ノ廣大ニシテ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ
 空襲、機式ノ製造ハ、南洋ニ在ル諸島ノ廣大ニシテ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ
 而シテ、呈負ハ、南洋ニ在ル諸島ノ廣大ニシテ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ
 向人ヲ收容スルニ至リ、之ガ公正ナル取扱ヲ如キチ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ
 ルモノナルガ、所ル、呈負ハ、南洋ニ在ル諸島ノ廣大ニシテ、其強ニ於テハ、辭職、海濱、汽ニ

裏面白紙

リシ所ナリ。帝國カ一九二九年ノ存続ノ待遇ニ關スル條約ヲ署名セルニ拘
 ラズ之ヲ批准シテラザルハ同條約ノ規定中帝國トシテ受諾シ得ザルモノ
 アルニ因ル。從テ帝國ハ一九〇七年ノ條約ノ後現行例ニ關スル規定並ニ
 一九二九年ノ條約並ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ヲ加
 味シ人道的見地ヨリ宿願シ居ル次第ナリ。右ハ屢次帝國政府ヨリ米國政府
 ニ表明セル所ナリ。
 然ルニ米國政府カ前記帝國政府ノ意思表示ヲ以テ合モ帝國カ締約國トシ
 テ同條約ノ益々ノ事項ヲ舉ゲテ其ノ體之カ適用ヲ要求スルハ帝國政府ノ
 諒解ニ苦シム所ナリ。

裏面白紙

文啓成立ニ關スル證明書

自分ハ浮誇情報局調査部長ノ職ニ居ル者ナル爲、其ニ添付セル日本語ニ依
リ印刷セラレ且頁ヨリ成ル而該局ノ米國人ガ通譯并沈黙ニ關スル對米同
答ト題スル印刷物ハ日本政府（子誇情報局）ニ保管セシコトガアル文書ノ
被萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月十六日

於東京

横井幸治

5

右署名捺印ハ自分ノ面商ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

面商 於面所

立目人 内山 弘

裏面白紙

E3671-A

Def. Doc. No. 276c-B

22-12-30, 6 (U.S.)

Exh. NO

世界史上偉大ナル意義ヲ有スル大東亞會議ガ、本日盤邦日本ノ首都ニ
 於テ舉行セラレ、コトニナリマシテ、只今東條總理大臣閣下ノ演説ヲ拜
 シ、大イニ感奮致シタ次第デアリマス。

米英ノ東亞侵略ハ、百年以前ニ係リ開始セラレタノデアリマシテ、今
 新カル極メテ重大ナル時期ニ於キマシテ、日本ノ軍事力及ビ政治、經
 済、文化、各方面ノ力ニ類リテコソ、始メテ克ク米英ノ侵略野心ヲ抑
 シ、東亞ヲ保全シ、米英ヲシテ獨裁セシメザルコトガ出來ルノデアリマ
 ス、最近更ニ大東亞戰爭勃發シ、米英ノ東亞ニ於ケル侵略勢力ハ極
 ラレ、東太平洋及ビ南洋一帯ニ於ケル米英ノ陸海軍根據地ハ、漸次日本
 艦隊ノ襲撃、占領スル所トナツタノデアリマス、日本ハ更ニ一步ヲ進
 メ、東道遠征常備ニ基キ東亞諸國家諸民族ノ共存共榮ヲ圖リ、其ノ獨立
 自主ヲ援助シ、其ノ愛國的希望ヲ達成セシメ、之ヲシテ各々其ノ部
 分ノ完成ノ責任ヲ分擔セシムルコトヲツタノデアリマス、茲ハ新カ
 ン建設ノ完成ノ責任ヲ分擔セシムルコトヲツタノデアリマス、茲ハ新カ
 ル日本ノ崇高ニシテ偉大ナル抱負及ビ其ノ光輝アル實績ニ對シ、茲ハ新カ
 ン同時ニ最大ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス。

「タイ」兩國並ニ新興「ビルマ」、

中華民國代表汪行政院院長閣下ノ一敘の所見 (譯稿)
 (十一月五日)

裏面白紙

フイリピン、兩國及ビ自由印度假政府ガ、各々鞏固ナル決心ト抱マサル
 努力トニ依リ、大東亞戦争及ビ大東亞建設ノ責任ヲ分担シテ居ラル、コ
 トニ對シ、露ンデ最大ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス。
 中華民族ガ東亞ノ一翼トシテ、今回私ガ此ノ機会ニ於キマシテ、大東
 亞戦争完遂ト大東亞建設ノ方針ニ歸スル國民政府ノ決心ト努力トニ付キ
 マシテ申述ブルコトヲ稱マスルノハ、洵ニ欣快ノ至リト存ズル次第デア
 リマス。
 中華民國ノ國父孫先生一生ノ抱負ハ、即チ中國及ビ東亞ヲシテ米英侵略
 勢力ノ桎梏ヲ破碎シ、其ノ獨立自主ヲ完成セシムルニ在ツタデアリマ
 ス、斯カル抱負ニ蓋キ、逝去ノ日ニ至ル迄滿四十年ノ間、畢生奮闘ヲ續
 ケラレタノデアリマシテ、其ノ逝去ノ三ヶ月前、會テ日本ノ神戸ニ於キ
 マシテ二回ニ互リ演説ヲセラレマシタガ、第一回ハ民國十三年十一月二
 十八日デアリマシテ、其ノ説ク所ハ即チ大東亞主義デアリマス、其ノ
 中ニ於テ「我々亞細亞ハ世界最古ノ文化ノ發祥地デアリ、殆ンド一トシテ完全ナ
 年以來米英ノ侵略ヲ蒙リ、漸次衰微スルニ至リ、殆ンド一トシテ完全ナ
 ル獨立國家ノ存在ヲ見ザルニ至ツタノデアアルガ、其ノ衰微ガ甚ダシ
 タトキ、突如其ノ轉換期ガ到來シタノデアアル、是即チ日本ノ維新デア
 テ、此ノ日本ノ維新コソ、日本ガ亞細亞ニ於テ先進國タルノ原因トナツ
 タノデアリ、同時ニ是ガ亞細亞復興ノ出發點トナツタノデアアル、亞細亞
 各國ハ當然先進國日本ト共ニ同心協力、東方ノ王道的文化ニ蓋キ、西方

裏面白紙

ノ、其の文化ニ打勝チ、米英ノ侵略勢力ヲ完全ニ驅逐シ、亞細亞各國ノ
 統一ニ至リ、亞細亞各國ノ獨立自主ヲ完成セシメナケレバ、ナライノデア
 爾ノ知クニシテ始メテ克ク亞細亞全體ヲ衰微ヨリ復興ニ導クコトガ出
 來ルノデアアルト謂ハレタノデアリマス。

其ノ二、西自ハ同年同月同日ノ演説デアリマシテ、ソレニハ「日本ハ當然
 甲、日支兩國ハ兄弟ト同様デアリ、日本ハ嘗テ不平等條約ノ東洋ヲ受ケタ
 一、日支兩國ハ兄弟ト同様デアリ、日本ハ嘗テ不平等條約ノ東洋ヲ受ケタ
 ル、其の發奮興起シ、始メテ其ノ東洋ヲ打破シ、東方ノ先進國並ニ世界ノ強
 國トナツタ、中國ハ現在、同様ニ不平等條約ノ東洋ヲ受ケタ、中
 ルモノデアリ、日本ノ十分ナル援助ヲ切望スルモノデアアル、中
 ハ、中國ノ東洋ノ發奮興起シ、始メテ其ノ東洋ヲ打破シ、東方ノ先進國並ニ世界ノ強
 以上二、西自ハ同年同月同日ノ演説デアリマシテ、ソレニハ「日本ハ當然
 ノデアリマシテ、其ノ後、父孫先生ハ同モノナク、病ニ患サレ、翌年三月
 十二日北京ニ於テ逝去セラレタノデアリマスガ、逝去ノ時ニ當リ、遺言ヲ
 同志ニ遺サレ、同志ハ克ク此ノ遺言ニ從ヒ、其ノ遺言ニ從ヒ、其ノ遺言ヲ
 期セヨト申サレタノデアリマス、兼モ不幸トスル所ハ、父孫先生ノ逝去
 後、其ノ遺言ニ未ダ實現スルコト能ハズ、日支ノ事變ハ好轉ヲ見ズ、其
 ナラズ、却テ日増シニ悪化シ、遂ニ氏孫先生逝去後十二年目ニ當ツテハ、
 ニ至ツタコトデアリマス、正ニ國父孫先生逝去後十二年目ニ當ツテハ、
 マス。

裏面白紙

此ノ時、日支ノ關係ガ決裂シタル爲、米英ハ好機到レリトナシ、我等同志ハ、
 國父ノ遺志未ダ實現セザルヲ見、日支關係ノ日ニ悪化スルヲ見テ、痛心
 疾クハ事ヲ兼短期間ニ打切ルベキ方針ヲ宣布セラレ、其ノ中ニ於テ、
 日本ノ目的トスル所ハ中絶ノ故亡ニ非ズシテ中絶ノ與陸ヲ冀ヒ、日本ハ
 中絶ノ事ヲ兼短期間ニ打切ルベキ方針ヲ宣布セラレ、其ノ中ニ於テ、
 スベキコトヲ決心シ、其ノ獨立自主ノ願望ヲ達成セシムルコトニ志ルコ
 トヲ願フセラレマシタ、我々同志ハ、日本ガ新カク完成セシムル希望ヲ存
 ルコトヲ願フキ、日支關係ノ好轉ヲ期シ、國父ノ遺志ヲ完成セシムル希望ヲ存
 スルコトヲ欲知シタノデアリマシテ、之ニ依リ先ヅ其願望ニシテ我
 等、和平回復ヲ期シテ、和平運動ノ爲ニ奔走スルコトニ決シタノデアリマ
 ス、國父ノ遺志未ダ實現セザルヲ見、日支關係ノ日ニ悪化スルヲ見テ、痛心
 ノ努力ヲ要スルコトニナツタノデアリマス。

只今申上ケマシタ通り、米英ハ日支關係ニ對シ、當ニ我等同志ニ對シメ
 其ノ擴大延長ヲ冀ツタノデアリマスガ、我等同志ハ、其ノ擴大延長ヲ
 段ハ更ニ強化セラレ、米英ハ更ニ惡化シ、我等同志ハ、其ノ擴大延長ヲ
 至リ、米英ハ其ノ東京ニ於ケル勢力ガ逐漸消失セルニ至リ、益々其勢力ヲ

裏面白紙

利用シテ日本ヲ牽制スルノ万途ヲ強化セルコトハ、既ニ世人ノ俱ニ知ル
 事ヲアリマスガ、我々ハ敢テ米英ノ新カル計畫ガ間モナク失敗ニ陥ス
 ベキコトヲ斷定スル次第デアリマス、何故ナラバ重慶側ノ將士及ビ氏家
 ハ悉ク國父孫先生ノ遺教ニ歸依シテ居ルノデアリマシテ、本年一月九日
 以來、日本ハ中國ニ對シ早クモ租界ヲ還付シ、治外法權ヲ撤廢シ、殊ニ
 最近ニ至リ日華同盟條約ヲ以テ日華基本條約ニ代ヘ、同時ニ各親附屬文
 書ヲ一切廢棄サレタノデアリマス、國父孫先生ガ提唱セラレマシタ大亞
 細亞主義ハ既ニ光明ヲ發見シタノデアリマス、國父孫先生ガ日本ニ對シ
 切望致シマシタ所ノ、中國ヲ扶ケ不平等條約ヲ廢棄スルトイフコトモ、
 既ニ實現セラレタノデアリマス、假令米英ガ如何ニ誘惑シ如何ニ阻止ス
 ルト雖モ、重慶側ノ覺醒ヲ阻止スルコトハ出來ナクナツタノデアリマシ
 テ、假令一時的ニ之ヲ束縛シ待タトスルモ、重慶ハ他日必ズヤ、米英ニ
 依存スルコトハ東亞ニ反逆スルコトナリ、同時ニ國父孫先生ニ反逆ス
 ルコトトナルベキヲ自覺シ、將士及ビ民衆モ亦悉ク當然覺醒スル日ノ到
 來スルコトハ必定ナルベキコトヲ茲ニ斷言シ待ル次第デアリマス。
 國民政府ハ、斯カル最モ重要ナル時期ニ於テ、只管既定ノ方針ニ盡キ
 更ニ努力ヲ重ね、一面重慶將士及ビ民衆ノ覺醒歸來ヲ促進シ、統一ヲ完
 成スルト共ニ、一面政治力ノ及ビ得ル地方ニ於テ一箇ノ模範地區ヲ樹立
 セントスルモ、即チ第一ニハ思想ノ肅正、第二ニハ治安ノ保障、第三ニ
 ノデアリマス、即チ第一ニハ思想ノ肅正、第二ニハ治安ノ保障、第三ニ

裏面白紙

ハ生産ノ増加是デアリマス、所謂思想ノ端正トハ、米英ノ個人主義、功
 利主義の思想ヲ徹底的ニ一掃シ、之ニ代フルニ東方道義精神ヲ以テシ、
 東亞人ノ自覺心ヲ以テ東亞人ノ本然ノ姿ヲ回復シ、一心一徳、東亞人ノ
 共榮共榮ノ爲ニ奮闘スル所ハ、大東亞戦争ノ後方ニ於テ須ク治安ヲ確保シ、始
 即チ中國ノ處スル所ハ、大東亞戦争ノ後方ニ於テ須ク治安ヲ確保シ、始
 メテ盟邦前線將士ヲシテ後方ノ憂ナカラシメ、之ニ依リ更ニ一步ヲ進メ
 テ軍需ヲ前線ニ輸送シ、些カナリトモ盟邦將士ノ勞苦ヲ分タントスルニ
 在ルノデアリマス、第三ニ所謂生産ノ増加トハ、一切ノ經濟計畫及ビ財
 政計畫ニ重シク持タシメ、總力決戦ノ力量ヲ増加セシムルニ在ルデア
 リマス、唯生産増加ト謂ヒマシテモ、事實此處ニハ消費節約、廢物利用
 ノ意味ヲモ其ノ中ニ包含シテ居ルデアリマス。
 以上三項ハ國民政府が大東亞戦争ニ協力セントスル工作ノ要諦デアリ
 マシテ、同時ニ國民政府ガ獲得致シマシタル戦争即チ建設ノ意味ハ、戦
 争中ニ在ツテ同甘共苦、同生共死ノ決心ニ透キ、東亞同胞ト東亞同志ト
 ヲ結成シ、外ハ即チ共同ノ飯米英ヲ請察シ、其ノ侵略勢力ヲ敬碎シ、其
 ノ侵略企圖ヲ消滅セシメ、内ハ即チ刻苦勉勵、勇往進進ノ精神ヲ以テ、其
 東亞同胞ト共ニ同心協力、東亞ノ建設ヲ擔當セントスルニ在ルデアリ
 マス。
 大東亞戦争ニ付イテ申スナラバ、我々ノ冀求スル所ハ勝利デアリマシ
 テ、大東亞建設ニ付イテ申セバ、我々ノ冀求スル所ハ共榮デアリマス、

裏面白紙

具體的ニ申シマスナラバ、東亞各國ハ各々其ノ國ヲ自愛シ、互ニ其ノ國
 國ヲ愛シ、共ニ東亞ヲ愛スベキデアリマシテ、中國ニ付イテ言ヘバ我々
 ノ「モットー」トスル所ハ中華ノ復興、東亞ノ保衛ニ在リマシテ、之ハ
 中國ガ獨立自主ヲ獲得シタルトキニ始メテ東亞保衛ノ責任ヲ分擔スル能
 力ヲ生ジ、同時ニ東亞ノ保衛ヲ獲得シテ始メテ中國ノ獨立自主ガ保障サ
 レルノデアリマス、ソレ故、我々ハ努力シ、以テ自己ノ國家ヲ獨立立
 ノ國家タラシメ、又自國ヲ東亞ノ強力ナル分子トナスコトヲ要スルノデ
 二リマシテ、東亞各國ハ各々其ノ本然ノ特質ヲ有スルガ故ニ、其ノ獨立
 自主ヲ確保シ、又互ニ其ノ獨立自主ヲ尊重スルコトヲ要スルノデアリマ
 ス、東亞各國ハ、又其ノ共同ノ目的ヲ有スルガ故ニ、同心協力、共同
 ノ目的ニ向ツテ、共存共榮ヲ求ムルコトヲ要スル次第デアリマス、先達
 國タル日本ハ、既ニ其ノ光輝アル獨立自主ヲ世界ニ發揚サレマシタガ、
 最近ハ尙東亞各國ヲシテ悉ク其ノ獨立自主ヲ獲得セシメ、援助ヲ情シマ
 ス、一致團結セシメ、共同目的ニ向ツテ共ニ努力ヲ致スヤウセラレシマ
 トコソ望マシキ次第デアリマス、私ハ政治上ノ獨立自主ヲ獲得セル後、
 若シ外交上ニ於ケル方針ガ一致シ、軍事上ニ於ケル對敵關係ガ一致スル
 ニ於テハ、共同ノ目的ニ到達シ得ルコトハ必然デアルト考ヘル次第デア
 リマス。

一方、文化面ニ於テハ、先進國タル日本ガ、確カニ自己ノ文化ヲ發達
 トシ、東方文化ヲ昂揚シ、世界文化ヲ吸收スルトイフ三大要點ヲ成就ス

裏面白紙

サレマシタコトニ對シ、我々ハ深ク敬服致シテ居ル次第デアリマス、私
 ハ斯ク新興國家ガ奮闘努力、共ニ前進スルニトテ深ク信ズル次第デアリ
 マス、我ガ中國ハ殊ニ其ノ全力ヲ盡シ、文化ノ復興ヲ圖ルベキデアルト
 考ヘル次第デアリマシテ、文化ノ融合創造ハ、各民族ヲ親密ニシ、團結
 セシムル要諦デアルト考ヘマス、例ヲ擧ゲテ申シマス、印度ト中國トノ兩民
 族間ニ於テハ、嘗テ佛敎ノ導入ニ依リ其ノ思想ノ交流ヲ圖リ、東方文化
 史上ニ一異彩ヲ放ツタデアリマス。
 又經濟上ニ於テハ、東亞各國家ハ互惠ノ差詞ニ差キ、長短相補ヒ、有
 無相補ジ、種々雙方ヲ利便セシムル方法ヲ考ヘルベキデアリマス、之ニ
 付キ例ヲ申上ゲレバ、中國ノ棉花ハ幾多隣邦ノ需要スル所デアリ、南洋
 各地ノ「ガソリン」、「ゴム」、錫等モ相當隣邦ニ供給シ得ルモノデア
 リマシテ、我々ガ唯互助トイフ見地ニ立ツナラバ、必ズ一切擧テ得ル
 ノデアリマス、米英ガ過去ニ於テ執リ來リマシタ搾取政策、豈啻政策ヲ
 根柢ヨリ消滅シ、新タニ一ツノ人道ニ合致シタ新天地ヲ創造スベキデア
 リマス。
 以上述べマシタ所ヲ實現スルコトヲ得ルナラバ、東亞各國家各民族ノ
 福利ハ無限ニ増進セラレ、嘗ニ東亞共榮ノ確實ナル保障ヲ獲得シ得ルニ
 止マラズ、世界平和亦茲ニ於テ其ノ基礎ヲ奠定スルニ至ルコト疑ヒナイ
 ノデアリマス、此等ノ光明ハ實ハ我ガ前途ニ横タハツテ居リ、只管ニ我
 ガ東亞各國家各民族ガ共ニ手ヲ携ヘテ其處ニ到達センコトヲ待望シテ居

裏面白紙

ルノデアリマス。貴族ニ耐ケ加ヘタキコトハ、中國人ニシテ「タイ」、
 「ビルマ」、
 「フィリピン」各領土ニ日本占領下ニ在ル諸英領及ビ和蘭ノ各領土域内
 ニ在ル諸島ノ總數七、八百萬人ヲ下ラズ、此等在警民ハソレソレ所在國政
 府ノ要職ヲ受ケ、所在國人民ト肩ヲ並ベテ活動シ、而モ交通開拓、資源
 開發ニ對シ、妙カラサル心血ト熱汗トヲ注ギ、其ノ心血及ビ熱汗ノ一滴
 一滴ガ、所在國人民トノ結合ニ注ガレテ居リ、東亞人ノ自覺ニ大ナル推
 進力トナツテ居ルコトデアリマシテ、中國人民ハ、素ヨリ缺點モアリマ
 スガ同時ニ又其ノ長所モアリ、和平、信實、勤勞、質朴ニシテ、所在國
 人民ト其ノ苦樂ヲ僣ニシ、休戚ヲ同ジウシテ居ル結果、互ニ其ノ長所ヲ
 採リ上ゲ、誤謬ヲ補ツテ、既ニ分極スベカラサル友好協力ノ係ヲ形成シ
 テ居ルノデアリマス、私ハ此ノ關係ガ、今次ノ大東亞戰爭ヲ經テ、更ニ
 鍛鍊サレ固結スルニ至ルベキコトヲ深信ズルト共ニ、又此ノ關係ガ大
 東亞共榮ニ對シ貢獻スル所アルヲ信ズル次第デアリマス。
 民國二十九年十一月三十日ヲ回顧スルニ、日滿華三國共同宣言ハ既ニ
 東亞大陸ニ輪心ヲ樹立シ、今日大東亞會議ニ於テハ更ニ「タイ」、
 「ビルマ」、
 「フィリピン」三國ノ參加ヲ待、印度亦陪席セラレマシテ、共
 榮國ノ範圍ハ更ニ擴大セラレタノデアリマス。
 以上私ノ所見ヲ開陳致シマシタガ、茲ニ更ニ至誠ヲ以テ、會議參加諸
 國ノ國運興隆ト、人民ノ福祉トヲ祝福スル次第デアリマス。

裏面白紙

（日本代表者官報内閣總理大臣閣下ノ挨拶及所見）

（十一月五日）

本代表者ヨリ、主權國ト致シマシテノ御挨拶ヲ申述べ、併せて帝國政府ノ所見ヲ開陳致シタイト存スルノテアリマス。

大東亞戰爭完遂ト大東亞新秩序建設ノ方針ニ當シマシテ留意ナキ協約ヲ遂クル爲、今般大東亞會議開催方ヲ提議致シマシタル處、

幸ヒ關係各國ノ衷心ヨリノ御賛同ヲ得マシテ、

茲ニ大東亞各國代表トシテ各閣下ノ御參集ヲ見マシタルコトハ、主權國ト致シマシテ最モ欣幸トシ、又深ク感謝ノ意ヲ表スル所テアリマス、尙御來朝中ノ自由印度假政府首班閣下ノ御陪席ヲ得マシタルコトハ、是亦洵ニ欣幸ト存ズル所テアリマス。

惟ツニ英帝國ハ、過去數世紀ニ亘リ侵略ト征服トニ依ツテ、全地球上ニ廣大ナル領土ヲ獲得シ、而シテ其ノ優越的地位ヲ飽ク迄モ維持セント

裏面白紙

シテ、世界各地ニ於テ他國ヲシテ相互ニ對立抗爭セシメテ來タノデアリ
 マス、他方米國ハ、歐洲ノ内亂當キキレニ負ジテ、米大國ニ對シテ
 立スルニ止マラズ、既ニ米西兩國ノ對立ニ致シマシテ、太平洋及ビ亞細
 亞ニ爪牙ヲ伸バズニ至リ、遂ニ第一次世界大戦争ヲ起シテ、
 英帝國ト共ニ世界制覇ノ野望ヲ逞シシ來ツタノデアリマス、而シテ今
 次ノ世界大戦争勃發後ニ於テマシテハ、米國ハ更ニ飛躍シテ、北「アフリ
 カ」、西「アフリカ」、大西洋、南美洲、近東、遠シテ印度方面ニ對シマ
 シテ下、逐次其ノ魔手ヲ伸バシ、英帝國ノ地位ニ取ツテ代ラントシテ居
 ルノデアリマス。

米英ノ平素唱道致シマヌル國際正義ノ確立ト世界平和ノ保障トハ、畢
 竟歐洲ニ於キマスル諸國家ノ分裂抗爭ノ功長ト亞細亞ニ於ケル殖民地的
 搾取ノ永続化トニ依ル、利己的秩序ノ維持ニ外ナラナイムデアリマス、
 而シテ亞細亞ニ於ケル米英ノ遺り方ヲ見マスルニ、彼等ハ政治的ニ侵略
 シ、經濟的ニ搾取シ、更ニ教育文化ノ美名ニ匿レテ民族性ヲ喪失セシメ
 相互ニ相衝突セシメテ、兵ノ非難ノ遠成ヲ圖ツタノデアリマス、斯クテ

原本不明瞭

裏面白紙

亞細亞ノ諸國其ノ民族ハ、今ニ其ノ存立ヲ脅威セラレ、其ノ安定ヲ擾亂
 セラレ、民生ハ其ノ本然ノ發展ヲ抑壓セラレテ今日ニ至ツタノデアリマ
 ス、彼等ノ呼號スル門戶開放、機會均等主義モ東亞ヲ植民地視スル根本
 觀念ニ發シタルモノデアリマシテ、實ハ彼等ガ東亞侵略ノ非望ヲ遂ゲン
 ガ爲ノ便宜手段ニ過ギナイノデアリマス、彼等ハ自國ノ領土内ニ於テハ
 東亞ノ諸民族ニ對シテ常ニ門戶ヲ閉鎖シ、機會ヲ不均等ナラシメ、交易
 ヲ阻碍シツツ、只管彼等ノミノ利己的擴張ヲ進及シタノデアリマス。
 洵ニ米英兩國ノ懷ク世界制覇ノ野望コソハ、人類ノ災厄、世界ノ禍根
 ト謂フベキデアリマス。

一 再ニ止マラナカッタノデアリマスルガ、或ハ米英ノ暴戾愈クナキ武力
 的彈壓ニ依リ、或ハ彼等ノ異民族統御ノ常套手段テアル所ノ惡辣極マル
 薩同策ニ依リ、多クハ失敗ニ歸シタノデアリマス、此ノ同ニ在リテ日本
 ノ興隆ハ米英ニ取リマシテハ最も好マシカラザルモノトナツタノデアリ
 ス、茲ニ於キマシテ、彼等ハ、一方ニ於テ事毎ニ日本抑壓ノ態度ニ出ツ

裏面白紙

ルト共ニ、積方ニ於キマシテハ日本ト西亞ニ於ケル強國ノ兩國家諸民族
 トノ關係ヲ登スルコトヲ以テ、彼等ノ西亞政略ノ要諦トスルニ至ツタノ
 テアリマス、蓋シ西亞ノ發展化ヲ維持スル爲ニハ、東亞ニ於テ何レカノ國
 ガ強國トシテ勃興致シマスルコトヲ、又東亞ノ諸國家諸民族ノ團結スル
 コトヲ、彼等ニ取リ、其ノ於テ不利トスル所テアルカラテアリマス、西
 シテ新クノ如キ米英ノ西亞發展化ノ野望ハ、特ニ最近年間ニ於テ益々
 惡化強骨トナツテ參ツタノデアリマス、即チ蔣政權ヲ使喚シテ、日華兩
 國ノ衝突ヲ阻礙シ、其ノ故、遂ニ不幸ナル支那事變ノ勃發ニ至ラシメ、
 之ガ解決ニ對シテ有ラユル手段ヲ弄シテ其ノ妨礙ヲ察シタノデアリマ
 ス、而シテ今次歐州戰爭勃發後ニ於キマシテハ、戰爭ノ必要ニ言口シテ
 平和的協商ヲ妨礙シ、更ニ進ンテ其ノ本質ニ於テ戰爭ト異ナラサル所ノ
 經濟外交ノ手段ニ懇へ、他亞東亞ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シ、以テ我ニ
 屈從ヲ強ヒント試ミ、東亞ノ安定ハ根柢ヨリ重大ナル脅威ヲ受クルニ至
 ツタリテアリマス、斯クノ如キ米英ノ態度ニ拘ラス、帝國ハ、只管禍亂
 ノ東亞ノ天地ニ波及スルコトヲ豫ケント欲シマシテ、隱忍自重、最後迄

裏面白紙

平和的交渉ニ依ツテ時局ノ收拾ヲ圖ツテ珍ツタノデアリマス、然ルニ米英ハ、何等反省互讓ノ態度ニ出デハ、却テ益々脅嚇ト壓迫トヲ強化シテ、帝國ノ存立ヲ危殆ニ瀕セシメタノデアリマス、帝國ハ遂ニ自存自衛ノ爲、慨然起ツテ東亞ニ對スル挑戰ニ應セルノ已ムナキニ至リ、茲ニ一切ノ障礙ヲ破砕シテ、東亞永遠ノ平和確立ノ爲、國運ヲ賭シテ征戰ニ邁進スルコトトナツタノデアリマス。

大東亞戰爭開始セラレマスルヤ、帝國陸海軍ハ、善謀勇戦、開戦後半歲ナラズシテ克ク東亞ノ全地域ヨリ不英ノ侵略勢力ヲ驅逐掃蕩シタノデアリマス、大東亞各國ハ、或ハ宣戦ヲ布告シテ共ニ戦ヒ、或ハ緊密ニ戰爭完遂ニ協力シツツアリマシテ、今ヤ大東亞諸民族ノ自覺ト熱情トハ澎湃トシテ大東亞ノ天地ニ漲リ、内ニ於キマシテハ各國相信シ相和シ外ニ對シマシテハ米英ノ反攻ヲ擊攘シテ、自存自衛ヲ全ウシ、以テ大東亞永遠ノ安定ヲ確立スル爲、勇躍邁進シツツアルノデアリマス。

惟フニ、今次ノ戰爭ハ大東亞ノ全民族ニ取リマシテハ實ニ其ノ興廢ノ岐ルル一大決戦デアリマス、此ノ戦ニ勝テ抜クコトニ依リマシテ、始メ

裏面白紙

テハ東亞ノ諸民族ハ、永遠ニ其ノ存立ヲ大東亞ノ天地ニ確保シテ、共榮ノ榮ヲ倍ニ望シマスルコトガ出來ルノデアリマス、洵ニ大東亞戦争ノ完遂コソ大東亞新秩序建設ノ確立ヲ意味スルモノデアリマス、素ヨリ米英ハ、其ノ背ミトスル物質的戦力ヲ擧ゲテ大東亞ニ反攻ヲ繰返スコトハ當テアリマス、大東亞ノ諸國家ハ、其ノ全力ヲ盡シテ之ヲ徹底的ニ破碎シ、更ニ彼等ニ痛撃ヲ加ヘ、以テ戦争ヲ完遂シテ、大東亞永遠ノ安定ヲ確保シナケレバナラナイノデアリマス、此ノ秋ニ當リマシテ、帝國ハ諸戰ニ獲得セル戰略的優位ニ立ツテ、雄辯ナル作戰ヲ續行シテ居ルノデアリマス、而シテ國內ニ於キマシテハ此ノ雄辯ナル作戰ニ呼應致シマシテ愈々國內態勢ヲ整備シ、特ニ最近之ガ決戦化ヲ圖リ、眞ニ一意一心、必勝ノ確信ノ下ニ強靱ナル國志ヲ以テ、飽ク迄モ此ノ大戦争完遂ニ邁進致シテ居ルノデアリマス。

茲ニ各位ニ依ツテ代表セラレマスル所ノ大東亞諸國モ亦帝國ト策應シ、其ノ全力ヲ擧ゲテ宿敵米英ノ反抗ヲ擧擻シ、以テ大東亞永遠ノ安定ヲ圖ラントスル決意ノ鞏固ナルモノアルコトヲ私ハ確信スルモノデアリマス。

次ニ大東亞ノ建設ニ門スル帝國政府ノ基本約見解ヲ申述ベクタイト存ジマス。

御々世界各國ガ各々其ノ所ヲ得、相寄り相扶ケテ、萬邦共榮ノ榮ヲ爲ニ致シマスルハ、世界平和確立ノ根本要諦アルト信ズルノデアリマス、同シテ特ニ關係深キ諸國ガ互ニ相扶ケテ各自ノ國權ニ培ヒ、共存共榮ノ體ヲ結成スルト共ニ、他ノ地境ノ諸國寮トノ間ニ協和智榮ノ關係ヲ設定致シマスルコトハ、世界平和確立ノ最モ有效ニシテ且實際的方途デアルト申サネバナラマト存ズルノデアリマス。

大東亞ノ各國ガ、有ラユル所ニ於テ確レ難キ緊密ナル關係ヲ有シマスルコトハ、否定シ得ザル事實デアリマシテ、斯カル關係ニ立ツテ、大東亞ノ各國ガ互同シテ大東亞ノ安定ヲ確保シ、共存共榮ノ秩序ヲ建設致シマスルコトハ、各國共同ノ使命テアルト確信スルノデアリマス。

大東亞ニ於ケル共存共榮ノ秩序ハ、大東亞固有ノ道義的精神ニ基クベキモノデアリマシテ、此ノ點ニ於テ、自己ノ榮榮ノ爲ニハ不正、欺瞞、搾取ヲテ敢テ辭セザル米英本位ノ舊秩序トハ、根本的ニ異ナルモノデアリマス。

大東亞各目ハ互ニ其ノ自主獨立ヲ尊重シツ、全體トシテ親和ノ關係ヲ確立スベキモノデアリマス、相手方ヲ卑ニ手段トシテ利用スル所ニハ、親和ノ關係ヲ見出スコトハ出來ナイデアリマス、親和ノ關係ハ、相手方ノ自主獨立ヲ尊重シ、他ノ繁榮ニ依ツテ自ラモ繁榮シ、自他共ニ其ノ本來ノ面目ヲ發揮スル所ニミ生ジ得ルモノト信ズルデアリマス。

由來大東亞ニハ優秀ナル文化ガ存シテ居ルデアリマス、殊ニ大東亞ノ精神文化ハ、最モ崇高、淵玄ナルモノデアリマス、今後愈々之ヲ長養・淳化シテ廣ク世界ニ及ボスコトハ、物質文明ノ行詰リヲ打開シ、人類全ノ福祉ニ寄與スルコト渺カラザルモノアリト信ズルデアリマス、新カル文化ヲ有シマスル各目ハ、相互ニ其ノ光輝アル傳統ヲ尊重シマスルト共ニ、各民族ノ創造性ヲ伸揚シ、以テ大東亞ノ文化ヲ益々昂揚セネバナラヌト考フルデアリマス。

更ニ大東亞ノ各目ハ、民生ノ向上、国力ノ充實ヲ圖ル爲、互感ノ下ニ緊密ナル經濟提携ヲ行ヒ、協同シテ大東亞ノ繁榮ヲ増進スベキモノト信ズルデアリマス、大東亞ハ米英多年ノ搾取ノ對象トナツテ來タノデアリマスルガ、今後ハ經濟的ニモ自主獨立、相倚リ相扶ケテ其ノ繁榮ヲ期

原本不明瞭

裏面白紙

サナケレバナラスト思フノデアリマス。

斯クノ如クニシテ建設セラルベキ大東亞ノ新秩序ハ、排他的ノモノデハ
ナク、廣ク世界各口トノ間ニ、政治的ニモ、経済的ニモ、將又文化的ニ
モ接近的ニ雙方ノ感化ニ立チ、以テ世界ノ進歩ニ貢獻スベキモノデアリ
マス。口ニ立テ言フ所ヘツ、他國家、漁民業ニ對シテ差別的ニテ
以テ論ミ、他ニ他國ノ開放ヲ強ヒツ、自ラハ大ナル土地ト資源トヲ儲
蓄シ、他ノ進歩ヲ妨礙シテ阻ミズ、世界全體ノ進歩ヲ阻礙シテ來マシク
米英陸軍、海軍方トハ全ク進歩ヲ阻ニシテ居ルノデアリマス。

建設ニ對シテ大東亞ノ新建設ハ、現ニ以テ僅ノ眞只中ニ在ツテ著々トシテ
實現ヲ爲ツ、アルノデアリマス。然ルニ米英間ノ印度ニ對シマスル通り
口ハ是レヲ如何デアリマセウカ、今ヤ英領ノ彈壓ハ、日ニ月ニ其ノ度ヲ
加ヘ、又是レニ對シテハ米領ノ野望モ加ハリ、彼等ト印度民族トノ親善
關係ハ愈々惡化シ印度國體ノ民衆ハ言語ニ通スル苦難ヲ以テ居ルノデア
リマス、是ニ對シテ彼等テ招來セラレタル空前ノ飢饉ハ、米英自ラモ之ヲ
認ムル所デアリマス。

斯クテ印度ニ於キマシテハ志アル者ハ悉ク半減ニ投ビラレ、無辜ノ民

衆ハ意テ飢エニ泣イテ居ルノデアリマス、是正ニ世界ノ悲劇デアリ、人類
 共同ノ痛恨事デアリ、負債ニ燃ユル我々大東亞民族ノ新ジテ放置シ得ザ
 ル所デアリマス、時ナル哉、「スパス、チャンドラ・ボース」氏ノ派起
 スルアリ、之ニ呼應シテ内外ノ印度人士ハ起チ上リ、茲ニ印度假政府ノ
 樹立ヲ謀ル、印度獨立ノ基礎ハ現ニ成ツタノデアリマス、帝國ハ其ニ印度
 獨立ノ爲、有ラユル協力ト支援トヲ致スベキコトヲ中外ニ開明致シタノ
 デアリマス、大東亞ノ諸國家モ亦諸シク印度獨立完成ノ爲、心カラナル
 協力ヲ寄セラル、コトヲ私ハ確信致スモノデアリマス、米英ガ所謂大西
 洋連盟ニ依ツテ操縦セル所ト、現ニ印度ニ對シテ實際ニ執ツ、アル事實
 トナ、彼等ハ如何ナル論理ニ依ツテカ之ヲ調和セントスルモ、ソレハ不
 可能ノ事デアルト存ズルノデアリマス、併シナガラ吾人ハ今更彼等ノ矛
 盾ヲ瓦ヲ磨クモノデハナイノデアリマス、全世界ノ人々ハ今日迄米英ノ
 表面ニ怒ラズシキ看板ト、其ノ肚裏ニ包蔵スルモノトノ矛盾ヲ、餘リ
 ニ多ク見セツケラレ、欺瞞ト偽裝ト迷彩コソ、彼等米英ノ本性デアルコ
 トヲ己ニ熟知致シテ居ルノデアリマス、假令彼等ノ爲ス所ガ如何ナルモ

裏面白紙

ノデアアルニセヨ、帝國ハ大東亞各口ト相携ヘテ天地ノ公道ヲ歩ク、大東亞ヲ米英ノ羣格ヨリ解放シ、大東亞各口ト協同シテ大東亞ノ復興、具體ヲ圖ランコトヲ期スルノミデアリマス、今ヤ大東亞諸國家諸民族ノ結束ハ成リ、萬邦共榮ノ理想ニ向ツテ大東亞新建設ノ巨歩ハ堂々發足致シタノデアリマス。

爾ツテ歐洲ノ情勢ヲ見マスルニ、盟邦同逸ハ愈々國民的結束ヲ鞏固ニシ、必勝ノ信念ヲ以テ米英羣格ト歐洲建設トニ邁進シツ、アリマシテ、洵ニ力強キ限リデアリマス。

大東亞戰爭ハ實ニ敵部頭正ノ進退デアリマシテ、大義名分炳乎トシテ我ニ在リ、正義ノ向フ所敵無ク、究竟ノ勝利ノ我ニ歸スベキコトハ我等ノ信ジテ疑ハザル所デアリマス。

茲ニ大東亞諸國ガ、衷心ヨリ大東亞以テニ協力セラレツ、アルコトニ對シマシテ、深甚ナル謝意ヲ表シマスルト共ニ、今後益々苛烈ノ度ヲ加ヘントスル取局ニ對慮シ、帝國ハ大東亞諸國ト共ニ歐洲盟邦トノ提携ヲ愈々固メ、必勝ノ確信ノ下、不拔ノ鬪志ヲ以テ、如何ナル困難ヲモ之ヲ

裏面白紙

克服シ、我等ノ共同使命トスル此ノ大東亞以テ争ヲ完遂シ、大東亞建設ヲ
完成致シマシテ、真ノ世界平和ノ確立ニ貢献センコトヲ固ク期スル次第
デアリマス。

裏面白紙

日清代表張國勳總理大臣閣下ノ一時的所見 (編譯)

(十一月五日)

本日茲ニ私ハ日清兩國代表ノ資格ヲ以テ、大東亞諸國ノ政府首座各位ト
 見テ交渉スルヲ主ニシテ、私ノ衷心ヨリ欣快トスル所デアリマス、私
 ハ比ノ歴史的會合ヲ主ニシテ、私ノ衷心ヨリ欣快トスル所デアリマス、私
 東亞總理大臣閣下ヲ初メ、比ノ派モ重ナル時局ニ當リ國民ノ望ミヲ達ス
 テ日夜勤勞ニ盡瘁セラレツ、アル參會ノ各國政府首座各位ニ對シ、深キ敬
 意ヲ表スル次第デアリマス、更ニ又大東亞ヲ綴リ數千里ニ亘ル長大ナル歐
 亞ニ在ツテ、今比ノ際時ニ於テモ、歐米英トノ接觸ガ強ケラレツ、アルコ
 トヲ思ヒ、私ハ大東亞戰後ノ一國トシテ、彼ガ國ヲ代表シ、大日本帝國
 ヲ初メ參戰各國及ビ其ノ將士ノ善謀勇戰ニ對シ、長ミテ感謝ノ誠ヲ達スル
 モノデアリマス。

大東亞戰争開戦以來、日本軍軍ハ戰史ニ比類ナキ雄々タル大戦果ヲ擧ゲ
 以テ多年ニワタリ東亞ヲ侵略シ其ノ犠牲ニ於テ自ラノ榮榮ヲ維持シ來リタ
 ル米英勢力ヲ、遠處ニ擊破驅逐シ去リ、戰争勃發後二年ヲ出デズシテ、今
 ヤ復ニ實現ヲ見タル「ビルマ」國、「フィリピン」國ノ獨立ヲ初メトシ
 東亞民族ハ逐次其ノ本然ノ姿ニ遷リ、各々其ノ所ヲ得テ洋洋々タル將來ヲ遂
 ミ、數百年來彼ノ實姿顯クナキ米英帝國主義ノ爲失ハレタル生氣ヲ取戻シ

裏面白紙

ツ、アルノデアリマス、悲慘ナリシ過去ニ差別シ、汚辱セラレタル榮譽ヲ
 回復スベク、米英支比佛刀ノ獨斷ト御座トニモ抑ラズ、東亞各國ニ賦タト
 シテ庇護シツ、アツタ開放ヘノ念願ハ六日今帯國ノ終始一貫セル道義同政
 策ト旺盛ナル実行方トニ依リ、大東亞ノ各ニ於テ第一幕ニ演習セラレン
 トシツ、アルノデアリマス。我等ハ此ノ千載一遇ノ好機ニ際會シテ、法リ
 ナキ悦ビノ中ニモ、東亞解放ノ爲メ合ヲ爲チ、鑄造ヲ統シタル各領領領領
 先覺識士ヲ選進シ、蕭然潔ヲ正サザルヲ得ナイノデアリマス。
 私ハ更ニ此ノ機會ニ、十年前我が滿洲國が最初ノ真ノ東亞的ナル自覚ヲ
 有スル所興國家トシテ建國セラレタルコトヲ同願シ、榮キ盛ニナキヲ待ナ
 イモノデアリマス、私モ亦抑ヘ難キ熱情ヲ以テ建國ニ参画シタノデアリマ
 スガ、當時滿洲ニ於テ委モ俟ケテ居ツタモノハ道義ニ基クテ行ハレ、コトナク
 タ、從ツテ民衆ハ何程理想アル目標ニ指導セラレ組織セラレ、コトナク、
 自立ハ荒廢シ、專横ノ汚毒敗治ニ依ル無秩序ナル苛政謀求ガ行ハレ、何等
 ノ自由性制度モナキ與連的ナル感ゲラレタル東亞ノ激怒ヲ呈シテ居ツタノ
 デアリマス、而シテ當時ノ滿洲ノ文匯者トシテ人民ニ如クナキ擧取ラ加ヘ
 ツ、アツタ張學良專横ガ、米英ノ東亞邊境政策ニ乘ゾラレテ露骨ナル反日
 態度ニ出デタノニ對シ、日本ガ敢然起ツテ強軍國ヲ打倒シタ結果、茲ニ眞
 ニ國民ヲ向上シ、國土ヲ發展セシムベキ自主的ナル建國事業ノ實立ニ、三
 千萬民衆ノ意志ガ豁然トシテ集ツタノハ當然ノ成リ行キデアリマシタ、而

裏面白紙

シテ我等ノ意圖スル所ハ、有ラユル國際情勢ガ干渉シ來リ、相互ニ紛糾シテ常ニ東亞ノ安定ニ資以テ居ヘテ居ツタ點ヲ、一擧シテ復ニ古キ東亞ノ姿ニ立歸シ、新シキ東亞ニ目途メタル點ク正シキ國家トシテ、東亞全體ノ安定力ヲラシメントスルニ在ツタノデアリマス、我等ノ信ズル所ニ依レバ東亞ガ光輝アル道統ニ立選ツテ、本然ノ姿ニ於テ世界ノ文運ニ貢獻スベキコトハ、恰モ歐州諸民族ガ歐洲諸民族トシテ生キ、米洲各國ガ米洲各國トシテ自存スベキガ如ク、大義ノ明カニ示ス所デアリ、サウシテ東亞ガ東亞タルノ自覺ヲ保持スル限リ、ソレハ何モノモ遮リ得ザル歴史ノ必然ト考ヘラレタノデアリマス、然ルニ東亞ノ自覺ヲ好マザル米英ハ、其ノ傀儡^{傀儡}有ラユル妨害ヲ加ヘテ來ツタノデアリマス、而モ我ガ國ノ永久ニ威權ニ堪ヘナイコトハ、日本ガ多大ノ國力ヲ發シテ血ヲ以テ強國良國ヲ造ラシメタルニ洵ラズ、何等ノ領土的身心ヲ示サズ、公明ナル道義的態度ヲ以テ、我ガ獨立ト自主發展トヲ援助シタコトデアリマス、加ニ、日本ハ、我ガ獨立ヲ尊重スルト共ニ、東亞新秩序建設ヲ高調シテ國際聯盟ヲ進進シ、諸乎タル態度ヲ中外ニ開明シタノデアリマス、新ク考ヘルナラバ、滿洲建設コソハ、今日大東亞全域ニ實現セラレツ、アル大東亞共榮圈建設ノ最初ノ強力ナル一步ヲ踏ミ固メタルモノデアルト認フコトガ出來ルノデアリマス。

裏面白紙

108

109

新クノ如クニシテ建設セラレタル諸國ガ此ノ十年間、如何ナル政策ノ下ニ如何ナル版図ヲ奪ゲタカニ付イテハ、特ニ全世界ノ注目ヲ集メテ居ル所デアリマスガ、私ハ此ノ議會ヲ藉リテ、二三ノ基本問題ニ觸レテ御説明シタイト思ヒマス。

第一ニ民族ノ協和デアリマス、我ガ諸國ニ於テハ、日露戦其ノ遺多クノ民族ガ共存シテ居ルノデアリマスガ、從來一般ニ民族間ニ見ラレタルガ如キ支配、被支配、搾取、被搾取ノ關係デハナク、相互ニ其ノ尊重ヲ發揮シツ、國家目的ノ達成ニ協力シテ行クモノデアリマス、此ノ點米英等諸國主權ノ民族支配トハ根本的ニ相違スルノデアリマシテ、萬部ラシテ各其ノ所ヲ待シメ、兆民ヲシテ名々其ノ端ニ安ンゼシメントスル日本諸國ノ精神ト相照應スルモノトシテ、大ニシテハ大東亞各國ノ共存共榮ノ方式ヲ示唆スルモノト思ヒマス。

第二ニハ、北邊ノ保護トイフコトデアリマス、即チ大東亞共榮國ノ建設ニハ、獨リ我ガ國ノ國防ヲ全ウスルトイフニ止マラズ、我ガ國自強ガ大東亞北邊ノ防壁トシテ、之ガ進行ニ些カノ不安ナカラシムコトガ對ニ必要ナノデアリマス、我ガ國ハ夙ニ之ヲ我モ重大ナル使命ノ一ツトシテ、大日本帝國ト共同防衛ノ盟約ヲ結ビ、鐵壁ノ防壁ヲ執リツ、アリ、此ノ點些カモ不安ナキコトヲ明言致スト共ニ、今後モ各位ノ御期待ニ十分應ヘタイト

裏面白紙

所期シテ居ル次第アリマス。

第三ニハ、國民生活ノ安定ト強ク正シイ國民ノ練成デアリマス、即チ政府ハ英國後進チニ、從來紛亂ヲ逐メ救給養モ困難トセラレテ居ツタ實情制度ヲ、逐メテ急進ニ統一シタ結果、物價ハ安定シ、延イテハ今日ノ如キ國民生活ノ安定ヲ確保スルニ成功シタノデアリマス、又之ト併行シテ行ハレタノハ治安ノ確立デアリマシテ、建國當時三十萬ノ匪賊ガ國內ニ横行シタノニ比ベ、現在ハ全ク影ヲ溜ムルニ至ツタノデアリマス、加フルニ客年國民兵制度確立セラレ、近代兵器ヲ備ムルニ至ツタノデアリマス、加フルニ客年國民兵制度確立セラレ、近代兵器ヲ備ムルニ至ツタノデアリマス、加フルニ客年國民セル警察制度ト相俟チ、國內ノ騒々迄國民ヲ安居樂業セシメテ居ルノデアリマス。

一方政府ハ、勤勞奉公制度、文藝振興方策等有ラユル手段ヲ通ジ、國民ノ練成ニ力ヲ注ギ、國家觀念ヲ培養シ、勤勞尊重ノ風潮ヲ促シ、心身兩國ニワタリ強壯ニシテ近シキ東亞ノ民タルニ恥カシカラヌ青少年ノ育成ヲ圖リ、今ヤ其ノ源ハ飛躍的増大ヲ見テ居ル次第デアリマス、此ノ第二國民ノ出現ハ、現下ノ戰爭完遂ヘノ協力ノ上ニ於テハ勿論、將來ノ國運發展ノ上ニ期シテ待ツベキモノガアルト存ゼラル、ノデアリマス。

最後ニ重要ナモノハ、産業ノ開發デアリマス、政府ハ建國第五年度ヨリ産業開發五ヶ年計畫ノ實行ニ着手シ、有ラユル困難ナル客觀的條件ヲ克服

裏面白紙

シテ、一昨年度ヲ以テ成功ニ之ヲ終了シ、更ニ昨年度ヨリ第二次五ヶ年計畫ノ実行ニ入ツタノデアリマスガ、現時下特ニ要請セラレル鐵、石炭、非鐵金屬等ノ重要資源ノ急遽開發、資金、化學工業ノ促進等ハ、電力ノ飛躍的増産設備ノ急務ト相俟ツテ、着々進捗ヲ遂ゲ、各部門ニ於テ既ニ世界的強國ノ水準ニ達シツ、アルノデアリマス、又農産物方面ニ於キマシテモ、本邦ノ農産物タルノ特色ヲ發揮シ、目下計畫的増産ニ邁進シツ、アリ、東亞ノ有力ナル食糧基地タルノ實ヲ舉ゲテ居ル次第デアリマス。

以上ノ如キ建設ノ成果ニ付イテ二、三ノ數字ヲ拾フナラバ、國家財政ハ建國當初輸入歳出合計二億七千餘萬圓デアツタモノガ、十年後ノ今日ニ於テハ實ニ其ノ十六倍餘タル四十四億五千餘萬圓ニ膨脹シ、又鐵道ノ延長ハ六千一キロレが一萬二千一キロレ、初等學校児童數五十萬人ハ二百五十萬人ニ倍シテ居ルノデアリマス、又増産ノ方面デハ、石炭ガ四倍ニ、鐵ガ五倍ニ、ソレゾレ飛躍的ナ發展ヲ遂ゲテ居ルノデアリマス、尙比ノ外ニ、國民ノ保健衛生施設ノ改善等枚舉ニ遑ナイノデアリマスガ、其ノ顯著ナル一例ヲ舉ゲレバ、米英ガ東亞市場ノ手段ニ用ヒナガラ、今ニ至ツテ人道ノ名ニ於テ懸望ヲ放ツ所ノ彼ノ阿片取引ノ弊ノ如キモ、建國當時阿片常用者ハ百三十萬デアツタモノガ、今日デハ僅メテ僅少ヲ減スノミトナリ、最近ノ將來ニ於テハ完全ニ跡ヲ絶ツベキコトガ期待セラレ、ノデアリマス私ハ平素政府ノ責任者トシテ努力ノ尙足ラザル所ナキヤヲ反省シ、慚愧

裏面白紙

111

112

ヲ感ジテ居ル次第アリマスガ、今此ノ國運ノ隆昌ヲ眼ノアタリニ見テ痛
 感スルコトハ、大日本帝國ノ終始衰ラザル仗義デアリマス、抑々日露關係
 ハ、建國ノ由來ヨリシテ當然且必然ニ一德一心關係ニアリ、曷クモ皇室帝
 室ニ於カセラレマシテハ、御交誼爾々益々敦睦ヲ加ヘ、率先垂範シ給ヒツ
 ツアルノデアリマス、而シテ青史ニ比ナキ我が十年ノ開發モ、一ニ日本ノ
 絶大ナル仗義ニ依ル援助ニ負フ所多ク、我が國トシテモ如何に報ユルモ報
 イ足ラヌ氣持デ、現ニ大東亞學後方任務完遂ニ當ツテ居ル次第デアリマ
 ス。

次ニ大東亞建設ノ方途ニ付テ是カ所懷ヲ述ベタイト思ヒマス、蓋ニモ
 遠ベタルガ如ク、我が滿洲國ハ東亞解放、新秩序樹立ヲ目途トシテ建國セ
 ラレタルモノデアリ、有ラユル部面ト議會トニ於テ大東亞共榮國必成ニ寄
 與センコトヲ念願シテ居ルモノデアリマス。

而シテ我が國ノ共榮國各國トノ關係ハ、大日本帝國トハ夙ニ一德一心、
 不可分關係ニアルコトハ先程申述ベタ通りデアリマス。

又蓋ニ新生中國ノ指導者汪主席閣下領導ノ下ニ南京國民政府ガ樹立セラ
 レ、其ノ基礎ヲ固ムルヤ、日華兩國ト共ニ日滿華間ノ永久ノ共同善隣關係
 ヲ規定スル三國共同宣言ヲ發表シ、又一タイレ國トモ親密ナル國交關係ヲ
 結ビ、更ニ支那事變ガ大東亞戰爭ニ發展シテヨリ後モ、「ピルマ」國、「
 フイリピン」國獨立ニ際シテハ直チニ之ヲ承認シ、將來益々親交ヲ加ヘン

裏面白紙

コトヲ期シテ居ル次第デアリマスガ、私ハ東亞ニ獨立國六ヲ欲ヘ、更ニ又
 最近自由印度假政府ノ討立ヲ加ヘ、史上無比ノ隆盛ヲ現出シタル今日コソ
 全東亞各國ハ東亞一體、運命共同ノ信念ニ燃スルコトガ大東亞共榮國建設
 ノ根本問題デアルト信ズルモノデアリマス、而シテ東亞ノ興隆方ニ期スベ
 キ欲ニ當リ、英米ノ惡逆無道ナル彈壓下ニ呻吟スル印度國內四億ノ民衆ニ
 絶大ナル同情ノ意ヲ表スルト共ニ、今尙迷夢醒メザル東亞ノ孤兒重慶政權
 ガ東亞恢弘ノ大義ニ立遺ルベク反省センコトヲ切ニ祈念スル次第デアリマ
 ス。

而シテ今後ノ東亞各國ハ、東亞ノ天地ニ過去ノ汚辱ノ永遠ニ再ビ之ラザ
 ルヤウ、一切ノ英米等ノ帝國主義的罪惡ノ痕跡ヲ拂拭シ去リ、有ラユル植
 民地的性格ヲ脱却シ、其ノ卒然ノ姿ニ於テ、凡ソ世界ノ人ニ之ヲ尊重シ、正
 義ヲ愛スル國家ト提携協調シツ、全世界ノ正シキ發展新途ニ參ゼントス
 ル目標ナル意圖ヲ持ツベキデアリマス、私ハ其ノ意味ニ於テ、我等ト共通
 ノ目標ニ向ヒ、歐洲ニ勇躍奮闘シツ、アル弱遠ヲ初メ強權諸國ノ勝利ニ依
 リ、歐洲新秩序ノ成立ノ一日モ早カラシムコトヲ祈リ、且世界ノ到ル處ニ我
 等ト同調スル新秩序ノ出現ヲ待望セザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ將來
 ノ東亞諸國家間ノ關係ハ、今次世界戦争ニ於テモ反強權諸國間ニ露骨ニ見
 ラルガ如キ、利害ニ差キ離合集散スル從來ノ國際關係トハ根本的ニ相容
 レナイ、東洋道徳ノ傳統的特色タル家族血縁ノ情誼ニ差調ヲ置キ、眞ニ東

裏面白紙

亞一家ノ觀念ノ下ニ、相互ニ永久ノ道義的國交ヲ誓約スベキモノト信ズル
 ノデアリマス、從ツテ各國ハ各々其ノ傳統トシ特質トスル所ニ生キ、且之
 ヲ相互ニ尊重スベキハ誦フ迄モナイノデアリマスガ、又一方政治、經濟、
 文化等有ラユル領域ニ互ツテ長短相補ヒ、有無相通ジ、以テ東亞全區ノ生
 成發展ニ寄與スベキデアリマス、國境ノ觀念ノ如キモ、言テノ相互ニ對立
 スル所ノ非東洋的ナル國家ノ國境ニ非ズ、相互ニ協力シ、ヨリ大ナル創造
 ニ參ゼントスル、國家間ノ國境デアルトイフ如ク考へ、從來ノ國境觀念ニ
 轉ラレ、各國間ノ流通融合ヲ阻止シ來ツタ障壁ハ、一刻モ遠カニ撤去スベ
 キデアラウト思フデアリマス。
 又我等ノ招來セントスル東亞共榮國ノ建設ハ、光輝アル古キ東亞ノ復興
 ヲ意味スルト同時ニ、ヨリ多ク新シキ東亞ノ創造ヲ意味スルデアリマス
 故ニ東亞各國ハソレゾレ新時代ニ即應スル意識ト力量トヲ具備シナケレバ
 ナラヌノデアリマス、私共ニ我ガ滿洲國ノ會テ滿洲ニ見ラレザリシ全ク
 新シキ巨大ナル物心兩面ニ互ル建設ニ付イテ言及致シマシタノモ特ニ新カ
 ル本意ニ出デタルモノデアリマス、尙此ノ際私ハ本年一月第八十一歳會ノ
 施政方針演說ニ於テ東洋首相閣下ガ「滿洲國ノ今日ノ發展充實ハ取リ直
 サズ大東亞全境ノ明日ヲ示スモノデアアル」ト叫バレタコトヲ、共感ト感激
 トヲ以テ相起セザルヲ得ナイノデアリマス。

裏面白紙

爾ツテ戦局ヲ大觀スレバ、敵米英ハ諸國ニ於ケル東亞カラノ全面的敗退
 ノ後ヲ承ケ、今ヤ全東亞民族ガ澎湃トシテ覺醒シ、若々トシテ大東亞建設
 ノ巨歩ヲ進メツ、アルニ焦慮シ、彼等モ亦有ラン限りノ力ヲ揮ツテ我等ニ
 挑戰シ來リ、戦争ハ愈々凄愴奇烈ノ度ヲ加ヘ來ツテ居ルノデアリマス、實
 ニ此ノ戦争コソハ、彼等ガ過去ニ於テ幾度カ東亞ニ對シテ繰返シ來ツタ歴
 略戦争ノ最後ノモノデアリマシテ、且最モ大規模ナルモノデアリマス、茲
 ニ於テ我等ハ今コソ我等ノ熱烈ナル念願タル大東亞共榮ノ達成ノ爲、天ガ
 我等ニ與ヘタル唯一ノ機會デアリ、而モ全東亞民族ノ興亡ヲ永遠ニ決定ス
 ベキ秋デアルコトヲ、深刻ニ認識シナケレバナラヌデアリマス、從ツテ
 我等今日ノ要務ハ、大東亞各國ノ物心兩面ニ互ル一切ヲ集ゲテ之ヲ戦力化
 シ、東亞ノ總力ヲ打ツテ一丸トシテ敵米英ヲ蹂躪セントスルノ一語ニ盡キ
 ルノデアリマス。

而シテ我等十億ノ民族ガ、其ノ傳統タル優越セル精神力ヲ以テ、世界ニ
 冠絶スル大東亞ノ資源ヲ總動員シ、戦ヒツ、建設シ、建設シツ、戦ヒ、戦
 ク進マシキ建設戦ヲ推進シテ行クニ於テハ、必ズヤ光榮アル最後ノ勝利
 ガ我等ニ歸スベキハ、何人モ疑ハザル所デアリマス。

我が滿洲國官民ハ、大東亞戦争勃發ト共ニ宣示セラレタル大日本帝國ト
 死生存亡、斷ジテ分携セズトノ誓旨ヲ奉體シ、國人ヲ舉ゲ、國力ヲ盡シ、

裏面白紙

大東亞戰爭遂行ニ協力シ、北邊鎮戢ノ重要ニ任ジ來ツタノデアリマスガ、私
ハ茲ニ我等ハ愈々此ノ決意ヲ固クスルト共ニ、益々大東亞各國ト相呼應シ
相結束シ、必勝必成ノ信念ヲ以テ、大東亞總體ノ事業ニ力ヲ竭サンコトヲ
誓フモノデアリマス。

裏面白紙

一九一九年二月十三日國際聯盟聯合會
員會ニ於テ人種差別待遇撤廢ヲ提テナル牧野男爵ノ演說

余ノ茲ニ提議ヤントスル附屬條項ハ正ニ第二十一條ノ規定中ニ包含セラ
ルヘキモノト認ム。從來人種上、或ニ宗教上ノ惡良カ屬々各國民間ノ紛
糾或戰爭ノ原因トナリ、往々痛歎スヘキ極端ナル結果ヲ生シタルコト史
上其ノ例乏シカラサルコトハ敢テ茲ニ多言ヲ要セズ。
本條項ハ本案文ノ示ス通り國際關係ヨリ宗教的守衛ノ原因ヲ除去セムコ
トヲ期スルモノナルカ、人種問題モ將來何時緊且ツ危險ノ問題トナル
ヤモ計リ難キ當時ノ難問ナルニ付、本規約中ニ本件處理ニ關スル條項ヲ
設ケラレムコトヲ希望ス。宗教及ヒ人種問題ハ右シテ共ニ處理シ得ル問
題ナリト認メラルルニ付、余ハ敢テ本條項案ノ不届ニ次ノ一節ヲ添加セ
ムコトヲ欲ス。一各國民均等ノ主義ハ國際聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ
締盟國ハ成ルヘク速ニ聯盟員タル國家ニ於ケル一切ノ外國人ニ對シ如何
ナル點ニ付テモ均等公正ノ待遇ヲ與ヘ、人種或ハ國籍ノ如何ニ依リ法律
上或ハ事實上何等差別ヲ設ケサルコトヲ約ス。
法律上或ハ事實上人種的差別待遇ノ尙行ハレ居ルコトハ疑ハレサル事實
ナリ。茲ニハ單ニ斯ル事實ノ存在スルコトヲ指摘スレハ足レリ。余ハ右
附屬條項ニ包含セラレタル主義ハ實行上困難ナル事情少ナカラサルコト

裏面白紙

ヲ知悉スト雖ニ國民間ノ重大ナル誤解力逐々止シ得サル程度ニ達スル
 コトアルヘキコトニ重キラ懼キ慎重ニ考慮スル處アラムカ、此等困難モ
 亦排除シ得サルコトナシト信ス。依テ本件ハ目下ノ如キ機會ニ於テ之ヲ
 處理スラレムコトヲ望ム。

去數代ニシテ世界ノ諸老カ方シテ尙完成シ得サリシ國際聯盟カ今日創
 設ヤラレタルカ如キソノ最モ顯著ナル例證ナリ。該組織ニシテ本問題解
 決ノ途ヲ開キ得ムカ、聯盟專斷ノ範圍ハ愈々擴大セラレ現在ヨリ尙多數
 ノ世界人類ノ同情ヲ集ムルコトヲ望ムヘシ。

之ト同時ニ人種的偏見ノ問題ハ人々深刻ナル情緒ノ發動ニ基キ頗ル微妙
 ニシテ且複雜ナル問題ナルニ付最モ慎重ナル處理ヲ要スルコトハ之ヲ認
 メサルヲ務ム。右ノ觀念ハ從來實際的見地ニ基キ何等閉却セラレザリシ
 處ニシテ必ラスシモ此際各國民均等待遇ニ關スル理想ノ即時實現ヲ提唱
 スルモノニ非ズ。右附加條項ハ單ニ均等主義ヲ闡明シ、其實際運用ハ與
 餘ノ趨勢ヲ注視シテ怠ルコトナキ聯盟員タル諸國家ノ責任者ノ手ニ一任
 ナムトス。

本附加條項ハ云ハハ關係政府及ヒ人民ニ對シ本件ヲ一層精密ニ且ツ眞面
 目ニ審議シ今ヤ各國民間ニ於テ進退谷マレル本件解決上何等カ妥當ノ方
 法ヲ案出ナムコトヲ望ム。

裏面白紙

今次戦争ノ結果トシテ國民的竝ニ民本的思想ノ波ハ世界ノ邊隅ニ迄及ビ
 各國民ノ熱望遂成ニ對シ新ナル衝動力ヲ具ヘタリ。右衝動力ニシテ世
 界的運動ノ一部トシテ更新セル力ヲ以テ發露スルコトアラムカ、到底之
 ヲ抑壓スルコト能ハス。從テ斯ル兆候ヲ輕視スルハ不用意ノ極ト云フヘ
 シ。此外尙多少本件ニ直接ノ關係ヲ有シ大ニ熱慮ニ價スル點ナキニ非ス
 將來國際聯盟員タル國家ハ各種人類ヲ包有シ一ツノ大國民團ヲ構成スル
 コトトナリ或ル意味ニ於テハ攻撃或ハ戰爭ニ對スル世界保障ノ組織ナ
 リト云フヲ得ヘシ。一聯盟員ノ獨立乃至政治的康寧ニシテ第三國ノ爲危
 難ニ瀕ヤシメラルルコトアラムカ、(脱)連營ノ地位ニアル國民ハ之ニ
 對シ武力ニ訴フルニ準備ナカルヘカラス。尙ホ亦武力援助ヲ伴フ如キ共
 同責務ヲ負擔セサルヘカラサル場合モアリ。
 此等ハ實ニ重大ナル責務ニシテ聯盟員タル各國家ハ相互ニ其ノ能力ニ從
 ヒ同胞國民ノ爲メ此等責務ノ遂行ヲ奮ヒ且ツ之カ遂行ノ準備ナカルヘカ
 ラス。即チ一國ノ市民ハ共同ノ目的ノ爲ニハ各自軍費ヲ負擔シ、必要ア
 ラハ身ヲ以テ他國民ヲ防衛スルノ覺悟ナカルヘカラス。如斯聯盟加入ノ
 結果國民各自ニ對シ此等新規ノ義務發生ヘル次第ナルニ付キ、國民各自
 ハ身ヲ以テ防衛セントスル國民ト均等ノ立場ニ置カレムコトヲ欲シ且ツ
 之ヲ要求スル次第ナリ。
 今次戦争ニ於テ各種ノ人種ハ共同ノ目的貫徹ノ爲メ戰場ニ數點ニ且ツ公

裏面白紙

海ニ於テ協同戰闘シ、人種ノ差異ヲ論ヤス非助ケ、不具廢族者ニ援助ヲ
 與ヘ其ノ他ノ同族ノ生命ヲ救助サルコト不器。其ノ結果生シ來レル同情
 感謝ノ念カ相互ノ連繫ヲ壓メタルコトハ從來嘗テ見サル處ナリ。
 斯ノ如ク吾人ハ共同辛苦ノ後互ニ自由ヲ獲來タル次第ニ付キ、此際少ク
 トモ國民間ニ均等ノ主義ヲ認メ之レヲ以テ將來巨匠交通ノ基礎トナスコ
 トハ正ニ公正ノコトナリト信ス。

裏面白紙

121

文書ノ成立及び内容ニ關スル證明書

自分林^{三郎}、日本國外務省文書課長ナルトコロ、ココニ添付ナル英文四
 頁ヨリ成リ、一九一九年二月十三日國際聯盟聯合諸國並ニソノ與國委員
 會ニ於テ人種差別待遇撤廢ヲ提案ナル牧野男爵ノ演説トト題スル書影ハ
 日本國外務省ニ屬スル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明
 ス

昭和二十二年十一月十七日

於東京

林

三郎

立會人 加藤 辰馬

裏面白紙

E 3673
Dof Doc #2735

高橋

大東亞建設審議會
官制
三月二十日

大東亞建設審議會官制ヲ可シ茲ニ之ヲ公布セシム

三月二十日

内閣総理大臣 東條 英 毅

第一條 大東亞建設審議會ハ内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ

テ大東亞建設ニ關スル重要事項(軍事及外交ニ關スルモノヲ除ク)ヲ
調査審議ス

第二條 大東亞建設審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 該審議會ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ學識深博アル者ノ中ヨリ之ヲ任命ス

第四條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中

之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 該審議會ハ會務ヲ総理ス

E 3673

Dof Doo 2735

高橋

大東亞建設審議會官制ヲ訂可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和三十七年二月二十日

内閣総理大臣 東條 英 機

勅令第九十五號

大東亞建設審議會官制

第一條 大東亞建設審議會ハ内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ大東亞建設ニ關スル重要事項ハ軍事及外交ニ關スルモノヲ除クヘシ

副大臣

第二條 大東亞建設審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 該審議會ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニホツ

委員ハ學識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ任命ス

第四條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中

第五條 該審議會ハ會務ヲ総理ス

裏面白紙

第六條 内閣總理大臣ハ必要ニ依リ大東亞建設委員會ニ部會ヲ設キ其ノ
 所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得
 第七條 内閣總理大臣ハ臨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得
 第八條 内閣總理大臣ハ必要アリト認ムルトキハ專門委員其ノ他適當ト認
 ムルモノヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ開陳セシムルコトヲ得
 第九條 大東亞建設委員會ニ專門ノ事項ヲ調査セシムル爲ニ專門委員ヲ設
 クコトヲ得
 第十條 專門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ門係各高等官又ハ學識經驗ア
 ル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 第十一條 大東亞建設委員會ニ幹事長、幹事及幹事補佐ヲ設ク
 第十二條 大東亞建設委員會ヲ以テ之ニ充ツ
 第十三條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各高等官及學識經驗アル者ノ

裏面白紙

中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 幹事長、幹事及幹事補佐ハ上司ノ命ヲ承ケ會議事項ニ付調査及立案ヲ
 盡ル
 第十一條 大東亞建設審議會ノ庶務ハ企畫院之ヲ掌ル
 幹事長、佐ハ前項ノ庶務ニ參與ス
 第十二條 本令ニ定ムルモノノ外大東亞建設審議會ニ關シ必要ナル事項
 ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ内閣事務官ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷
セラレ四頁ヨリ成ル大東亞建設審議會官制ト題スル印刷物ハ日本政府
（内閣官房）ノ保管ニ係ル文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナル
コトヲ證明ス

昭和二十一年七月十二日 於東京

佐藤 朝 生

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日 於同所

立會人 井川 克一

裏面白紙

22-12-20 82
E.3674

Dof. Doc. 2736

Exh. NO.

前略
○岡田忠彦君

國務大臣ニ對スル質疑

昭和十七年一月二十二日 第七十九回帝國議會衆議院議事速記録第三號

今南方政策ニ付キ政治上、文化上ヨリ見ルニ、各地方ノ宗教、民俗、地理、歴史ヲ詳カニシソノ實情ニ即スル所ノ工夫ヲ凝ラスコトガ大切デア
ル故後藤伯爵ガ一臺詞ノ統治ニスラモ舊慣ノ調査ニ重キヲ置カレタル政
治家ノ卓見ハ今日ニ於テ大イニ學ブベキモノト思フノデアリマス
斯ク申セバトテ私ハ民族自決ナドト云フ「ヴェルサイユ」ニ於ケル「ウ
イルソン」ノ机上論ノ如キモノヲ主張スルモノデハアリマセヌ何處マデ
モ我が國指導ノ下ニ搾取ト壓迫トニ終始シタ所ノ英米ノ手ヨリ東洋諸民
族ヲ完全ニ解放シ共存共榮ノ理念ノ下ニ民心ノ收斂ヲ圖ルコトノ用意ガ
必要デアルト云フコトヲ説ク者デアリマス
又之ヲ經濟上ニ見ルニ地域的分立割據ノ弊風ヲ捨テテ、往古ニ於テ總テ
ノ道路ガ「ローマ」ニ集中セシ如ク、先ヅ以テ我が國ヲ基點ト致ス所ノ
海陸空ノ交通ヲ、通信ヲ整備シ風土地味ニ應ジ有無相通ズル所ノ大東
亞ノ綜合計畫ヲ立テルコトノ必要ガアル、此ノ雄大ナル計畫ヲ立ツルニ
ハ、算ノ機密ニ屬スルモノハ固ヨリ除外スル諺デアアルガ務メテ官民上下

裏面白紙

ノ意見ヲ酌ミ天下ノ廣居ニ立ツテ其ノ大綱ヲ定メ國民ヲシテ齋フ所ヲ知
ラシムベキデアリマシテ、此ノ學タルヤ飽クマデ一省一院又ハ一局ヲド
ノ専ラニスベキモノデハナイト確信スルノデアリマス（拍手）
既ニ各方面ニ於テハ諸種ノ研究調査ガ行ハレ尙養漸ク活潑ナラントシテ
居リマス然レドモ苟クモ醫治多岐ニワタリ分裂ヲ來ス如キコトガアツテ
ハナラヌ、色々ノ行掛リ、種々ノ因縁ノ生ジナイ内ニ、政府ニ於テ速カ
ニ種族アル一大調査機關ヲ設ケ、國民ノ指導ト統一ニ當ル所ノ議ヲ定
メラレンコトヲ提唱スル次第デアリマス（拍手）
更ニ此ノ調査ヲ綜合シテ之ヲ實地ニ適要センガ爲メ、一大統一機關ヲ設
ケルノ必要ガアルト存ジマス、言フマデモナク是等南洋ノ諸地域ハ、從
來獨立國デアッタモノモアリ、英領、米領又ハ諸領或ハ保護領等其ノ統
治ノ形式ヤ方針ナドハ甚ダシク異ツテ居リマス、其ノ住民ノ文化ノ程度
モ亦一様デナク、又多數ノ支那ノ華僑ガ定住致シテ居ル關係等モアリ、
更ニ又地味、風土ニ於テモ甚ダシク異ルモノガアルヲ以テ、今後兩方經
營ノ實際ニ當リテハ、是等各地域ニ即應セル政治的文化的、經濟的ノ
制度ヲ立テネバナライガ、而モ他面ニ於テハ是等ノ諸地域ヲ全体ト見
テ、大局的ニ統一綜合セラレタル國策ノ遂行ガ絕對ニ必要デアルト思フ
ノデアル、茲ニ中樞ノ執行監督機關ノ設立ヲ要望スル次第デアリマス
固ヨリ戦時下必勝ヲ期シ、治安維持ニ重キヲ置ク今日ニ於テ、軍政ヲ布

裏面白紙

127

128

クコトハ當然デアルト思フ、茲ニ香港ノ陷落ニ際シ、直チニ華僑有力者
 ヲ招カレテ、香港ノ再建復興ニ協力ヲ希望シテ見タリ、又ハ「マニラ」
 ニ於テハ硝煙未ダ消エザルニ、早クモ土地ノ有力者ヲシテ大市長ノ職ニ
 就カシメタ如キ、洵ニ鮮カナル機宜ノ處置ニ至ツテハ、私ノ大イニ満足
 スル所デアリマスガ、成ルベク速ニ前申ス如キ様式ノ最高中樞ノ機關ヲ
 興シテ、施設ノ綜合統一ヲ圖ルベキモノデアルト信ジマス、政府ノ所見
 ヲ伺ヒマス（拍手）

後略

裏面白紙

國務大臣 東條英機 君
 岡田君ノ御質疑ニ對シマシテ御答ヘラ致シマス
 中 略
 第二ハ兩方政策確立ノ爲ニハ、大東亞調査機關ノ設置ノ要アルデハナイ
 カト云フ御話デアリマスルガ、洵ニ尙尤モナ御意見デアルト拜承シマス
 共榮國ノ建設ニ當リマシテ、一方急速ニ尋ヲ處理致シマスルト共ニ、他
 面ニ於キマシテ周到ナル調査ヲ必要トスルト云フコトハ當然デゴザイマ
 シテ、是ガ爲ニ政府ハ出來得ル限りノ力ヲ致ス所存デゴザイマス
 次ハ兩方政策實行ノ爲ニハ、是ガ中 經ノ機關ヲ設置スルノ要ガアルノデ
 ハナイカト云フ御意見ニ付キマシテ、先程モ申シ述ベマシタル如ク、目
 下ノ所ハ軍政ノ下ニ戰爭ヲ遂行スルト云フコトヲ中心ト致シマシテ、諸
 般ノ措置ガ行ハレテ居ルト云フコトハ當然デアルト考ヘマスシ、只今ノ
 御言葉中ニモ當然ト御認メニナツテ居ルヤウデゴザイマス、併シナガラ
 將來ノ事態ノ進展ニ伴ヒマシテ、必要ナル機構ヲ整ヘテ參リタイト政府
 ハ考ヘテ居リマス
 後 略

裏面白紙

證 明 書

自分、小池元男は衆議院庶務課長の職にある者なるところ、別紙日本文
三枚より成る書類は、自分が其の職務上保管に係る、昭和十七年一月二
十二日開議の衆議院議事速記録第三號二四頁及び二六頁の部分の正確な
る寫なることを證明します
昭和二十二年七月十五日

於衆議院 小 池 元 男

5

右は自分の面前に於て署名捺印せられたることを證明します
同 日 於 同 所

立會人 武 井 次 男

裏面白紙

22

大東亞戰爭完遂ノ爲ノ對支處理根本方針ニ基ク具體的方針策 (閣議決定) 昭和十八年一月四日

第一 戰爭協力確保ノ爲ノ日華間基本取極

國民政府ノ戰爭協力ヲ確保シ眞ニ更新支那ト一体戰爭完遂ニ邁進スル爲該政府トノ間ニ基本的取極ヲ締結ス

第二 國民政府ノ政治力強化

國民政府ノ政治力ヲ強化スル爲差當リ左ノ措置ヲ講ス

大東亞戰爭完遂ノ爲ノ對支處理根本方針ニ基ク具體的方針策 (閣議決定)

自ラ其ノ財政ヲ強化スル爲有ラユル方策ヲ講ゼシニ該政府治下ノ治安ヲ確立シ經濟力ノ伸張ヲ圖ラ

(ロ) 帝國ハ右國民政府財政自張方策ニ對シ援助ヲ與フルモノトシ特ニ治外法權等ニ基ク課税ニ關スル我方特權ニ付調整ヲ加フルト共ニ國民政府ノ課税、轉口税及統稅等ノ稅率其ノ他ノ合理的改正並ニ儲備券ノ價值維持等ニ付所要ノ援助ヲ與フ

File No #1293

121-1

132

22

File No #1293

大東亞戰爭完遂ノ爲ノ對支處理根本方針ニ基ク具体的方針策 (閣議決定) 昭和十八年一月四日

第一 戰爭協力確保ノ爲ノ日華間基本取極

國民政府ノ戰爭協力ヲ確保シ眞ニ更新支那ト一体戰爭完遂ニ邁進スル爲該政府トノ間ニ基本的取極ヲ締結ス

第二 國民政府ノ政治力強化

國民政府ノ政治力ヲ強化スル爲差當リ左ノ措置ヲ講ス

一 國民政府ノ參戰強化

(イ) 國民政府ヲシテ自ラ其ノ財政ヲ強化スル爲有ラユル方策ヲ講ゼシムルモノトシ特ニ該政府治下ノ治安ヲ確立シ經濟力ノ伸張ヲ圖ラシム

(ロ) 帝國ハ右國民政府財政自張方策ニ對シ援助ヲ與フルモノトシ特ニ治外法權等ニ基ク課稅ニ關スル我方特權ニ付調整ヲ加フルト共ニ國民政府ノ課稅、簿口稅及統稅等ノ稅率其ノ他ノ合理的改正並ニ儲備券ノ價值維持等ニ付所要ノ援助ヲ與フ

- (イ) 國民政府ノ地方政府ニ對スル關係調整
 - (ロ) 省政府以下ノ施策ニ關スル日本側ノ指導乃至要求ハ作戰準備ニ關スルモノニ限定スルヲ本則トシ爾他ノ行政部面ニアリテハ廣ク支那側ニ任セ支那側ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ自發的活動ニ依ル政治力強化及積極的對日協力ヲ促進スルコト
 - (ハ) 帝國ハ支那側上級政府ノ下級政府ニ對スル政令ノ貫徹ヲ助長スルモノトシ末梢ニ於ケル干涉ニ依リ支那側施政ノ中絶分斷スルガ如キコトナカラシムルコト
 - (ニ) 華北政務委員會ト中央政府トノ權限關係ニ付テハ日華基本條約附屬秘密交換公文(甲)ニ差キ所要ノ調整整理ヲ圖ラシムルト共ニ他メテ兩者間ノ空氣ヲ融和セシメ且相互ノ經濟的關聯性ヲ一層密ナラシムルコト
 - (ホ) 蒙疆ニ關シテハ華北トノ間ニ相互ノ經濟的關聯性ヲ特ニ密ナラシムルコト
 - (ヘ) 武漢及厦門ニ關シテハ廣東ニ準ジ爲シ得ル限り國民政府ノ政治力ヲ浸透セシムルコト
 - (ト) 海南島ニ關シテハ現狀ニ從ヒ日華基本條約附屬秘密交換公文(甲)ヲ斟酌シ所要ノ調整ヲ行フコト
- 三 租界還付及北京公使館區域移管
- 租界ノ管理還付並ニ上海共同租界厦門共同租界及北京公使館區域移管ノ爲國民政府トノ間ニ所要ノ取極ヲ締結スルト共ニ關係第三國ニ對シ同調方途時轉旋ス

- (イ) 帝國ハ省政府以下ノ各地方政府人事ニ關シテハ支那側ノ自由處置ニ任ジ之ニ干涉セザルコト
 - (ロ) 省政府以下ノ施策ニ關スル日本側ノ指導乃至要求ハ作戰準備ニ關スルモノニ限定スルヲ本則トシ爾他ノ行政部面ニアリテハ廣ク支那側ニ任セ支那側ノ責任ト創意トヲ活用シ其ノ自發的活動ニ依ル政治力強化及積極的對日協力ヲ促進スルコト
 - (ハ) 帝國ハ支那側上級政府ノ下級政府ニ對スル政令ノ貫徹ヲ助長スルモノトシ末梢ニ於ケル干涉ニ依リ支那側施政ノ中絶分斷スルガ如キコトナカラシムルコト
 - (ニ) 華北政務委員會ト中央政府トノ權限關係ニ付テハ日華基本條約附屬秘密交換公文(甲)ニ差キ所要ノ調整整理ヲ圖ラシムルト共ニ他メテ兩者間ノ空氣ヲ融和セシメ且相互ノ經濟的關聯性ヲ一層密ナラシムルコト
 - (ホ) 蒙疆ニ關シテハ華北トノ間ニ相互ノ經濟的關聯性ヲ特ニ密ナラシムルコト
 - (ヘ) 武漢及厦門ニ關シテハ廣東ニ準ジ爲シ得ル限り國民政府ノ政治力ヲ浸透セシムルコト
 - (ト) 海南島ニ關シテハ現狀ニ從ヒ日華基本條約附屬秘密交換公文(甲)ヲ斟酌シ所要ノ調整ヲ行フコト
- 三 租界還付及北京公使館區域移管
- 租界ノ管理還付並ニ上海共同租界厦門共同租界及北京公使館區域移管ノ爲國民政府トノ間ニ所要ノ取極ヲ締結スルト共ニ關係第三國ニ對シ同調方途時轉旋ス

四 治外法權激廢

治外法權撤廢ニ關スル具體案ヲ審議作成セシムル目的ヲ以テ日華專
門委員會ヲ設置スル為國民政府トノ間ニ所要ノ取極ヲ締結ス

五 在支法權整理

在支法權整理ハ既定方針ニ依ルモノトシ國民政府トノ間ニ所要ノ取
極ヲ締結ス

第三 經濟政策

茲ヨリ支那ニ於ケル物資ノ獲得及統制並ニ支那側ノ對日經濟協力促
進ニ關シ左ノ措置ヲ講ス

一 物資ノ獲得完遂ニ必要トスル物資ノ取得ヲ増大シ軍ノ自給ヲ確保シ

併セテ民生ノ維持ニ資スル為占據地域内ニ於ケル重要國防物資ノ重

點的且効率的獲得並ニ地方物資ノ積極的獲得ヲ圖ル

之ガ為特ニ物資ノ統制ヲ合理化スルト共ニ物資買上價格ノ適正化ヲ

圖ル

尙前線ニ在リテハ對敵經濟壓迫ヲ考慮シ戰爭必要物資ノ對敵流出ヲ

Ref No #1293

Ref No #1273

阻止ス但シ之ガ為占據地域内ノ物資交流ヲ阻害スルコトナシ

本政策實行ニ方リテモ支那側ノ責任ト創意トヲ活用シ國民政府ノ政

治力強化ニ資ス

ニ支那官民ノ積極的ナル經濟活動及對日協力ヲ促進シ併セテ國民政府

政治力強化ニ資スル為

(イ) 日支合併ノ支那法人ヲシテ名實共ニ支那側ノ監督下ニ置キ其ノ資

本、人的構成、免稅特權其ノ他ニ付根本的調整ヲ加フ

(ロ) 一般物資ノ生産及配給ニ當リテモ日本側ノ獨占ヲ避ケ支那側ヲシ

テ參加均活セシム

第四 爾他ノ具體的方策ハ所要ニ應シ別ニ之ヲ定ム

My. No. # 1293

對支處理根本方針（閣議決定）

昭和十八年一月五日

第一 方針

第二 要領

一 二

（以上御前會議決定ニ同ジ）

三 通商手続及對外啓發

國民ノ高ニ對支處理根本方針ノ趣旨ヲ徹底セシムル樣ニ爲ラ

指導ス

對外啓發ニ付テモ亦同ジ

114. JFCC #1293

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

自分、林^正等ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ番カレ五頁ヨリ成ル大東亞^戰争完結ノ爲ノ對支處理根本方針ニ基ク具体的方針策ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月一日 於 東京

林 肇

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 佐藤武五郎

7

裏面白紙

134

135

E 3675
Doc. No. 2757

昭和十八年八月二日
日本國「ビルマ」國間同盟條約
御名 御 願 王

日本國「ビルマ」國間同盟條約

昭和十八年八月二日

日本國「ビルマ」國間同盟條約ヲ茲ニ公布セシム

八年(千九百四十三年)八月二日(八月三日附官報)公布
年(同) 年(同) 年(同) 年(同)
テ我々可シ昭和十八年八月一日「ラングーン」ニ於テ署名

外務大臣 重光	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
大藏大臣 青木	逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤
逓信大臣 田中	文部大臣 英	陸軍大臣 磯谷	海軍大臣 大角
農林大臣 齋藤	海軍大臣 大角	陸軍大臣 東條	内閣總理大臣 齋藤

e 3675
Doc. Doc. 2757

日本盟「ビルマ」國間同盟條約

昭和十八年(千九百四十三年)八月一日「ラングーン」ニ於テ署名
同 年(同) 八月二日(八月三日附官報)公布
同 年(同) 八月二日(八月三日附官報)公布

朕恒密議問ノ諮詢ヲ遂テ兼可シ昭和十八年八月一日「ラングーン」ニ於
テ帝國特命全權大使ガ「ビルマ」國内閣總理大臣ト共ニ署名訂印シタル
日本盟「ビルマ」國間同盟條約ヲ茲ニ公布セシム

御名 御 角玉

昭和十八年八月二日

外務大臣	大藏大臣	海軍大臣	陸軍大臣	内閣總理大臣
重光	青木	青木	東條	東條
	光	木	田	英
			一	太
			男	郎
			葵	機

裏面白紙

條約第九條

日本國「ビルマ」國間同盟條約

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ハ

日本國政府ガ「ビルマ」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ
兩國ハ相互ニ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ各國ト緊密ニ協力シテ道義ニ基
キ大東亞ニ於ケル共同ノ建設ヲ行ヒ以テ世界全波ノ平和ニ貢獻ヒンコト
ヲ期シ
之ガ障礙タル一切ノ禍根ヲ皆又除スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定
セリ

第一條

日本國及「ビルマ」國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲ニ專上、政治上及經濟上有
ラユル協力ヲ爲スベシ

第二條

日本國及「ビルマ」國ハ大東亞各國ノ共榮ヲ趣旨トスル自主的發展及大
東亞興隆ノ爲ノ共同ノ建設ニ付相互ニ緊密ニ協力スベシ

第三條

本條約ノ實施ニ關スル細目ハ必要ニ應ジ兩國當該官憲間ニ協議決定セラ

裏面白紙

ルベシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラレベシ
右條約トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印
セリ

昭和十八年八月一日即チ「ビルマ」曆千三百五年「ワガン」月「ワクシ
ン」一日「ラングーン」ニ於テ本條約ニ調印ス

大日本帝國特命全權大使 澤田 廉三(印)
「ビルマ」國內閣總理大臣 バド、モウ(印)

裏面白紙

事務

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國
「ビルマ」國同條約

（同）（同）（同）
（千九百四十三年）九月二十五日「ラングーン」ニ於テ署名
（同）同月同日ヨリ實施
（同）九月二十八日（九月二十九日附官報公布）
茲可シ昭和十八年九月二十五日「ラングーン」ニ
「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國同條
約ヲ茲ニ公布セシム

領名 領主

昭和十八年九月二十八日

外務大臣	重光葵
大東亞大臣	青木一男
海軍大臣	嶋田繁太郎
陸軍大臣兼 陸軍大臣	東條英樹

事務

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國
「ビルマ」國條約

昭和十八年(千九百四十三年)九月二十五日「ラングーン」ニ於テ署名
同(年)同(月)同(日)ヨリ 實 施
同(年)同(月)同(日)九月二十八日(九月二十九日附官報公布)

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十八年九月二十五日「ラングーン」ニ
於テ帝國特命全權大使ガ「ビルマ」國代表者ト共ニ署名調印シタル「シヤ
ン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國條約
約ヲ茲ニ公布セシム

御 名 紙 為 上

昭和十八年九月二十八日

内閣總理大臣兼	東 條 英 板
陸軍大臣	
海軍大臣	嶋 田 繁 太郎
大東亞大臣	青 木 一 男
外務大臣	重 光 葵

裏面白紙

條約第十一號

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國
「ビルマ」國同條約

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ハ

兩國秘密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク大東
亞ヲ建設スルノ不勳ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ「ビルマ」國ガ「ケンントン」及「モンバン」兩州以外ノ「シヤン」
諸州、「カレンニ」諸州及「ワイ」地方ヲ其ノ領土トシテ編入スルコト
ヲ承認ス

第二條

日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ九十日以内ニ前條ノ規定スル地域ニ於テ境ニ
其ノ行フ行政ヲ終止スベシ

第三條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國富該官總同ニ協議決定セラルベシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セ
リ

Def. Doc. #2758

昭和十八年九月二十五日即チ「ビルマ」曆千三百五年「トウザリン」月下
弦十二日「ラングーン」ニ於テ本著二通ヲ作成ス

大日本帝國勳命全權大使 澤 田 巖 三 (印)
「ビルマ」國內勳務總長 巴 一、モ ウ (印)

裏面白紙

Def, Dec, 42785

書
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ辨ベ何事ヲモ誠秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

官

書

書

署名録印

三

木

良

英

裏面白紙

E13677A
Def Doc 42711 (Revised)

高橋

官報 號外 明治十八年一月二十九日

○第八十一號 帝國議會 米英兩國等通記 第四號

明治十八年一月二十八日 (木曜日)
午後一時三十分

明治十八年一月二十八日
午後一時三十分
(米英兩國等通記)

中華民族ノ汪主帝ノ一身の指導ノ下ニ日ニ日ニ其ノ力ヲ強化シツアル
ノデアリマス、而シテ去ル九月、中華民族政府ハ米英兩國ニ對シテ
宣シタルデアリマス、此ノ事タルヤ、米英兩國ノ大東亞政策ニ更ニ一歩ヲ
進ムルモノデアリマシテ、汪主帝ノ下ニ一政府ヲ組織シ、歐然進テ上リマシタル
中華民族政府ノ決意ニ對シ、私ハ茲ニ帝國ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス、(拍手)
中華民族政府ノ宣明ニ伴ヒ、帝國ハ新義ニ即應スル日ヲ望ミ、上列ノ
立スル方針ノ下ニ、中華民族ニ於ケル一切ノ帝國政策ヲ承認、治外法權ノ撤廢、
高麗界、廈門共同租界及北京公使館區域高麗ノ承認、治外法權ノ撤廢、
在支鐵道ノ整理等各款ニ互リ、直ニニ必妥ナル手續ヲ執ルコトヲナツタ
第デアリマス、此ノ扱方指宜ニ狼狽シ、去ル十一月、米英方重慶政府ニ對

E 3677A
Def Doc 42711 (Revised)

高橋

官一報 號外 昭和十八年一月二十九日

○第八十一号 帝國新聞社送記 第四號

昭和十八年一月二十八日(木曜日)
午後一時三十分發

○國務大臣(東條英機君)

中 略

中華民族ハ汪主席ノ一身の指導ノ下ニ日ニ日ニ繁ク進歩シツツアル
ノデアリマス、而シテ云ル九日、中華民族政府ハ米英兩國ニ對シテ
宣シタルデアリマス、此ノ事タルヤ、米英兩國ノ大東亞政策ニ對シテ
進ムルモノデアリマシテ、汪主席ノ下ニ一家國府、毅然進テ上リマシタル
中華民族政府ノ決意ニ對シ、私ハ茲ニ露露ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス(拍手)
立スル方針ノ下ニ、中華民族ニ於ケル一切ノ事務悉ク整理スル日課ノ上ニ
高橋君、廈門共同租界及び北京公使館區域高橋ノ承認、治外法權ノ撤廢、
在支諸商ノ待遇等各款ニ互リ、這ニ必要ナル手続ヲ執ルコトヲナツタ
第デアリマス、此ノ後ガ諸君ニ張頑シ、去ル十一月、米英ガ重慶區域ニ對

原本不明瞭

裏面白紙

「マライー」スマトラ「ジャワ」ボルネオ「セレベス」等ニ於テ
 未ダ官テハキ辛福ナル力ニ至ク同復シ、任民ハ喜ンデ生養ニ復シ
 テ帝ハ克ク原任氏年來ノ望ニ應ヘ、其ノ安任ノ事ヲラシメシ
 シ、差々或乗ラ奉テ心ノテアリマス
 呼、シ、ルマニ於ニマシテハ、治安ハ既ニ同復ラシ、帝無不勤ノ大方計ニ
 尋ゲテ、現地皇皇ニ力ヲ指シ、一「バ」モ一長官ヲ中心トシテ「ビ」ルマ一
 シ、以テ大東亞ノ海設ニ資セントスル日、所マシキ努力ヲ以テ「ビ」ルマ一
 マス、其ノ在行政府ラシテ官制ニ堪ヘナイ所デアリマス、帝ハ「ビ」ルマ一
 設ラニハ現行行政府ラシテ官制ニ堪ヘナイ所デアリマス、帝ハ「ビ」ルマ一

中略

「マライー」スマトラ「ジャワ」ボルネオ「セレベス」等ニ於テ
 未ダ官テハキ辛福ナル力ニ至ク同復シ、任民ハ喜ンデ生養ニ復シ
 テ帝ハ克ク原任氏年來ノ望ニ應ヘ、其ノ安任ノ事ヲラシメシ
 シ、差々或乗ラ奉テ心ノテアリマス
 呼、シ、ルマニ於ニマシテハ、治安ハ既ニ同復ラシ、帝無不勤ノ大方計ニ
 尋ゲテ、現地皇皇ニ力ヲ指シ、一「バ」モ一長官ヲ中心トシテ「ビ」ルマ一
 シ、以テ大東亞ノ海設ニ資セントスル日、所マシキ努力ヲ以テ「ビ」ルマ一
 マス、其ノ在行政府ラシテ官制ニ堪ヘナイ所デアリマス、帝ハ「ビ」ルマ一
 設ラニハ現行行政府ラシテ官制ニ堪ヘナイ所デアリマス、帝ハ「ビ」ルマ一

原本不明瞭

裏面白紙

ノ平福ヲ獲ルシ、之ニ承源ノ麗子ヲ許バサントシテ居ルノデアリマス、今
 マ皇族ハ是等ノ不共ニ被シ置キテ加ヘテ居ルノデアリマス、而シテ既ニ
 帝國ノ直意ヲ知レル「インド」一島人士ハ帝國ト協力シテ現ニ「インド」
 島内ニ於テ又其ノ島外ニ於テ、左ノ言シミラナシツアル「インド」ノ
 指導者及ビ氏家ニ對シ、深甚ナル同情ノ意ヲ表シマスルト共ニ、其ノ島天
 ノヲ皇族ノ意カラス成就スルコトヲ、深ク期待スルモノデアリマス、而シ
 テ帝國ハ是ガ爲ニ全權ノ勳刀ヲ許マザルコトヲ、重ネテ宣明スルモノデア
 リマス（酒手）

裏面白紙

文書成立ニスル證明書

自分ハ印刷局庶務課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレテ十六頁ヨリ成ル官報紙外紙和十八年一月二十九日第八十一回帝國官報紙既經手送記號ニ就テ是ル印刷物ハ日本政府（内務印刷局）ノ印刷發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月六日 於 東京

原 幸 太

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
且 於 同 所

立 言 人 小 口 守

裏面白紙

高橋

文書ノ出所遊ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分於 ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル英文
ニ於ツテ審カレ三九頁ヨリ成ル 此 實 務 上 多 岐 事 務 局 長 官 署
本取用(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ被奉ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナ

22-12-20 (4)
1926年12月20日
(高橋 義典)

日 於東京

於

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 會 人 佐 藤 武 五 郎

Ref: B0C#2810

高橋

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分林 ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル英文
ニ依ツテ書カレ三九頁ヨリ成ル 此書(三號) ト題スル證明書ハ日
本政府(外務省)ノ保管ニ係ル公文書ノ被奉ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナ
ルコトヲ證明ス

昭和二十二年十二月十日 於東京

林

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立會人 佐藤武五郎

裏面白紙

第九條	彈劾	効	二六
第十條	選舉委員會		二七
第十一條	會計検査院		二九
第十二條	民政廳		三〇
第十三條	天然資源ノ保存及利用		三一
第十四條	一般規定		三三
第十五條	修正		三六
第十六條	過渡的規定		三六
第十七條	「フイリピン」獨立ノ公布ト同時ニ效力ヲ生ズル特別規定		三八
第十八條	聯邦ト共和國		三九
憲法附屬ノ命令			三九
「フイリピン」國民ハ其ノ理想ヲ實現シ、國民ノ世襲財産ヲ保存開發シ			
一般ノ福祉ヲ増進シ或ニ自己及其ノ子孫ニ對シ正義、自由及民主主義ノ			
制度ノ下ニ於ケル獨立ノ幸福ヲ保障スル政府ヲ創立センガ爲神助ヲ祈願			
シツツ茲ニ本憲法ヲ制定シ之ヲ發布ス			
第一節 國家領域			
「フイリピン」ハ千八百九十八年十二月十日合衆國「スペイン」國間ニ			

締結セラレタル「パリ」條約ニ依リ合衆國ニ譲渡セラレ右條約第三條ニ
境界ノ規定セラレル一切ノ地境、千九百年十一月七日「ワシントン」ニ
於テ合衆國「スペイン」國間ニ締結セラレタル條約及千九百三十年一月
二日合衆國「グレート、ブリテン」國間ニ締結セラレタル條約ノ中ニ包
含セラレル一切ノ高嶼竝ニ現「フィリピン」諸島政府ガ管轄權ヲ行使シ
ツツアル一切ノ地境ヨリ成ル

第二條 原則ノ宣言

「フィリピン」ハ共和國ナリ主權ハ國民ニ存シ政府ノ一切ノ權能ハ國民
ヨリ發ス

第二節

國防ハ政府ノ主要ナル任務ニシテ此ノ任務ノ遂行ニ當リテハ一切ノ市民
ハ文武ノ役務ニ服スルコトヲ法律ヲ以テ要求セララルコトアルベシ

第三節

「フィリピン」ハ國策ノ具トシテノ戰爭ヲ拋棄シ一般ニ承認セラレ居ル
國際法上ノ原則ヲ國法ノ一部トシテ採用ス

第四節

市民トシテノ能力ヲ得シムル爲ノ青年ノ發育ニ關スル兩親ノ當然ノ權利
及發達ハ政府ノ援助及支持ヲ受クベシ

第五節
一切ノ國民ノ福祉及經濟的安定ヲ確保スル爲ノ社會的正義ノ助長ハ國民ノ
關心事タルベシ

第三條 民權要綱

第一節

(一) 何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手續ヲ經ズシテ生命、自由又ハ財産ヲ
剝奪セラルルコトナカルベク又何人ト雖モ法律ノ平等ナル保護ヲ受ケ
セラルルコトナカルベシ

(二) 私有財産ハ公正ナル代償ヲ付シテハ公共ノ用ニ供スル爲メ採用セララル
コトナカルベシ

(三) 不營ノ搜索及差押ニ對シ自己ノ身、家庭、書翰及家財ガ安全ナル
ノ國民ノ權利ハ侵ササルコトナカルベク又原告及其ノ委託スル他人ヲ

監督又ハ監督ヲ爲サシメテ取調ベタル後ニ於テ裁判官ガ決定スベキ立
証ノ見込アル訴訟理由ニ違クニ非ザレバ逮捕狀ハ發セララルコトナカ
ルベシ

逮捕狀ニ記載スベシ
法律ノ定ムル範圍内ニ於ケル居住及住居變更ノ自由ハ毀損セララル
コトナカルベシ

(四) 通達及信書ノ秘密ハ裁判所ノ合法的命令ニ依ルカ又ハ公ノ安寧及秩
序ノ爲別段ノ必要アル場合ヲ除クノ外侵サルルコトナカルベシ

(五) 通達及信書ノ秘密ハ裁判所ノ合法的命令ニ依ルカ又ハ公ノ安寧及秩
序ノ爲別段ノ必要アル場合ヲ除クノ外侵サルルコトナカルベシ

通達及信書ノ秘密ハ裁判所ノ合法的命令ニ依ルカ又ハ公ノ安寧及秩
序ノ爲別段ノ必要アル場合ヲ除クノ外侵サルルコトナカルベシ

裏面白紙

(六) 法律ニ違反セザル目的ノ爲組合又ハ結社ヲ組織スルノ權利ハ剝奪セ
 ラルルコトナカルベシ

(七) 宗教ノ公認ニ關スル又ハ宗教ノ自由ナル信奉ヲ禁止スル法律ハ制定
 セララルコトナカルベク又宗教上ノ表白及禮拜ノ差別又ハ優先權ナキ
 自由ナル實行及享有ハ永久ニ許容セララルベシ市民權又ハ政治的權利ノ
 行使ニ付テハ何等ノ宗教上ノ宣誓ヲモ要スルコトナカルベシ

(八) 言論若ハ出版ノ自由又ハ平等ニ集合シテ不法ヲ匡救スルコトヲ政府
 ニ請願スルノ國民ノ權利ヲ剝奪スル法律ハ制定セララルコトナカルベシ

(九) 貴族ノ稱號ヲ付與スル法律ハ制定セララルコトナカルベク又利得又
 ハ信用ヲ伴フ職ニ在ル者ハ何人ト雖モ「フイリビン」議會ノ同意アル
 ニ非ザレバ外國ヨリ如何ナル贈與、報酬、公職又ハ如何ナル種類ノ稱
 號ヲ受クルコトヲ得ズ

(十) 契約上ノ義務ヲ毀損スル法律ハ可決セララルコトナカルベシ

(十一) 及法又ハ民權及財産剝奪法ハ制定セララルコトナカルベシ

(十二) 何人ト雖モ負債ノ故又ハ人頭税不拂ノ故ヲ以テ投獄セララルコトナ
 カルベシ

(十三) 意思ニ反スル服役ハ如何ナル形式ノモノタルヲ問ハズ存在スルコト
 ナカルベシ但シ當事者ガ適法ニ有罪ト判決セラレタル犯罪ニ對スル刑
 罰トシテノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

裏面白紙

- (十四) 人身保護令ノ特種ハ停止セララルコトナカルベシ但シ公安上右停止ヲ必要トスル侵略、暴動又ハ反亂ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ右ノ場合ノ何レニ於テモ其ノ期間中ニ於テ右停止ノ必要存スル場合ニハ右特種ハ之ヲ停止スルコトヲ得
- (十五) 何人ト雖モ正當ナル法律上ノ手続ヲ經ズシテハ刑事上ノ犯罪ニ付責任アリト判決セララルコトナカルベシ
- (十六) 宿罪ノ證據顯然タル死罪ノ被告人ヲ除クノ外何人ト雖モ有罪ノ判決前ニ於テハ充分ノ保證金ヲ以テ保證ヲ受クルコトヲ待過分ノ保證金ハ要求セララルコトナカルベシ
- (十七) 一切ノ刑事訴訟ニ於テハ被告人ハ反對事實ガ證明セララル迄ハ無罪ナリト推定セララルベク又自ら及辯護人ヲ用ヒテ審理ヲ受ケ、自己ニ對スル訴訟ノ性質及訴訟理由ノ通知ヲ受ケ、迅速且公開ノ公判ヲ受ケ、被告人ト對面シ或ニ自己ノ爲ニスル被告人ノ出廷ヲ確保スル爲ノ強制的召喚命令ノ發出ヲ受クルノ權利ヲ享有スベシ
- (十八) 何人ト雖モ自己ニ不利益ナル證人タルコトヲ強要セララルコトナカルベシ
- (十九) 過分ノ罰金ハ課セララルコトナカレタク又強酷ニシテ異常ナル刑罰ハ課セララルコトナカルベシ
- (二十) 何人ト雖モ同一ノ犯罪ニ付再ビ處罰セララルコトナカルベシ一ノ行

裏面白紙

(五) 爲ガ法律及命令ニ依リ罰セラレタルトキハ其ノ何レカノ一方ニ善ク有
罪判決又ハ免訴ハ同一ノ行爲ニ付テノ他ノ訴追ヲ不能ナラシムベシ
何人ト雖モ貧窮ヲ理由トシテ裁判所ニ於ケル自由ノ訴訟ヲ拒マルル
コトナカルベシ

第四條 市民權

第一節

(一) 左ノ者ヲ「フィリピン」諸島ノ市民トス

(二) 本憲法發布ノ時ニ「フィリピン」市民タル者

テ本憲法發布前ニ「フィリピン」諸島ニ於テ外國人タル父母ノ間ニ出生シタル者ニシ

(三) 父ガ「フィリピン」市民タル者

(四) 母ガ「フィリピン」市民タル者ニシテ成年ニ達シタル際「フィリビ

(五) 「フィリピン」市民タルニトテ選舉シタルモノ

ス「フィリピン」市民權ハ法律ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ喪失シ又ハ再取得
コトヲ得

裏面白紙

第五條 選舉權

第一節

選舉權ハ法律ガ別段ニ無資格トセザル男子タル「フイリピン」市民ニシテ年齢二十一歳以上、讀ミ書ヲ爲スコトヲ得且「フイリピン」ニ一年間及其ノ投票ヲ爲サントスル市町村内ニ選舉直前少クトモ六月間居住シ來レルモノニ依リ行使セララルコトヲ得國民議會ハ婦人ニ選舉權ヲ付與スル爲本憲法ノ採擇後二年以内ニ於テ行ハルベキ人民投票ニ於テ必要ナル資格ヲ有スル三十萬人以上ノ女子ガ本問題ニ付賛成投票ヲ爲シタル場合ニハ女子ニモ選舉權ヲ付與スベシ

第六條 立法部

第一節

立法權ハ「フイリピン」議會ニ付與セララルベク右議會ハ上院及下院ヨリ成ルベシ

第二節

上院ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ「フイリピン」ノ有資格選舉人ニ依リ自由ニ選舉セララルベキ二十四名ノ上院議員ヲ以テ組織セララルベシ

第三節

上院議員ノ任期ハ六年トシ其ノ選舉直次ノ十二月三十日ヨリ開始スベシ本憲法ニ基キ選舉セララル第一回ノ上院議員ハ法律ノ定ムル方法ニ依リ

裏面白紙

三組ニ均分セラレルベク第一組ノ上院議員ハ六年間、第二組ノ者ハ四年間、又第三組ノ者ハ二年間勤務スルモノトス

第四節

何人ト雖モ其ノ選舉ノ當時年齢三十五歳以上ニシテ有資格選舉人タリ且其ノ選舉ノ直前二年以上「フィリピン」ノ居住者タリシ生來ノ「フィリピン」國民タル者ニ非ザレバ上院議員タルコトヲ得ズ

第五節

下院ハ百二十名以下ノ議員ヲ以テ組織セラレベシ右議員ハ成ルベク夫々ノ住民ノ數ニ應ジテ各州ニ割當テラルベシ但シ各州ハ少クトモ一名ノ議員ヲ有スベシ議會ハ各人口調査ノ報告後三年以内ニ法律ヲ以テ割當ヲ行フベク他ノ方法ニ依リ行フコトナカルベシ右割當ノ行ハルル迄ハ下院ハ國民議會ニ付法律ニ依リ定メラレタル所ト同一數ノ議員ヲ有スベシ右議員ハ現在ノ議會選舉區ヨリ選出ノ有資格選舉人ニ依リ選舉セラレベシ各選舉區ハ實行シ得ル限り隣接シ且連レル地域ヨリ成ルベシ

第六節

下院議員ノ任期ハ四年トシ其ノ選舉直次ノ十二月三十日ヨリ開始スベシ

第七節

何人ト雖モ其ノ選舉ノ當時年齢二十五歳以上ニシテ有資格選舉人タリ且其ノ選舉ノ直前一年以上其ノ選舉セララル州ノ居住者タリシ若ニ非ザレ

裏面白紙

下院議員タルコトヲ得ズ

第八節

(一) 上院議員及下院議員ノ選舉ハ法律ニ依リ定メラルル方法及期日ニ於テ行ハルベシ

(二) 上院又ハ下院ニ由リアル場合ニ於テハ法律ニ依リ定メラレタル方法ニ依リ右空位ヲ補充スル爲特別選舉ヲ行フコトヲ得但シ右ニ依リ選舉セラレタル上院議員及下院議員ハ其職務ノミヲ其ノ任期トス

第九節

議會ハ法律ニ依リ通ノ期日ガ定メラザル限リ毎年一回一月ノ第四日ニ於テ通常會期ヲ開シスベシ議會ハ一設法令ヲ又ハ大統領ガ指定スル高麗ノミヲ容議スル爲何時ニテモ大統領ニ依リ特別會期トシテ召集セラシムルコトヲ得特別會期ハ三十日ヲ超エ繼續スルコトナカルベク又通常會期ハ日曜日ヲ除キ百日ヲ超エ繼續スルコトナカルベシ

第十節

(一) 上院及下院ハ各自ノ議長ヲ選舉スベシ
各議員ハ必要ナル他ノ議員ヲ選任スベシ
(二) 各議員ノ過半数ハ事務執行ノ定足數ヲ構成ス但シ議員數ガ右定足數ニ滿タザルトキハ逐日選舉ヲ延期スルコトヲ得但シ又各議員ノ定足數方法及罰則ヲ以テ出席議員ノ出席ヲ強要スルコトヲ得

裏面白紙

(三) 各議院ハ其ノ議事規則ヲ定メ、秩序ヲ紊ス行爲ニ對シ議員ヲ罰シ及
 其ノ全議員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得
 (四) 各議院ハ其ノ議事日誌ヲ保存スベク且、審ヲ要スト認ムル部分ヲ除
 クノ外時時之ヲ公表スベシ如何ナル問題ニ對スル贊成投票者及不贊成
 投票者モ出席議員ノ五分ノ一ノ要求アル場合ニハ之ヲ議事日誌ニ記入
 スベシ

(四) 各議院ハ議會ノ會期中他方ノ議院ノ同意ナクシテハ三日ヲ超エ延期
 シ又ハ兩院ガ會議ヲ行フ地以外ノ地ニ移シ延期スルコトナカルベシ
 第十一節

上院及下院ハ各自ノ議員ノ選舉、當選報告及資格ニ關スル一切ノ紛争ノ
 唯一ノ判決者タルベキ選舉裁判所ヲ夫々有スベシ各選舉裁判所ハ九名ノ
 裁判官ヲ以テ組織セラルベク其ノ中三名ハ大審院長ニ依リ指名セラルベ
 キ大審院判事ノルベク又爾餘ノ六名ハ各場合ニ從ヒ上院又ハ下院ノ議員
 タルベシ右兩院ハ議會ニ於テ最多數ノ表決權ヲ有スル黨ノ指名ニ基キ三
 名又第二位ノ多數ノ表決權ヲ有スル黨ノ指名ニ基キ三名各議院ニ依リ選
 任セララルベシ各選舉裁判所ニ於ケル最古參判事ハ其ノ裁判長タルベシ

第十二節
 議院ニ於ケル政黨ノ比例代表ヲ基礎トシテ夫々各議院ニ依リ選舉セラル
 ル十二名ノ上院議員及十二名ノ下院議員ヨリ成ル任命委員會ヲ設クベシ

裏面白紙

上院議長ハ右委員會ノ職權ニ依ル委員長タルベシ但シ賛否同致ノ場合ヲ除クノ外投票スルコトナカルベシ

第十三節

選舉裁判所及任命委員會ハ上院及下院ガ各自ノ議長ノ選舉ト共ニ組織セラレタル後三十日以内ニ構成セラルベシ任命委員會ハ本憲法ニ於テ該委員會ニ付與セラレタル職權及職務ヲ遂行スル爲其ノ委員長又ハ其ノ委員ノ過半数ノ招集ニ依リ議會ノ開會中ニ於テノミ開催セラルベシ

第十四節

上院議員及下院議員ハ法律ニ別段ノ規定ナキ限り各七千二百「ベソ」ノ歳受クベシ右歳ハ日當其ノ他ノ給與又ハ手當ヲ含ミ議會ニ出席スル際ノ下院議員ニ付テノ選舉區ヨリノ往復旅費及上院議員ニ付テノ居住地ヨリノ往復旅費ノミハ之ヲ含マサルモノトス右歳受ノ増額ハ之ヲ承認スル上院及下院ノ全議員ノ全任期ノ滿了迄ハ實施セラレザルベシ法律ニ別段ノ規定ガ設ケラルル迄ハ上院議長及下院議長ハ各一萬六千「ベソ」ノ歳受ヲ受クベシ

第十五節

上院議員及下院議員ハ叛逆罪、重罪及治安紊亂ノ場合以外ノ一切ノ場合ニ於テハ議會ノ會議ニ出席中及議會ヘノ往復ノ途次ニ於テ逮捕セラレザルノ特權ヲ有スベク又議會ニ於ケル如何ナル演説又ハ討議ニ付テモ議會

以外ノ場所ニ於テ質問セラルルコトナカルベシ

第十六節

上院議員又ハ下院議員ハ其ノ議席ヲ喪失スルコトナクシテハ政府ノ罷ノ
官職又ハ雇傭ニ就クコトヲ得ズ又上院議員又ハ下院議員ハ其ノ任期中ニ
於テハ其ノ議會ノ議員タル間ニ創設セラレ又ハ給與ノ増加セラレタル如
何ナル行政上ノ官職ニモ任命セララルルコトナカルベシ

第十七節

上院議員又ハ下院議員ハ政府又ハ其ノ部局若ハ代理機關トノ契約或ハ其
ノ任期中ニ議會ニ依リ許與セラレタル特許又ハ特權ニ直接又ハ間接ニ財
的利害關係ヲ有スルコトナカルベシ右議員ハ選舉裁判所ニ或ハ政府又ハ
其ノ部局若ハ代理機關ガ相手方當事者タル民事事件或ハ政府ノ官吏又ハ
雇傭人ガ其ノ職務ニ關聯シテ犯セル犯罪ニ付起訴セラレタル列事事件ニ
關シ裁判所ニ辯護人トシテ出頭シ、行政上ノ訴訟手續ニ於ケル其ノ出頭
ニ對シ報酬ヲ徴收シ又ハ職務上其ノ行動ガ要求セララルコトアルベキ訴
訟事件ヘノ雇傭ノ爲ノ雇傭ヲ受諾スルコトナカルベシ任命委員會ノ委員
ハ合議上告裁判所ヨリ下級ノ裁判所ニ辯護人トシテ出頭スルコトナカル
ベシ

第十八節

歳出豫算、歳入又ハ關稅ニ關スル法案、公債増額ノ權限ヲ付與スル法案

裏面白紙

161

地方的ニ適用セラルル法案及個人ニ關スル法案ノ全部ハ専ラ下院ヨリ最
初ニ提出セラルベシ但シ上院ハ修正ヲ提議シ又ハ之ニ同意スルコトヲ得

第十九節

(一) 大統領ハ議會ノ各通常會期ノ開始期日ヨリ十五日以内ニ一發算出
算法案ノ基礎タルベキ收支豫算ヲ提出スベシ議會ハ議會及司法部ノ
爲ノ算出豫算ヲ除クノ外豫算審ニ明記セラレタル政府ノ政務遂行ノ爲
大統領ガ勸告セル算出豫算ヲ増加スルコトヲ得ズ豫算審ノ形式及其ノ
掲グベキ参考事項ハ法律ニ依リ規定セラルベシ
(二) 一發算出豫算法案中ノ或特定ノ算出豫算ニ特ニ關係アルモノニ非ザ
レバ如何ナル規定又ハ法令モ一發算出豫算中ニ包含セラルルコトナカ
ルベシ又右ノ規定又ハ法令ハ其ノ適用ニ付テハ右算出豫算ノミニ局限
セラルベシ

第二十節

(一) 議會ニ依リ可決セラレタル一切ノ法案ハ法律ト爲ルニ先チ大統領ニ
提出セラルベシ大統領ハ右法案ヲ裁可スル場合ニハ之ニ署名スベク又
裁可セザル場合ニハ其ノ反對理由ヲ具シテ之ヲ最初ニ提出シタル議院
ニ返付スベシ右議院ハ其ノ議事日誌中ニ反對理由ヲ詳細ニ記載シ且右
法案ヲ再審議スベシ再審議ノ後右議院ノ全議員ノ三分ノ二ガ右法案ノ
通過ニ同意スルニ於テハ該法案ハ反對理由ト共ニ地方ノ議院ニ送付セ

裏面白紙

四

ラルベク該議院ハ同様ニ之ヲ再審議スベシ右議院ノ全議員ノ三分ノ二
 ニ依リ可決セラレタルトキハ右法案ハ法律ト爲ルベシ右ノ如キ一切ノ
 場合ニ於テハ各議院ノ表決ハ贊否ノ投票ニ依リテ決セラレベク又贊成
 又ハ反對ノ投票ヲ爲セル議員ノ氏名ハ右議院ノ議事日誌ニ記載セラレ
 ベシ法案ガ大統領ニ提出セラレタル後二十日以内(日曜日ヲ除ク)ニ
 大統領ガ本憲法ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ返付セザル場合ニハ右法案ハ大
 統領ガ之ニ署名シタルト同様ニ法律ト爲ルベシ但シ議會ガ閉會ニ依リ
 右法案ノ返付ヲ妨ゲタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ右法
 案ハ議會ノ閉會後三十日以内ニ大統領ニ依リ拒否セラレザル限リ法律
 ト爲ルベシ

大統領ハ歳出歳算法案中ノ何レノ特定ノ一又ハ二以上ノ項目ヲモ拒
 否スルノ權能ヲ有スベシ但シ右拒否ハ大統領ノ反對セザル一又ハ二以
 上ノ項目ニハ影響ヲ及ボスコトナカルベシ歳出歳算法案中ノ規定ガ該
 法案ノ一又ハ二以上ノ項目ニ影響ヲ及ボス場合ニハ大統領ハ右規定ノ
 關スル特定ノ一又ハ二以上ノ項目ヲ同時ニ拒否スルコトナクシテハ右
 規定ヲ拒否スルコトヲ得ズ反對セラレタル一又ハ二以上ノ當該項目ハ
 大統領ノ裁可ナクシテ議會ニ返付セラレタル法案ニ關シ本號ヨリ前ニ
 規定セラレタル方法ニ依ルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ拒
 否ガ前年度ノ政府ノ一般經費ノ歳出歳算法案中ノ可決済總額ノ一割ヲ

裏面白紙

超ユル額ヲ振當ツル法案若ハ歳出歳算法案中ノ何レカノ項目ニ關スル
 カ又ハ公債増額ノ權限ヲ付與スル法案ニ關スル場合ニハ此等ノ法案ハ
 各議院ノ全議員ノ四分ノ三ノ同意アルニ非ザレバ法律ト爲ルコトナカルベシ
 大統領ハ歳入法案又ハ關稅法案中ノ何レノ個箇ノ項目又ハ二以上ノ
 項目ヲモ拒否スルノ權能ヲ有スベク又拒否セラレタル一又ハ二以上ノ
 項目ハ大統領ニ依リ拒否セラレタル法案ニ關シ規定セラレタル方法ニ
 依ルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナカルベシ

第二十一節

法律トシテ制定セラルベキ法案ハ一箇ヲ超ユル主題ヲ包含スルコト
 ナカルベク該主題ハ右法案ノ標題ニ於テ表示セララルベシ
 法案ハ印刷セラレ且其ノ最終的形態ニ於ケル譯本ガ該法案可決ノ少
 クトモ三層日前ニ議員ニ提供セララルニ非ザレバ何レノ一方ノ議院ニ
 依リテモ可決セラルルコトナカルベシ但シ大統領ニ於テ右法案ヲ即時
 法律トシテ制定スルノ要アルコトヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 法案ノ最終議會終了スルトキハ其ノ修正ハ許サレザルベク又右法案ヲ
 可決スベキカ否カノ問題ハ最終議會後直ニ付議セラレ贊成投票者又ハ
 不贊成投票者ハ議事日誌ニ記載セララルベシ

第二十二節

議院規則ハ一律タルベシ

裏面白紙

議會ハ其ノ定ムルコトアルベキ制限ニ從フノ條件ノ下ニ大統領ニ對
 シ關稅率、輸出入ノ割當、賦稅及沒止場使用料ヲ特定ノ範圍内ニ於テ
 決定スルノ權限ヲ法律ヲ以テ付與スルコトヲ得
 墓地、教會及教會附屬ノ牧師住宅又ハ修道院並ニ尋ラ宗教的、慈善
 的又ハ教育的目的ニ使用セララルル一切ノ土地、建築物及其ノ改修ハ租
 稅ヲ免除セララルベシ

第二十三節

特別ノ目的ノ爲賦課セラレタル租稅ニ依ル一切ノ徵收金ハ特別基金
 トシテ取扱ハレ右目的ニノミ支出セララルベシ特別基金ヲ設定シタル目
 的ガ達成セラレ又ハ弛棄セラレタル場合ニ殘額アルトキハ該殘額ハ政
 府ノ一般基金ニ移サルベシ
 如何ナル金額ト雖モ法律ニ依リ作成セラレタル或出歳算ニ依ル場合
 ヲ除クノ外國庫ヨリ支出セララルコトナカルベシ
 一 公金又ハ公ノ財產ハ宗派、教會、分派、宗派ノ施設又ハ宗教的組織
 ノ使用、利益又ハ維持ノ爲或ハ僧侶、傳道師、牧師又ハ他ノ宗教的組
 織若ハ高位信トシテノ教師若ハ高位僧ノ使用、利益又ハ維持ノ爲ニ直
 接ニモ間接ニモ振當テラレ、流用セラレ又ハ使用セララルコトナカル
 ベシ但シ右ノ僧侶、傳道師、牧師又ハ高位信ガ華嚴又ハ刑事施設、孤
 兒院若ハ項病保養院ニ配屬セシメラレ居ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

裏面白紙

165

第二十四節

各省ノ長官ハ其ノ發意又ハ何レカノ一方ノ議院ノ要求ニ基キ右議院ニ出頭シテ自省ノ所管事項ニ關シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ公益上右意見ヲ開陳セザルコトヲ必要トシ且大統領ニ於テ其ノ旨ヲ替面ニ依リ陳べタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五節

議會ハ各議院ノ全議員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得ルトキハ宣戰ノ權能ヲ專有スベシ

第二十六節

戰時又ハ他ノ國家的緊急時ニ於テハ議會ハ宣言セラレタル國策ノ遂行ノ爲規則及規程ヲ公布スルノ權限ヲ一定ノ期間中且議會ノ定ムル制限ニ從フノ條下ニ法律ヲ以テ大統領ニ付與スルコトヲ得

第七條 行政部

第一節

行政權ハ「フイリピン」大統領ニ付與セララルベシ

第二節

大統領ハ四年間在職スベク同一期間ニ付選任セララル副大統領ト共ニ國民ノ直接投票ニ依リ選舉セララルベシ各州又ハ各市ノ投票検査員評議會ノ適法ニ認證セル大統領及副大統領ノ各選舉ノ報告皆ハ上院議長ニ宛テ國

國民政府本部ニ送付セラルベシ右議長ハ上院及下院ニ於テ一切ノ證明書
ヲ開封シテ授票ハ計算セラルベシ夫々大統領及副大統領トシテノ最高
票數ヲ獲得シタル者ガ當選者ト宜セラルベシ但シ二名以上ノ者ガ右何レ
カノ一方ノ職ニ付同一且最高ノ票數ヲ獲得シタル場合ニ於テハ其中ノ
一名ガ合同總會ニ於ケル議會議員ノ過半數投票ニ依リ各場合ニ應シ大統
領又ハ副大統領ニ選任セラルベシ

第三節

何人ト雖モ選舉資格ヲ有シ、年令四十歳以上ニシテ選舉ノ直前少クトモ
十年間「フイリピン」ニ居住シタル生來ノ「フイリピン」市民タル者ニ
非サレバ大統領又ハ副大統領ノ職ニ選舉セラルルコトヲ得ズ

第四節

大統領及副大統領ノ選舉ハ法律ニ依リ定メラルベキ期日ニ於テ四年毎ニ
一回執行セラルベシ

大統領及副大統領ノ任期ハ其ノ選舉後ノ四年ノ期間ノ満了ニ次グ十二月
三十日ノ正午ニ終了スベク其ノ後任者ノ任期ハ右ノ時刻ヨリ開始スベシ

第五節

何人ト雖モ連續八年ヲ超エ大統領トシテ勤務スルコトヲ得ズ右勤務ノ期
間ハ右ノ者ガ大統領トシテ行動ヲ開始シタル日ヨリ計算セラルベシ如何
ナル期間ノ任意ノ職務放棄モ當該在職者ガ其ノ全選任期間勤務ヲ繼續シ

裏面白紙

タルコトニ對スル中斷トハ認メラレザルベシ

第六節

大統領ノ任期ノ開始期トシテ定メラレタル時ニ於テ大統領當選者ガ死亡シ居ルトキハ副大統領ガ大統領ト爲ルベシ大統領ガ其ノ任期ノ開始期トシテ定メラレタル時ヨリ前ニ選舉セラレザリシカ又ハ大統領當選者ガ資格ヲ具ヘザリシトキハ副大統領ハ大統領ガ資格ヲ具フルニ至ル迄大統領ノ職務ヲ代行スベク又議會ハ大統領當選者又ハ副大統領當選者ガ資格ヲ具フルニ至ラザル場合ニ付法律ヲ以テ規定ヲ設クルコトヲ待ベク且大統領ノ職務ヲ右ノ場合ニ代行スベキ者又ハ代行スベキ者ノ選出方法ヲ宣言スベシ又右宣言セラレタル者ハ右ニ應ジ大統領又ハ副大統領ガ資格ヲ具フル迄代行スベシ

第七節

大統領ハ其ノ職務ノ執行ヲ開始スルニ先チ左ノ宣誓又ハ宣言ヲ爲スベシ
「余ハ忠實ニ且良心ニ從ヒ「フイリピン」ノ憲法ヲ保持護シ、大統領トシテノ余ノ職務ヲ
「余ハ忠實ニ且良心ニ從ヒ「フイリピン」ノ憲法ヲ保持護シ、其ノ法令ヲ執行シ、各
人ニ對シ正義ヲ行ヒ且國家ヘノ奉公ニ盡瘁スベキコトヲ茲ニ嚴肅ニ
誓フ」又ハ宣言スルモノナリ神ヨ願クバ照覽アレ」(宣言ノ場合
ニハ最後ノ句ヲ略スベシ)

第八節

裏面白紙

大統領ノ免職又ハ其ノ死亡、辭職若ハ石ノ職ニ關スル懲罰及懲罰ノ執行不能ノ場合ニ於テハ大統領ノ職ハ副大統領ニ移行スベク又該會ハ大統領及副大統領ノ免職、死亡、辭職又ハ石ノ執行不能ノ場合ニ關シ法律ヲ以テ規定シ設ケ且石ノ場合ニ大統領ノ職務ヲ代行スベシ官更ヲ宣言スベシ右官更ハ右ニ應ジ石不能ヲ除去セラルルカ又ハ大統領ガ選任セラルルニ至ル迄代行スベシ

第九節

大統領ハ官邸ヲ有シ且法律ニ依リ定メラルルベキ報酬ヲ受クベシ右報酬ハ大統領ノ選任期間中増加セラレ又ハ最少セラルルコトナカルベシ大統領ハ石期間中政府又ハ其ノ部局若ハ代理總理ヨリ他ノ何等ノ給與ヲモ受クルコトナカルベシ該會ガ別段ノ決定ヲ設クルニ至ル迄大統領ハ三歳「ベソ」ノ年俸ヲ受クルベシ副大統領ハ大統領ノ職務ヲ代行シ居ラザル場合ハ法律ニ依リ別段ノ決定ガ設ケラルルニ至ル迄一萬五千「ベソ」ノ年俸ヲ受クベシ

第十節

大統領ハ行政ニ關スル一切ノ省、部局又ハ官署ヲ統制シ、法令ニ依リ定メラルルコトアルベキ一切ノ地方政廳ノ一統的監督ヲ爲シ且法令ガ忠實ニ執行セラルルヲ注意スベシ
大統領ハ「フイリビン」ノ一切ノ軍隊ノ總司令官タルベク且必停アルトキハ不法行為、侵略、暴動又ハ反亂ヲ防止シ又ハ鎮壓スル爲右軍隊ヲ出動セシムルコトヲ得侵略、暴動若ハ反亂又ハ其ノ危險ノ急迫ノ場合ニ於テ公共ノ安全上必要ナルトキハ大統領ハ人身保護令ノ行使ヲ停止シ又ハ「フイ

裏面白紙

リピン一若ハ其ノ何レノ部カニモ成候令ヲ布クコトヲ得
 曰 大統領ハ行政各省及部局ノ長、大佐ノ階級以上ノ陸軍士官、大佐又ハ中
 佐ノ階級以上ノ海軍及陸軍士官、任命ニ關シ本憲法ニ別段ノ規定ナキ他ノ
 一切ノ官吏竝ニ法律ニ依リ大總統ガ任命權ヲ付與セラレ居ル者ヲ皆名シ任
 命委員會ノ同意ヲ得テ之ヲ任命スベシ但シ議會ハ法律ニ依リ右ヨリ下級
 官更ノ任命權ヲ大總統ノミ又ハ裁判所若ハ各官長官ニ付與スルコトヲ特
 任委員會ニ依リ否認セラルルニ至ル迄又ハ議會ノ次向ノ休會ニ至ル迄ニ
 限リ有效ナルモノトス
 曰 大總統ハ勅ノ状況ニ關シ時時議會ニ報告ヲ爲シ其ノ必要且便宜ナリト認
 ムル万策ヲ提示シテ議會ノ審議ヲ副告スベシ
 曰 大總統ハ彈劾ノ場合ヲ除クノ外其ノ誤スルヲ適當ト認ムル條件及罰限ノ
 下ニ、一切ノ犯罪ニ付有罪判決ノ後ニ於テ執行猶豫、減刑及赦免ヲ許可シ
 或ニ罰金及沒收ヲ免除スルノ權能ヲ有スベシ大總統ハ議會ノ同意ヲ得テ大
 統ヲ行フノ權能ヲ有スベシ
 曰 大總統ハ上院ノ全議員ノ三分ノ二ノ同意ヲ得ルトキハ條約ヲ締結スルノ
 權能ヲ有スベク又任命委員會ノ同意ヲ得テ大使、公使及領事ヲ任命スベシ
 大統領ハ「フイリピン」政府ニ迴法ニ派遣セラレタル大使及公使ヲ接受ス
 ベシ

第十一節

裏面白紙

裏面白紙

ハ 「フイリピン」 現政府ノ行政各省ハ議會ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄

現在法令ニ依リ許サル所ニ從ヒ存スベシ

各省長官、部局及官署ノ長官ニ具ノ輔佐ハ其ノ在職中ニ於テハ如何ナル

職ヲ受クルコトアルベキ私企業ノ經營又ハ管理ニ直接又ハ間接ニ關與シ以テハ

ハ政府又ハ其ノ部局若ハ代理機關トシテ契約ニ直接又ハ間接ニ對シテ利害關係

ヲ有スルコトアルベシ

大統領ハ副大統領ヲ其ノ内閣ノ一員トシテ及行政官ノ長官トシテ任命ス

ルコトヲ得

第八條 司法部

第一節

司法部ハ大審院及法律ニ依リ設置セララルコトアルベキ下級裁判所ニ付與セ

第二節

職官ハ各種ノ裁判所ノ官制ハ明定シ、規定シ及割當ツルノ權能ヲ有スベシ

但シ大使、公使及領事ニ關シテハ第一審官制ヲ大審院ヨリ等

フコトヲ得ザルベク又左ノ事件ニ於ケル下級裁判所ノ最終判決及命令ヲ法律

又ハ裁判所規則ノ定ムル所ニ從ヒ控訴、訴訟審級移送命令又ハ再審命令ニ基

キ再審シ、控訴シ、破棄シ、修正シ又ハ確認スルノ官制權ヲ大審院ヨリ專フ

コトヲ得ズ

〔 裁判、法令、命令又ハ行政上ノ命令若ハ規則ノ合憲性及效力ガ問題ト爲

リ居ル一切ノ事件
〔 租税、課金、許依若ハ通行税又ハ此等ニ關聯シテ課セラレタル罰金ノ付

法注ノ問題ヲ含ム一切ノ事件
〔 第一審裁判所ノ官制權ガ問題ト爲ル居ル一切ノ事件

〔 刑罰セラレタル刑罰ガ死刑又ハ終身懲役タル一切ノ刑罰事件
〔 憲法又ハ法律問題ヲ含ム一切ノ事件

第三節

該會ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄大審院ハ本憲法採擇ノ時ニ於テ「フイリ
ビン」諸島大審院ガ有シ且行使スル第一審官制權及控訴權ヲ有スベシ大審院ノ第一審
官制權ハ大使、公使及領事ニ關係スル一切ノ訴訟事件ヲ包含スベシ

第四節

大審院ハ大審院長及十名ノ判官ヲ以テ組織セラレ法律ニ依リ別段ノ規定
ノ支アラザル限リ全員ヲ以テ又ハ二部ニ分レテ開廷スルコトヲ得

第五節

大審院判事及下級裁判所ノ一切ノ判事ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大審院ニ依
リ任命セララルベシ

第六節

何人トモ「フイリビン」市民タルコト五年ニ及ビ、年令四十歳以上ニシテ
「フイリビン」ニ於テ十年以上記録裁判所ノ判事タリシカ又ハ法律系統ニ從

裏面白紙

事シ居タリシ者ニ非ザレバ大審院判事ニ任命セラルルコトヲ得ズ

第七節

特定ノ地方ニ對シ任命セラレタル判事ハ大審院ノ認許ナクシテハ他ノ地方ニ任命セラレ又ハ轉任セシメラルルコトナカルベシ該管ハ法律ヲ以テ下級裁判所ノ判事ノ任居ヲ定ムベシ

第八節

該管ハ下級裁判所ノ判事ノ資格ヲ定ムベシ但シ何人トモ「フイリピン」ニ於テ法律學ヲ從事スルコトヲ許サレタル「フイリピン」市民タル者ニテザレバ石裁判所ノ判事ニ任命セラルルコトヲ得ズ

第九節

大審院判事及下級裁判所ノ一切ノ判事ハ年齢七十歳ニ達スルカ又ハ其ノ職務ヲ遂行シ能ハサルニ至ル迄ハ其ノ行狀善良ナル限り其ノ職ヲ保持スベシ右判事ハ法律ニ依リ定メラルル報國ヲ受クベク該報國ハ其ノ在職中報國セララルコトナカルベシ該管ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄大審院長ハ一萬六千「ペソ」ノ年俸ヲ受クベシ
第十節
採納又ハ法律ノ台憲法ノ問題ヲ含ム一切ノ事件ハ大審院ニ依リ其ノ全員ノ出席ノ上審理判決セララルベク又如何ナル採納又ハ法律トモ大審院ノ全判事ノ三分ノ二ノ同意アルニ非ザレバ憲法違反ト宣告セララルコトヲ得ズ

裏面白紙

173

第十一節
判決ヲ求ムル爲大審院ニ付託セラレタル事件ニ關スル大審院ノ結辯ハ大審院ノ意見ヲ記載スル爲右争行ガ一名ノ判事ニ制當テラルルニ先チ合談ノ上定メラルベシ決定ニ不同意ナル判事ハ其ノ不同意ノ理由ヲ陳述スベシ

第十二節
記録裁判所ハ判決ノ根據タル事實及法律ヲ判決中ニ明瞭ニ表示スルニ非ザレバ如何ナル判決ヲモ下スコトナカルベシ

第十三節
大審院ハ一切ノ裁判所ニ於ケル辯護、裁判手續及訴訟手續ニ法律事務従事者ノ許可ニ關スル規則ヲ公布スルノ權能ヲ有スベシ右規則ハ同一階級ノ一切ノ裁判所ニ對シテハ一律タルベク且右裁判所ノ本質的權利ヲ減少シ増加シ又ハ修正スルコトナカルベシ辯護、裁判手續及訴訟手續ニ關スル現行法律ハ本意法ニ依リ成文法トシテハ廢止セラレ裁判所規則トシテ宣告セラル但シ大審院ハ之ヲ變更シ及修正スルノ權限ヲ有スルモノトス該會ハ辯護、裁判手續及訴訟手續並ニ「フイリピン」ニ於ケル法律事務従事者ノ許可ニ關スル規則ヲ廢止シ、變更シ又ハ之ニ追補スルノ權能ヲ有スベシ

第十四節
大統領、副大統領、大審院判事及官計検査院長ハ罰セラルベキ憲法違反、叛逆、贈收賄又ハ他ノ重大犯罪ニ對スル彈劾及右ニ關スル有罪判決ニ因リ免職

裏面白紙

セラルベシ

第二節

下院ハ其ノ全議員ノ三分ノ二ノ表決ニ依リ彈劾ノ權能ヲ專有スベシ

第三節

上院ハ一切ノ彈劾ヲ審理スルノ權能ヲ專有スベシ上院議員ハ右目的ノ爲ニ會合スル場合ニハ宜當又ハ極言ヲ爲スベシ「フイリピン」大統領ガ審理ヲ受クル者合ニハ大審院長及判長タルベシ何人ト雖モ上院ノ全議員ノ四分ノ三ノ同意アルニ非ザレバ有罪ノ判決ヲ受クルコトナカルベシ

第四節

彈劾事件ノ判決ハ元職及「フイリピン」政府ノ下ニ於テ名譽、信用又ハ利益ヲ伴フ職ニ就キ且之ヲ享有スルノ資格ノ剝奪以上ニ及ブコトナカルベシ但シ有罪ノ判決ヲ受ケタル當事者ハ石ニ拘ラズ法律ニ從ヒ訴追セラレ、審理セラレ且罰セラルベシ

第十條 選舉委員會

第一節

任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領ニ依リ任命セラルベキ議長及他ノ二名ノ委員ヨリ成ル獨立ノ選舉委員會ハ設置セラルベシ右議長及委員ハ九年間在職スベク再任セラルルコトヲ得ズ最初ニ任命セラレタル委員會ノ委員中一名ハ九年間、他ノ一名ハ六年間又第三ノ者ハ三年間在職スベシ選舉委員會ノ議長及他ノ委員ハ本憲法ニ規定セラルル方法ニ依リ彈劾ニ依リテノミ元職セラルルコト

裏面白紙

175

トヲ得

議會ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄委員會ノ議長ハ一萬二千「ベソ」ノ年俸ヲ受ケ又他ノ委員ハ各一萬「ベソ」ノ年俸ヲ受クベシ右議長及他ノ委員ノ俸給ハ其ノ任期中増加セラレ又ハ減少セララルコトナカルベシ

第二節

選舉委員會ハ選舉執行ニ關スル一切ノ法律ノ施行及適用ヲ專ラ擔任シ且法律ニ依リ右委員會ニ付與セララルコトアルベシ他ノ一切ノ職務ヲ行使スベシ選舉委員會ハ表決權ヲ含ム同地ヲ除クノ外投票所ノ敷及位置ノ決定並ニ選舉監督官及他ノ選舉官吏ノ任命ヲモ含ム選舉ニ關係アル一切ノ行政上ノ問題ヲ決定スベシ政府ノ一切ノ法律施行機關及代理機關ハ委員會ニ依リ要求セラレタルトキハ自由ニシテ秩序アリ且公平ナル選舉ヲ確保スル爲其ノ代理者トシテ行動スベシ委員會ノ決定、命令及口頭命令ハ大審院ニ依リ再審セララルコトアルベシ

第三節

選舉委員會ノ議長及委員ハ其ノ在職中ハ如何ナル職務ニモ從事スルコトナカルベク又其ノ職務ノ執行ニ依リ何等カノ影響ヲ受クルコトアルベキ私企業ノ經營又ハ管理ニ直接又ハ間接ニ關與シ取ハ政府又ハ其ノ部局若ハ代理機關トシテ契約ニ直接又ハ間接ニ關與的利害關係ヲ有スルコトナカルベシ

裏面白紙

第四節

選舉委員會ハ選舉ガ執行セラレタル方法ニ關スル報告ヲ各選舉後大統領及議會ニ提出スベシ

第十一條

會計検査院

會計検査院長ノ指揮及統轄ノ下ニ會計検査院ガ設置セラレベシ會計検査院長ノ任期ハ十年トシ再任セララルコトヲ得ズ會計検査院長ハ任命委員會ノ同意ヲ得テ大統領之ヲ任命シ法律ニ依リ定メラルベキ年限ヲ受クベシ右年限ハ其ノ在職中減額セララルコトナカルベシ該會ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄會計検査院長ハ一萬二千一ヘソノ年限ヲ受クベシ

第十二條

會計検査院長ハ如何ナル財源ヨリ入ルモノタルヲ同ハズ公債ノ發行ヨリ生ジタル信託基金ヲモ含メル歳入及收入ニ關スル一切ノ勅定ヲ詳査シ、検査シ及決済シ且政府又ハ其ノ市町村ニ屬シ或ハ信託トシテ此等ニ依リ保管セラレタル基金又ハ財産ノ一切ノ支出ヲ法律及行政規則ニ從ヒ検査スベシ會計検査院長ハ政府ノ一級計算書ヲ保持シ之ニ關スル證據書類ヲ保存スベシ基金又ハ財産ノ支出ニシテ自己ニ於テ反則、不必要、過大又ハ法外ナリト認ムルモノニ付關係行政官吏ノ注意ヲ喚起スルハ會計検査院長ノ職務トス會計検査院長ハ法律ニ依リ規定セララルコトアルベシ他ノ職務ヲモ遂行スベシ

第十三條

會計検査院

裏面白紙

會計検査部長ノ決定ハ法律ニ依リ定メラレタル期間内ニ爲サルベシ右決定ニ
照シテハ大統領ニ對シ訴願ヲ爲スコトヲ得大統領ノ決定ハ最終的ナリトス惟
利ヲ害セラレタル富争者ガ私人又ハ團體ナル場合ニハ會計検査院長ノ決定ニ
對スル訴願ハ法律ニ依リ定メラレタル方法ニ依リ記録裁判所ニ直接提出セラ
ルルコトヲ得

第四節

會計検査院長ハ政府ノ財政上ノ状態及運用ニ關スル年報並ニ必要ナルコトヲ
ルベキ他ノ報告ヲ大統領及議會ニ提出スベシ

第十二條 氏政廳

第一節

政府ノ一切ノ部門及部局ヲ官ム氏政廳ハ法律ヲ以テ設置セラルベシ氏政廳ニ
於ケル任命ハ政府ノ決定ニ關スルモノ、本來秘密ヲ要スルモノ又ハ注實上高
度ニ専門的ナルモノヲ除クノ外能ク限リ競争試験ニ依リ決定セラルベキ成
及適應性ニ從ヒ行ハルベシ

第二節

取人ヲ官メル氏政廳ノ官吏及雇用人ハ直接又ハ間接ニ政廳的政務活動ニ從事
シ又ハ投票ヲ除キ如何ナル選舉ニモ參與スルコトナカルベシ

第三節

政府ノ官吏又ハ雇用人ハ法律ニ依リ特ニ許サレタルニ非ザレバ追加又ハ二重
ノ俸給ヲ受クルコトナカルベシ

裏面白紙

第四節

民政廳ノ官吏又ハ雇用人ハ法律ニ依リ定メラレタル事由ニ基ク場合ヲ除クノ外免職ヲラレ又ハ休職ヲ命ザラルルコトナスルベシ

第十三條

天然資源ノ保存及利用

第一節

「フイリピン」ノ公有地ノ一切ノ農地、採木地及採銅地、水、礦物、石炭、石油及他ノ鑛油、潛在「エネルギー」ノ一切ノ力源ニ他ノ天然資源ハ國ニ屬シ其ノ處分、採取、開發又ハ利用ハ「フイリピン」市民又ハ資本ノ少クトモ六十一「パーセント」ガ「フイリピン」市民ニ所有セラルル會社若ハ組合ニ局限セラルベシ但シ本法ニ基ク政府ノ創立ノ時ニ現存スル一切ノ權利、許可、借地權又ハ特權ハ此ノ限ニ在ラズ天然資源ハ公有農地ヲ除クノ外讓渡セラルルコトナカルベク又何レノ天然資源ノ採取開發又ハ利用ニ關スル免許、特許又ハ租借モ二十五年ヲ超ユル期間ニ付許可セラルルコトナカルベシ右許可ハ更ニ二十五年ニ付更新セラルルコトヲ得但シ灌溉、給水、漁業又ハ水力開發以外ノ工業的用途ニ關スル水利權ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ有益ナル使用ヲ以テ許可ノ標準及限度トス

第二節

如何ナル私立會社又ハ組合トモ千二十四ヘク「マイル」ヲ超ユル公有農地ヲ取得シ、賃借シ又ハ保有スルコトヲ得又如何ナル個人トモ右土地ヲ購入ニ依リ百四十「ヘクタール」

179

ル、賃借ニ依リ千二十四ヘクタール又ハ開墾地特別分譲ニ依リ二十四ヘクタールヲ超エ取得スルコトヲ得ズニテハ開墾地特別分譲ニ依リ二十四ヘクタールハ之ヲ個人、私立會社又ハ組合ニ賃貸スルコトヲ得

第三節

會社ハ個人、會社又ハ組合ガ取得保有シ得ル私有農地ノ面積ヲ法律ヲ以テ決定スルコトヲ得但シ右法律ノ制定前ニ存在スル權利ハ此ノ限ニ在ラズ

第四節

會社ハ小取組ニ分與テラレ且賃借ヲ以テ個人ニ讓渡セラルベキ土地ヲ公正ナル補償ヲ支拂ヒテ取得スルノ權限ヲ付與スルコトヲ得

第五節

相続ニ依ル繼承ノ場合ヲ除キ如何ナル私有農地ト認モ「フイリピン」ニ於テ公有地ニ屬スル土地ヲ取得シ又ハ保有スルノ資格ヲ有スル個人、會社若ハ組合以外ニ對シ移轉セラルレ又ハ讓渡セラルルコトナカルベシ

第六節

國ハ國民ノ福祉又ハ國防ノ爲產業及運輸及通信ノ機關ヲ新設經營シ又政府ニ依リ經營セラルル爲公正ナル補償ヲ支拂ヒテ公益事業及他ノ私企業ヲ公有ニ移スコトヲ得

第十四條 一般規定

裏面白紙

120

第一節

「フイリピン」ノ國旗ハ「フイリピン」國民ニ依リ神聖視セラレ尊敬セラレ且法律ニ依リ配メラレ居ル一箇ノ太陽及三箇ノ星ヲ配セル赤色、白色及青色トス

第二節

一切ノ官吏及軍人ハ憲法ヲ支持シ且之ヲ擁護スル旨ノ宣誓ヲ爲スベシ

第三節

議會ハ現存土語ノ一ヲ基礎トスル共通國語ノ編纂及採用ニ資スル措置ヲ軌ルベシ法律ニ別段ノ規定ナキ限り「イギリス」語及「スペイン」語ハ引續キ公用語タルベシ

第四節

國ハ科學上ノ研究及發明ヲ助長スベシ美術及文藝ハ國ノ保護ヲ受クベシ著作物及發明品ニ對スル獨占權ハ一定ノ期間内著作者及發明者ニ對シ保障セラルベシ

第五節

一切ノ教育機關ハ國ノ監督及統制ノ下ニ置カルベシ政府ハ完全且適當ナル公衆教育制度ヲ創設維持シ且少クトモ無料ノ公衆初等教育及成年市民ニ對スル市民訓練ヲ施スベシ一切ノ學校ハ徳性、個人的紀律、市民的良心並ニ職業的能率ヲ發達スルコト並ニ市民ノ義務ヲ教フルコトヲ目的ト

裏面白紙

スベシ選擇的ナル宗教教育ハ現在法令ニ依リ許サルル如ク公立學校ニ於テ維持ヤラルベシ國ニ依リ設立セラレタル大學ハ學問ノ自由ヲ享有スベシ國ハ特ニ才能アル市民ノ爲ニ美術、科學及文藝ニ關スル獎學金制度ヲ設クベシ

第六節

國ハ勞働者特ニ勞働ニ從事スル女子及未成年者ニ對シ保護ヲ與フベク又地主ト小作人トノ間竝ニ産業及農業ニ於ケル勞資間ノ關係ヲ調整スベシ國ハ強制調停ニ關シ規定ヲ設クルコトヲ得

第七節

總會ハ一般的法律ヲ以テスル場合ヲ除クノ外私立會社ノ設立、組織又ハ取締ニ關シ規定ヲ設クルコトナカルベシ但シ該會社ガ政府又ハ其ノ部局若ハ代理機關ニ依リ所有セラレ又ハ管理セララルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八節

公益事業ノ經營ニ關スル如何ナル特許、免許入ハ他ノ如何ナル形式ノ許可トモモ「フイリピン」市民又ハ「フイリピン」ノ法律ニ基キ組織セラレタル會社若ハ他ノ團體ニシテ其ノ資本ノ六十分一「バーヤント」ガ「フイリピン」市民ニ依リ保有セララルモノニ對スル場合ヲ除クノ外付與セラルコトナカルベク又右ノ特許、免許又ハ許可ハ性上獨占的タルコト又ハ五十年ヲ超ユル期間ニ對スルモノタルコトナカルベシ如何ナル特許

裏面白紙

182

又ハ權利ト礙モ公益上必要アル場合ニハ議會ニ依リ修正ヲラレ、變更ヲラレ又ハ取消サルコトアルベシトノ條件ノ下ニ於テニ非ザレバ如何ナル個人、商社又ハ會社ニ對シテモ許與ヲラルルコトナカルベシ

第九節

政府ハ公ノ秩序ヲ維持シ及法律ヲ施行スル爲國民警察隊ヲ組織シ且之ヲ維持スベシ

第十節

本法ハ「イギリス」語及「スペイン」語ニ依リ公式ニ公布ヲラルベシ但シ紛争アル場合ニハ「イギリス」語ノ本文ニ據ルベシ

第十五條 修正

第十一節

議會ハ各別ニ投票ヲ爲ス上院及下院ノ全議員ノ四分ノ三ノ表決ニ依リ合同總會ニ於テ本法ニ對スル修正ヲ提議シ又ハ右目的ノ爲會議ヲ召集スルコトヲ得右修正ハ該修正ガ人民ノ承認ヲ求ムル爲之ニ提出ヲラルル選舉ニ於テ爲サレタル投票ノ過半数ニ依リ承認セラレタルトキハ本法ノ一部トシテ有效タルベシ

第十六條 過渡的規定

第十一節

本憲法中ニ規定ヲラルル官吏ノ第一回選舉及「フイリピン」聯邦政府ノ

裏面白紙

創立ハ千九百三十四年三月二十四日ニ裁可セラレタル合衆國議會ノ公共
法律第二百七十七號ニ規定セラルル所ニ從ヒ行ハルベシ

第二節

「フィリピン」諸島ノ一切ノ法律ハ「フィリピン」聯邦ノ創立ニ至ル迄
引續キ效力ヲ有スベシ爾後右法律ハ本法ニ抵触セザル限ニ於テハ「フ
イリピン」議會ニ依リ修正セラレ、改正セラレ、變更セラレ又ハ廢棄セ
ラルルニ至ル迄引續キ有效タルベク又右法律中ニ於テ「フィリピン」諸
島ノ政府又ハ官吏ト稱スルハ適用シ得ル限ニ於テ本法ノ下ニ於ケル政
府及右官吏ニ該當スル官吏ヲ指スモノト解セラルベシ

第三節

本法採擇ノ際ニ現存スル一切ノ裁判所ハ本法ニ從ヒ法律ニ依リ別段
ノ規定ガ設ケラルルニ至ル迄存続スベク又右裁判所ニ懸屬スル一切ノ民
事及刑事ノ事件ハ當該時ニ實施中ノ法律ニ基キ審理セラレ、裁判セラレ
且判決セラルベシ

第四節

「フィリピン」諸島ノ現存政府ノ下ニ於ケル一切ノ官吏及雇傭人ハ議會
ガ別ノ規定ヲ設ケルニ至ル迄引續キ存続スベシ但シ本法ニ依リ任命
セラルル大統領ニ付與セラレタル一切ノ官吏ハ其ノ後任者ノ任命ガ「フィリ
ピン」聯邦ノ創立ノ日ヨリ一年ノ期間内ニ爲サルル場合ニハ右後任者ノ

裏面白紙

任命及資格具備ト共ニ各自ノ職ヲ遂クベシ

第五節

「マウンテイシ」州ヲ代表スル下院議員ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ選舉セラルベシ從前特殊ノ州ニ屬シ現在普通ノ州ノ一部ヲ構成スル市町村及自治的區域ノ投票人ハ下院議員ノ選舉ニ於テハ法律ニ依リ定メラルル地方ニ於テ投票スベシ

第六節

本憲法ノ規定ハ本條及第五條ニ據ゲラルル規定竝ニ本憲法ニ基キ選舉セラルベキ官吏ノ選舉及資格ニ關スル規定ヲ除クノ外「フイリピン」聯邦ノ創立ニ至ル迄效力ヲ生ザルベシ

第十七條

第一節

「フイリピン」獨立ノ公布ト同時ニ效力ヲ生ズル特別規定

合衆國大統領ノ「フイリピン」獨立承認ノ布告ト同時ニ

「フイリピン」ノ財產權ハ速ニ調整解決セラルベク又合衆國ノ市民又ハ會社ノ一切ノ現存財產權ハ「フイリピン」市民ノ財產權ト

同一程度ニ承認セラレ、尊重セラレ且保護セラルベシ

本憲法ニ基キ選舉セラレ且職務シ居ル官吏ハ「フイリピン」自由獨立

政府ノ憲法上ノ官吏タリ且右政府ノ下ニ於テ直接選舉セラレタルト同

様ニ一切ノ事項ニ付職務執行ノ資格ヲ有スベク又本憲法ニ定メラルル

裏面白紙

125

所ニ從ヒ全任期中服務スベシ
一「フィリピン」其ノ州、都市、町村及代理機關ノ負債並ニ債務ニシ

テ合衆國ノ主權ノ最終的且完全ナル撤回ノ時ニ於テ有效ニ存在シ居ル
モノハ「フィリピン」自由獨立政府ニ依リ繼承セラルベシ又合衆國議
會ノ法律ニ基キ「フィリピン」諸島或ハ右諸島内ノ州又ハ都市若ハ町
村ニ依リ公債ガ發行セラレ居ル場合ニハ「フィリピン」政府ハ元金及
利子ノ支拂ノ爲ニ必要ナル基金ヲ充分準備スベク且右債務ハ徵收セラ
ルル一切ノ租税ニ對スル第一留置權ヲ構成スベシ

四 「フィリピン」政府ハ「フィリピン」諸島ヲ合衆國ニ譲渡セル「スベ
イン」國トノ平和條約ニ基ク合衆國ノ一切ノ存続債務ヲ繼承スベシ
一「フィリピン」政府ハ本條ノ前諾規定（但シ「」ヲ除ク）ヲ合衆國トノ
條約中ニ挿入スベシ

第十八條 聯邦ト共和國

第一節

本憲法ニ依リ創立セラルル政府ハ「フィリピン」聯邦ト稱セラルベシ合
衆國ノ主權ノ最終的且完全ナル撤回及「フィリピン」ノ獨立ノ公布ト共
ニ「フィリピン」聯邦ハ爾後「フィリピン」共和ト稱セラルベシ
憲法附屬ノ命令

第一節

裏面白紙

186

前記憲法ノ規定ニ拘ラズ「フイリピン」ニ對スル合衆國ノ主權ノ最終的
且完全ナル撤回アル迄ハ

(一)「フイリピン」ノ一切ノ市民ハ合衆國ニ對シ忠順ノ義務ヲ負フベシ
先チ合衆國ノ至上ノ權力ヲ承認受諾シ且合衆國ニ對シ偽ナキ信義及忠

(二)原ヲ維持スベキ旨ヲ特ニ宣言セラルベク且如何ナル住民又ハ宗教
宗敎心ニ對スル絶對的寛容ハ保障セラルベク且如何ナル住民又ハ宗教

(三)團體トモ宗教的信仰又ハ禮拜形式ニ因リ身體又ハ財産ニ關シ妨害ヲ
蒙ルコトナカルベシ
四 財産ニシテ合衆國ノ所有スルモノ、墓地、教會及教會附屬ノ牧師住宅

(四)又ハ修道院並ニ專ラ宗教的、慈善的又ハ教育的目的ニ使用セラルル一
切ノ土地、建築物及其ノ改修ハ租稅ヲ免除セラルベシ
五 「フイリピン」ト合衆國トノ間ノ通商關係ハ千九百三十九年八月七日

(五)ニ裁可ヤラレタル合衆國議會法律ニ依リ修正セラレタル千九百三十四
年三月二十四日ニ裁可ヤラレタル合衆國議會公共法律第百二十七號第
六條ニ定メラルル基礎ノ上ニ置カルベシ

(六)「フイリピン」及其ノ從屬部門ノ公債ハ合衆國議會ニ依リ現在又ハ今
後定メラルル限度ヲ超ユルコトナカルベク又合衆國大統領ノ裁可ナク
シテハ如何ナル借款ト雖モ外國ニ於テ締結セラルルコトナカルベシ

裏面白紙

- (出) 「フィリピン」諸島ノ現政府、其ノ州、市町村及代理機關ノ負債、債務及義務ニシテ本憲法採擇ノ時ニ有效ニ存在スルモノハ「フィリピン」聯邦政府ニ依リ繼承セラレ且支拂ハルベシ
- (内) 「フィリピン」聯邦政府ハ主トシテ「イギリス」語ニ依リ授業セラルル適當ナル公立學校制度ヲ設ケ且之ヲ維持スベシ
- (九) 通貨、鑄貨、輸入、輸出及移民ニ關スル法案ハ合衆國大統領ニ依リ議可ヲラルルニ至ル迄ハ法律ト爲ルコトナカルベシ
- (州) 對外事務ハ合衆國ノ直接ノ監督及統轄ノ下ニ在ルベシ
- (十) 「フィリピン」議會ニ依リ可決セラレタル一切ノ法案ハ合衆國議會ニ報告セララルベシ
- (十一) 「フィリピン」ハ公共ノ用ニ供スル爲財產ヲ收用シ、「フィリピン」ニ於テ軍用其他ノ特別地域及武裝軍隊ヲ維持シ茲ニ「フィリピン」聯邦政府ニ依リ組織セラレタル一切ノ軍隊ヲ合衆國大統領ノ命令アルトキ右武裝軍隊ニ編入シ得ルノ合衆國ノ權利ヲ承認ス
- (十二) 「フィリピン」ノ裁判所ノ決定ハ現在法律ヲ以テ規定セララルル所ニ從ヒ合衆國大統領ニ依リ再審理ニ付ヤラルベク且右再審理ハ「フィリピン」憲法ニ關係アル一切ノ事件ニモ及ブベシ
- (十三) 會計總長ノ決定ニ對スル訴訟ハ合衆國大統領ニ提出セララルルコトヲ得

裏面白紙

188

(十五) 合衆國ハ「フイリピン」聯邦政府ノ維持ノ爲、
 「フイリピン」憲法ニ規定セララルル政府ノ維持ノ爲、生命、財産及個人ノ自由ノ保護ノ爲
 並ニ右憲法ノ規定ニ基キ及之ニ依ル政府ノ義務ノ履行ノ爲干渉ヲ爲スノ
 權利ヲ大統領布告ヲ以テ行使スルコトヲ得

(十六) 千九百三十四年三月二十四日ニ發可セラレタル合衆國議會公共法律
 第百二十七號ニ定メララル「フイリピン」聯邦政府ニ派遣ノ合衆國高
 級委員ノ權限ハ革命令ニ依リ承認セララル

(十七) 合衆國ノ市民及會社ハ「フイリピン」聯邦ニ於テ「フイリピン」聯
 邦ノ市民及會社ノ市民權ヲ夫々享有スベシ

(十八) 「フイリピン」憲法ニ對スル合法的ニ採得セラレタル一切ノ修正ハ
 發可ヲ受クル寫合衆國大統領ニ提出セラルベシ大統領ニ於テ右修正ヲ
 發可スルカ又ハ右提出ノ時ヨリ六月以内ニ右修正ヲ否認セザル場合ニ
 於テハ右修正ハ右憲法ノ一部分トシテ效力ヲ生ズベシ

(十九) 合衆國大統領ハ「フイリピン」聯邦政府ノ法律、契約又ハ執行命令
 ニシテ自己ニ於テ「フイリピン」聯邦政府ガ其ノ契約ヲ履行セズ、其
 ノ公債及該公債ノ利子ヲ支拂ハズ若ハ其ノ債務金ニ對シ準備ヲ爲サ
 ザルノ結果ニ終ルベシト認ムルモノ、「フイリピン」ノ通貨ノ保護ノ
 爲ノ準備金ヲ蓄スルノ虞アリト認メララルモノ又ハ自己ニ於テ合衆國
 ノ國家債務ニ違反スベシト認ムルモノノ效力發生又ハ施行ヲ停止スル

裏面白紙

二一 能ヲ有スベシ
 二二 「フイリビン」聯邦大統領ハ「フイリビン」聯邦政府ノ活動及運用
 (十) ニ編シ合衆國ノ大統領及議會ニ對シ毎年報告ヲ爲スベク且右大統領又
 ハ議會ノ要求スルコトアルベキ他ノ報告ヲ爲スベシ

第二節

「フイリビン」ニ對スル合衆國ノ主權ノ最終的且完全ナル撤回アル迄ハ
 合衆國ニ派遣ノ常駐「フイリビン」委員ヲ發クベシ右委員ハ任命委員會
 ノ同意ヲ經テ「フイリビン」聯邦大統領ニ依リ任命セラルベシ右常駐委
 員ノ權能及職務ハ千九百三十四年三月二十四日ニ發可セラレタル合衆國
 議會公共法律第百二十七號第七條第五項ニ規定セララルモノ反「フイリ
 ビン」議會ノ決定スルコトアルベキ他ノ職務トス右常駐委員ノ資格、俸
 給及費用ハ法律ヲ以テ定メラルベシ

第三節

千九百三十九年八月七日ニ發可セラレタル合衆國議會法律ニ依リ修正セ
 ラレタル千九百三十四年三月二十四日ニ發可セラレタル合衆國議會公共
 法律第百二十七號ノ他ノ一切ノ規定ニシテ「フイリビン」聯邦政府ニ適
 用セラレ得ルモノハ本附屬命令中ニ明白ニ挿入セラレ居タリシト同様ニ
 本附屬命令ニ改リ其ノ一部ト爲サル

裏面白紙

3679

22-12-30 (14)
Doc Doc 号 2756

條約第十二號

日本「フィリピン」同盟條約

大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領ハ
日本「ガ」フィリピン」ヨリ獨立國家トシテ承認スルコトニ決シタルニ
因リ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基
キ大政ヲ建設シ以テ世界全體ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ諸事下向ノ決
意ヲ以テ之ヲ履行タル一切ノ親善ヲ促進センコトヲ徹シ之ガ爲メ同盟條約ヲ
締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任セリ
大日本帝國天皇陛下

總命全權大臣 三木 武吉 村 田 實 藏

「フィリピン」共和國大統領

「クラロ」ロ、エメ、レクト

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後
左ノ語條ヲ協定セリ

裏面白紙

裏面白紙

第一條

締約國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ義務ニ於テ永久ニ親睦友好ノ關係アルベシ

第二條

締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

第三條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ締約國其該官憲圖ニ協議決定セラルベシ

第四條

本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第五條

本條約ハ成ルベク批准セラルベシ批准書ノ交換ハ「マニラ」ニ於テ成

第六條

右條約トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名即印セリ

昭和十八年十月十四日即チ千九百四十三年十月十四日「マニラ」ニ於テ本

條約ヲ作成ス

付

田 省 殿 (印)

クラード、エメ、レクト (印)

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝ヲ踐メル大日本國天皇（御名）此ノ帝ヲ見ル
 有宗ニ宣示ス
 朕昭和十八年十月十四日「マニラ」ニ於テ帝「全權委員ガ「フィリピン」
 全權委員ト共ニ署名シテ「日本」
 「フィリピン」
 「同同盟條約ヲ圖覽點
 於シテ」ヲ嘉納批准ス
 朕或天皇御位紀元二千六百三年昭和十八年十月二十日東京宮城ニ於テ親ラ名
 ツテシテ

御名 御印

外務大臣 官 光 葵

裏面白紙

批准及效力發生期日ニ關スル外務省告示

昭和十八年十月一日「マニラ」ニ於テ署名印シラレタル日本「フイリド
ン」領土同盟條約ハ兩國ニ於テ十月二十日其ノ批准ヲ了シタリ從テ本條約
ハ其ノ條五條ノ規定ニ基キ同日ヨリ效力ヲ發生セリ

昭和十八年十月二十一日

外務大臣 重光葵

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

日本「フイリピン」同盟条約附屬

約條二條ニ付

同ニ規定スル大東亞ノ安定ヲ爲ノ軍事上ノ協ナル協力ノ主タル條條

ハ一ノ通トス
フイリピン「ハ日本」ノ爲スベキ軍事行動ノ爲一切ノ便宜ヲ供與ス
ヘク又日本「フイリピン」ハ「フイリピン」ノ領土及獨立ヲ助
スル爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

右約條トシテ下各々「政府」ヨリ「臣民」ノ委任ヲ受ケテ了スル事ヲニ爲セ

昭和十八年十月十四日即チ千九百四十三年十月十四日「マニラ」ニ於テ本

付 田 官 兼
クライロ、エメ、レクト

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十八年十月十四日「マニラ」ニ於テ帝國全權委員ガ「フィリピン」全權委員ト共ニ署名御印シタル日本「フィリピン」同盟條約ヲ批准シ茲ニ附屬文書ト共ニ之ヲ公布セシム

御名 御印

昭和十八年十月二十日

日本「フィリピン」同盟條約

昭和十八年（一九四三年）十月十四日「マニラ」ニ於テ署名
同 年（同）十月二十日 同 日 同 日
同 年（同）十月二十日（十月二十一日附官報公布）

内閣總理大臣兼 陸軍大臣	東 條 英 機
海軍大臣	嶋 田 繁 太郎
大東亞大臣	青 木 一 男
外務大臣	種 光 葵

裏面白紙

友好關係ノ存続ヲ相互ノ領土尊重ニ關スル日本國「タイ」國同條約

昭和十五年(千九百四十年) 六月 十二日 東京 於テ 署名

同 年(同 年)十二月二十三日「バンコック」ニ於テ批准書交換

同 年(同 年)同 月同 日ヨリ 實 施

十二月二十七日(十二月二十八日附官報)公布

「タイ」國皇帝陛下ハ

誠的友好關係ヲ再確認シ且之ヲ益強固ナラシム

ルノ眞摯ナル希望ニ均シク促サレ

東亞ノ平和及安定カ兩國ノ均シク願念スル所ナルコトヲ確信シ

條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

外務大臣正三位勳一等有田八郎

「タイ」國皇帝陛下

日本國駐劄特命全權公使「ナイヂ、グラランド、クロス、オヴ、ウ
モスト、ノイフル、オーダー、オヴ、ザグラウン、オヴ、タイラ

友好關係ノ存続ヲ相互ノ領土尊重ニ關スル日本國「タイ」國同條約

昭和三十五年(千九百四十年) 六月 十二日 東京 於テ署名
 同 年(同 年)十二月二十三日 「バンコック」ニ於テ批准書交換
 同 年(同 年)同 月同 日ヨリ 實 施
 同 年(同 年)十二月二十七日(十二月二十八日附官報)公布

大日本帝國天皇陛下及「タイ」國皇帝陛下ハ

日本國「タイ」國間ノ傳統的友好關係ヲ再確認シ且之ヲ益強固ナラシムルノ眞摯ナル希望ニ均シク促サレ

東亞ノ平和及安定カ兩國ノ均シク顧念スル所ナルコトヲ確信シ

條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下 外務大臣正三位勳一等有田八郎

「タイ」國皇帝陛下

日本國駐劄特命全權公使「ナイヂ、グラランド、クロス、オヴ、モスト、ノール、オーダー、オヴ、ザグラウン、オヴ、タイラ

裏面白紙

197

「インド」 「ピア、シー、セナ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル
後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

締約國ハ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スベク且兩國間ニ存在スル永久ノ平和
及無害ノ友好關係ヲ茲ニ再確認ス

第二條

締約國ハ生ズルコトアルベキ共通ノ利害問題ニ關シ情報ヲ交換シ及協議
スル爲互ニ友好的接觸ヲ保ツベシ

第三條

締約國ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三國ヨリ攻撃ヲ受クル場合ニハ他方ハ
攻撃セララルル締約國ニ反シテ右第三國ヲ援助セザルコトヲ約ス

第四條

本條約ハ批准セララルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ「バンコック」ニ

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

於テ交ハセラルベシ

第五條

本條約ハ批准後交ハルノ日ヨリ實施セラルベク且同日ヨリ五年間引續キ效

力ヲ有スベシ

締結ノ前シテ一方モ本條約ヲ廢了セシムルノ意思ヲ有シ五年ノ期間満了
ノ六箇月前ニ他方ニ通告セサル場合ニハ本條約ハ締結ノ前シテ一方モ
右通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ノ期間ノ満了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベ

シ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

西曆一千九

百四十五年六月十二日即チ西曆一千九百八十三年三月十二日

百四十年六月十二日東京ニ於テ本誓二通ヲ作成ス

有田 八郎(印)

ピア、シー、エナ(印)

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAYASHI, Kaoru, Chief of Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 3 pages and entitled "Treaty between Japan and Thailand concerning the continuance of friendly relations and the mutual respect of each other's territorial integrity." is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Signed at Tokyo.

on this 24th day of December, 1946

(signed) K. Hayashi
Signature of Official

Witness: (signed) T Sato

裏
面
白
紙

201

一、日本國「タイ」國同盟條約
昭和十六年十二月二十一日「バンコック」ニ於テ署名
同年十二月二十七日（十二月二十九日「官報」）公布
朕極密顧問ノ謁詞ヲ譯テ茲可シ昭和十六年十二月二十一日「バンコック」ニ於
テ帝國特命全權大使ガ「タイ」國代表者ト共ニ署名調印シタル日本國「タ
イ」國同盟條約ヲ茲ニ公布セシム

御名 御 璽

昭和十六年十二月二十七日

内閣總理大臣	東 久	外務大臣	東 久
陸軍大臣	東 久	海軍大臣	東 久
逓信大臣	東 久	農林大臣	東 久
文部大臣	東 久	司法大臣	東 久
拓務大臣	東 久	文相	東 久
陸軍大臣	東 久	海軍大臣	東 久
逓信大臣	東 久	農林大臣	東 久
文部大臣	東 久	司法大臣	東 久
拓務大臣	東 久	文相	東 久

條約第二十號

日本國「タイ」國同盟條約

裏面白紙

大日本帝國政府及「タイ」王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設カ東亞
大陸ノ唯一ノ万途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ絕對要件タルコトヲ
確信シ之ガ障礙ト爲レル一切ノ禍根ヲ悉除、根絶スルノ確乎不動ノ決意
ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國及「タイ」國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同
盟ヲ設定ス

第二條

日本國又ハ「タイ」國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武力紛争發生ス
ルトキハ「タイ」國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ加請
シ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

第三條

第二條ノ實施細目ハ日本國及「タイ」國ノ協定アル官意同ニ協定セ
ラルベシ

第四條

日本國及「タイ」國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互ノ
完全ナル了解ニ依ルニ非ザレバ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

第五條

本協約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且十年間有效トス締約國ハ右期間

裏面白紙

滿了前通商ナル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年十二月二十一日即チ締結二千四百八十四年十二月二十一日ニシテ於テ本條約ニ通ヲ作成ス

特命全權大使 坪 上 貞 二(印)

外務大臣 兼 總理大臣 像 ビー、ビブ、ソングラム(印)

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語及ビ
書ニ依リ印刷セラレ十二頁ヨリ成ル日本國「タイ」國間同盟条約ト題ス
ル印刷物ハ日本政府（外務省）ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證
明ス

昭和二十二年十二月十一日 於東京

林

文書

4

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證ス
同日於同所

立會人 浦部 秀馬

裏面白紙

一、日本國「タイ」顧問文化協定
 昭和十七年 十月二十八日東京ニ於テ署名
 同 年十二月二十一日「バンコック」ニ於テ批准書交換
 同 年同 月同 日ヨリ 實 施
 同 年同 月二十六日（十二月二十八日附自報）公布

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十七年十月二十八日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「タイ」國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國「タイ」顧問文化協定ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十七年十二月二十六日

内閣總理大臣 東 條 英 機
 外務大臣 谷 正 之 橋
 大東亞大臣 青 木 勇

條約第二號
 日本國「タイ」顧問文化協定

裏面白紙

Handwritten signature

大日本帝國天皇陛下
「タイ」國王陛下

兩國文化ノ本然ノ特質ヲ相互ニ尊重シツツ緊密ナル協力ノ下ニ兩國間ノ
文化關係ヲ更ニ増進セシメ以テ東亞文化ノ興隆ニ寄與スルニ努メ併セテ
幸ニ兩國間ニ存在スル友好關係ヲ一層強固ナラシメンコトヲ欲シ
之ガ爲メ文化協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セ
リ

大日本帝國天皇陛下
外務大臣谷正之
「タイ」國王陛下

日本國駐劄「タイ」國特命全權大使「ナイ、テイレック、チャイヤナム」
右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ長好安富ナルヲ認メタル
後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條
締約國ハ兩國間ノ文化關係ヲ堅固ナラシメ以テ兩國相互ノ認識及理解ヲ
深カラシムル爲メ努力スベク且之ガ爲メ文化ノ有ラユル部門ニ互リ最モ緊密
ナル協力ヲ爲スベシ

第二條
締約國ハ兩國ノ文化ノ向上發展ニ付審議スル爲メ文化會議ヲ隨時ニ開催

裏面白紙

シ及右目的ヲ有スル會議ヲ助成スルニ努ムベシ

第三條

締約國ハ兩國間ノ文化關係ノ増進ニ資スベキ施設ノ設置、維持及發展ニ
努メ且之ガ爲相互ニ能フ限リ便宜ヲ供與スベシ
前項ノ施設ハ字篇其ノ他ノ文化ニ關スル圖書、研究所、圖書館、博物館
学校及衛生福祉施設ヲ含ムモノトス

第四條

締約國ノ一方ハ自國ノ大學ニ於ケル他方ノ文化ニ關スル講座ノ設置、維
持及充實ニ特別ノ考慮ヲ拂フベシ
締約國ノ一方ハ自國ノ適當ナル各道ノ学校ニ於ケル他方ノ國語ノ教授ニ
特別ノ考慮ヲ拂フベシ

締約國ハ兩國ノ文化ニ關スル講義又ハ講演ヲ爲サシムル爲教授、學者及
専門家ノ定期交換、派遣又ハ招待ニ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

第五條

締約國ハ兩國ノ協議決定スル所ニ從ヒ兩國ノ文化ヲ研究セシムル目的ヲ
以テ研究員、學生及生徒ノ定期交換、派遣又ハ招致ヲ行フベシ
締約國ハ實務見習生及短期講習生ヲ交換、派遣又ハ招致スルニ努ムベシ
締約國ハ前二項ノ規定ノ實施ニ付相互ニ能フ限リ便宜ヲ供與シ且獎學資

裏面白紙

金ノ設定ニ考慮ヲ拂フベシ
締約國ノ一方ハ自國ノ文化研究ノ爲來レル他方ノ学者及專門家ニ對シ同
様ノ便宜ヲ供與スベシ

第六條

締約國ハ兩國間ノ文化關係ノ増進ニ寄與スベシト認ムル著述家、藝術家
及宗敎家ノ活動ヲ奨勵シ且此等ノ者ヲ交換、派遣又ハ招聘スルニ努ムベ
シ
締約國ハ兩國間ノ文化關係ノ増進ニ寄與スベシト認ムル演劇、舞踊及音
樂ノ上演ヲ奨勵シ且之ニ從事スル個人及團體ヲ交換、派遣又ハ招聘スル
ニ努ムベシ

第七條

締約國ノ一方ハ自國ニ於ケル出版物、映畫、幻燈、寫眞、音盤及樂譜ニ
シテ兩國相互ノ認識及理解ノ増進ニ寄與スベシト認ムルモノヲ能フ限リ
多量且頻繁ニ他方ニ供給スルニ努ムベク他方ハ此等ノモノガ自國ニ於テ
有效ニ利用セララル様其ノ保存、頒布、上映及展示ニ特別ノ考慮ヲ拂フ
ベシ
締約國ハ自國ニ於ケル出版物及藝術作品ニシテ相手國ニ紹介スル價值ア
リト認ムルモノノ表ヲ交換スベク且適當ナル方法ニ依リ此等ノモノヲ紹
介及普及スルニ努ムベシ

裏面白紙

締約國ハ前記出版物及藝術作品ノ翻譯及複製ニ關シ必要ナル斡旋及助成
ヲ爲スニ努ムベシ
締約國ノ一方ハ自國ノ圖書館及博物館ニ他方ニ歸スル圖書及展覽資料ヲ
増加スルニ努ムベク且此等施設ノ利用ニ關シ他方國民ニ對シ能ク限リ便
宜ヲ供與スベシ

第八條

締約國ハ兩國ノ學術、美術及工業ニ關スル相互ノ認識及理解ヲ増進スル
目的ヲ以テ隨時ニ展覽會ヲ開催シ及右目的ヲ有スル展覽會ノ開催ニ關シ
必要ナル斡旋及助成ヲ爲スニ努ムベシ

第九條

締約國ノ一方ハ自國ノ放送局ヲシテ他方ニ向ケ定期放送ヲ行ハシメ且他
方ノ定期放送ヲ中継セシムベシ
締約國ノ一方ハ自國ノ放送局ヲシテ隨時ニ講演、演藝、音楽等他方ノ文
化ニ關スル放送ヲ行ハシムベシ

第十條

締約國ハ兩國國民及離ノ爲青少年團及運動競技選手ヲ交換、派遣又ハ招致
スルニ努ムベシ
締約國ハ兩國相互ノ認識及理解ヲ増進スル爲觀光旅行團及見學旅行團ヲ
交換、派遣又ハ招致スルニ努ムベシ

裏面白紙

締約國ハ前二項ノ規定ノ實施ニ付相互ニ能ク便宜ヲ供與スベシ

第十一條

締約國ハ兩國間ノ文化關係ノ増進ニ寄與セシムル爲メ相互ノ首府ニ文化紹介機關ヲ設置スルニ努ムベク且右機關ノ事業ニ對シ相互ニ能ク便宜ヲ供與スベシ

第十二條

締約國ハ本協定ノ實施ニ關シ兩國間ノ連絡ニ當ラシムル爲メ東京及「バンコック」ニ文化連絡協議會ヲ設置スベシ
右協議會ノ組織及運用ニ關スル細目ハ締約國ノ外交機關之ヲ協議決定スベシ

第十三條

本協定ノ實施ニ關スル細目ハ締約國ノ外交機關之ヲ協議決定スベシ

第十四條

本協定ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ「バンコック」ニ於テ交換セラルベシ
本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ實施シ且同ヨリ十年間引續キ效力ヲ有スベク又締約國ノ一方ガ本協定ヲ終了セシムルノ意思ヲ右十年ノ期間満了ノ一年前ニ他方ニ通告セザル場合ニハ本協定ハ締約國ノ一方ガ其ノ廢止ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ノ期間ノ満了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ

裏面白紙

右證據トシテ各該委員ハ本協定ニ署名調印セリ
昭和十七年十月二十八日即チ陽曆二千四百八十五年十月二十八日東京ニ
於テ日本文友「タイ」文ヲ以テ不審ニ通ヲ作成ス

谷 正 之(印)
テイレツク、チャイヤナム(印)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ嗣メル
大日本帝國天皇(御名)此ノ誓ヲ見ル有衆ニ宣示ス
昭和十七年十月二十八日東京ニ於テ帝國全權委員カ「タイ」國全權委
員ト共ニ署名調印シタル日本國「タイ」國間ニ化協定ヲ締結シタル
事ヲ記述ス
神武天皇自仁紀元二千六百二年昭和十七年十二月五日東京宮中ニ於テ親
ヲ名ヲ署シ誓ヲ行セシム

御 名 御 印

外務大臣 谷 正 之

裏面白紙

二、批准暫交法及實施期日ニ關スル外務省告示

①外務省告示第二十二號

昭和十七年十月二十八日東京ニ於テ署名調印セラレタル日本國「タイ」
國同文化協定ノ批准暫交法ハ本月二十一日「バンコック」ニ於テ行ハレ
タリ從ツテ本協定ハ其ノ第十四條ノ規定ニ基キ同日ヨリ效力ヲ發生セリ
昭和十七年十二月二十八日

外務大臣 谷 正 之

裏面白紙

文藝成立ニ關スル證明書

自分ハ外務省文藝課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語及び
藏語ニ依リ印刷セラレ二十頁ヨリ成ル日本誌「タイ」藏語文化協定ト題
スル印刷物ハ日本政府（外務省）ノ編集發行ニ係ル文藝ノ一ナルコトヲ
證明ス

昭和二十二年十二月十一日

於東京

林

梨子

9

右署名捺印ハ自分ノ箇前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 長岡 啓

立會人 齋 藤 爲

裏面白紙

「マライ」及「シヤン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領土ニ關スル
日本國「タイ」國與約

昭和十八年(千九百四十三年)八月二十日「バンコック」ニ於テ署名
同 年(同 年)同月同日ヨリ實施
同 年(同 年)九月七日(九月八日附官報)公布

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十八年八月二十日「バンコック」ニ
於テ特使特派員全權大使ガ「タイ」國代表者ト共ニ署名調印シタル「マラ
イ」及「シヤン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領土ニ關スル日本國「タイ
」國與約ヲ茲ニ公布セシム

御名 御 璽

昭和十八年九月七日

内閣總理大臣 齋藤 英 機
陸軍大臣 東 條 英 機
海軍大臣 嶋 田 繁 太郎
大東亞大臣 青 木 一 夫
外務大臣 重 光

裏面白紙

條約第十號

「マライ」及「シヤン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領土ニ關スル日本國
「タイ」國同條約

大日本帝國政府及「タイ」王國以府ハ
兩國緊密ニ協力シテ本島兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク
大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ「タイ」國ガ「ケランタン」、「トレンガヌ」、「ケダー」
「ベルリス」各州及附屬島嶼ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認ス

第二條

日本國ハ「タイ」國ガ「シヤン」地方ニ於テ「ケントン」及「モンハ
ン」兩州ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認ス

第三條

日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ六十日以内ニ前二條ノ規定スル地域ニ於
テ現ニ其ノ行フ行政ヲ終止スベシ

第四條

第一條及第二條ノ規定スル地域ノ境界ハ本條約調印ノ日ニ於ケル州境
ニ據ル

裏面白紙

第五條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セララルベシ

第六條

本條約ハ者名ノ日ヨリ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十八年八月二十日即チ佛曆二千四百八十六年八月二十日「バンコック」ニ於テ日本又及「タイ」又ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

行命全權大使 坤 上 貞 二 (印)

内閣總理大臣 兼 外務大臣 華野管 兼 元帥 ビー、ビブン、ソングラム (印)

裏面白紙

22-12-30.19
2683 E36A3

Def. Doc. #2922

證 明 書

自分美山安飯ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、左記ノ文章
ハ終戦時焼却シ現在當局ニ保存シアラザルコトヲ證明ス

左 記

一昭和十八年五月三十一日以前會議決定「大東亞政策指導大綱」
昭和二十二年十二月九日 於東京

第一復員局文書課長 美 山 安 飯

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス
同日 於 同 所

立 會 人 内 山 弘

裏面白紙

22-12-30 (20')
Doc. No. 4762

昭和十八年六月十六日（水曜日）
午前十一時三十九分開始

（一頁）

◎大東亞大臣（東條英毅君）

現下大東亞ノ動向ヲ大體致シマスルニ、諸國家、諸民族ノ帝國ニ對スル信託、大東亞戰爭完遂ニ對スル眞摯ニシテ自發的ナル勸力ハ、日ニ月ニ其ノ力ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、私ハ最近中華民族、滿洲國及ビ比島ヲ訪問致シ、親シク現地ノ實情ニ觸レ、要路ノ人々トモ隔意ナキ懇談ヲ遂グル機會ヲ得、此ノ確信ヲ強ク致シタリマス

申スマデモトク大東亞ヲ米英ノ多年ノ根柢ヨリ永久ニ解放シ、其ノ卒然ノ姿ニ歸ラシメント致シマスルコトハ、帝國不動ノ大方針デアリマス

帝兵ノ旗幟ハ此ノ大方針ニ照リ、終始一貫シテ今日ニ及ンデ居ルノデアリマス、大東亞戰爭勃發以來一年有半、今ヤ大東亞十億ノ民衆ハ我ガ眞實ヲ了解シ、日本ノ大東亞戰爭完遂ヲ望ムテ大東亞ノ解放ヲク、新シキ大東亞ノ建設ヲクシテ、大東亞民衆ノ福祉ヲシトスル確信ガ、澎湃トシテ起リツツアルノデアリマス（拍手）洵ニ大東亞ノ爲メ同聲ニ唱ヘヌ

次者デアリマス

以上ノ加キ情勢ニ對處致シマシテ、帝國ト致シマシテハ、諸國家、諸

裏面白紙

民衆ノ誠意ト協力ニ依リ、此ノ新ニ新タナル施策ニ由ズルコトヲ必
 ト考ヘテ是ルノデアリマス、今其ノ主要ナルモノニ付キ政府ノ所信ヲ率
 ニ申上ゲタイト存シマス
 陛下御前ニ付キマシテハ、尚、心帝ヲ親ルニ親シクシテ、長クモ皇
 ノ御前ニ大ナルモノガ下リ、信ノ交誼ハ誠ニ固然スル所ガナイ、デア
 リマス。若シト致シマシテハ益々、其ノ信倚ニ厚ヘ、其ノ健全ナル施
 策ニ力ヲ致サントシテ居ルノデアリマス
 中華民國ニ付キマシテハ、汪主席以下官民共ニ、今ヤ帝國ノ誠意アル
 度ニ心カラ共鳴シ、日華共同宣言ノ精神ノ下ニ、目下相持ヘテ着々トシテ
 共同ノ目的ニ邁進シツアルノデアリマス、百年ノ久シキニ亙リ、米英、
 世界列國ノ聲望ニ益々ノ苦シミヲ負ヘテシマシタル中華民國ハ、今ヤ其
 ノ其ノ精神ヲ脱シ、百歳ノ若クシテ、完全ナル自主獨立ノ國家トシテ、帝
 國ト相俟ニ新シキ大東亞建設ニ、其ノ大イナル實力ヲ發揮セントシテ居ル
 ノデアリマス（相手）
 斯クテ中國民衆多クノ希望タル中國人ノ中國ノ榮光ハ、正ニ達成セラレ
 ツアルノデアリマス。最近蘇聯、孫殿英、張子恒等ノ將軍ヲ初メトシ
 從多ノ人士ガ連ラテテ重慶政府ノ愈下ヲ諍レ、汪主席ト行動ヲ共ニスル

原本不明瞭

裏面白紙

至リツツアリマスルコトモ、中國更生ノ當然ノ事ヲ如實ニ示スモノ
 デアリマス、此ノ中國ノ再建ハ、中國ノ爲メ大東亞ノ爲メ、將又世界人
 類ノ爲メ、海ニ陸ニ達ヘヌ次第アリマス（拍手）此ノ秋ニ方リ帝國
 ハ此ノ中華民國ノ興隆ヲ心ヨリ祝福スルト共ニ、今後愈々之ヲ支援スル
 ノ決意ヲ更ニ更ニ一歩ヲ進メントスルモノデアリマス
 協力ノ能ハシニ更ニ一歩ヲ進メントスルモノデアリマス
 「タイ」ニ付キマシテハ、同ガ多年米英トノ複雜機微ナル關係ヲ
 一掃シ、敢然トシテ帝國ト行ヲ共ニシ、「ビブ」首相紛々ノ下ニ、幾
 多ノ困難ヲ克服シツツ、一路大東亞戰爭完遂ニ邁進シテ居ルノデア
 リマス、之ニ對シ私ハ、教育ヲ表スル次第デアリマス、帝國ハ同國ト
 ノ提携ヲ今後愈々密ニシ、同國ノ工業、經濟、文化當各方面ニ互リ、更
 ニ一段ノ協力ヲ致サンコトヲ期シ、同國民多年ノ宿望ニモ答ミ、同
 國ノ發展ノ爲メ、新タナル協力ヲナスノ用意アルコトヲ、茲ニ表明スル
 モノデアリマス（拍手）
 「ビルマ」ニ付キマシテハ、御承知ノ通り去ル三月「バーモ」長官ヲ
 帝國ニ迎ヘ、帝國ノ決意ヲ傳ヘタノデアリマス、「バーモ」長官以下各
 官等者ノ「ビルマ」ノ獨立並ニ大東亞戰爭完遂協力ニ關スル眞摯ナル決
 意ノ程ヲ感得スルコトガ出來マシタコトハ、諸君御存ジノ通りデアリマ

裏面白紙

ス、而シテ既ニ五月八日独立準備委員會が結成セラレ、着マトシテ獨立
準備ノ進捗シツアマリマスルコトハ慶祝ノ至リデアリマス（拍手）私ハ
日ナラズシテ其準備モ完了シ、歴史的光榮ノ日ノ遠カナルコトヲ強ク期
待スルモノデアリマス（拍手）
比島ニ付キマシテハ、「バルガス」長官以下要路ノ人々ガ、身ヲ送シ
テ比島再建ト、大東亞戰爭完遂勳力ノ爲ニ努力シ、一般民衆モ亦逐次帝
國ノ眞意ヲ了シテ、積極的ニ協力シツアルデアリマス、比島獨立
ニ關スル帝國ノ態度ハ累次ノ聲明ニ依リ既ニ明カナル所デアリマスルガ
帝國ハコノ際更ニ一歩ヲ進メテ、本年中ニ比島ニ獨立ノ榮譽ヲ與ヘント
スルモノナルコトヲ遂ニ中外ニ宣明スルモノデアリマス（拍手）
嘗テ米國ノ不協ナル支配ノ下ニ、空シク獨立ノ幻影ヲ逐ウテ居リマシ
タル比島民衆ハ、大東亞戰爭勃發以來、未ダ二箇年ニモ奮タザルニ、早
クモ茲ニ多年ノ宿望ヲ達セントシテ居ルノデアリマス、私ハ比島民衆ノ
感激ニ思ヒヲ致シ、比島ノ爲メ、又大東亞ノ爲メ眞ニ慶祝ニ奉ヘナイカ
ラデアリマス（拍手）

尙ホ「マライ」「スマトラ」「ジャワ」「ボルネオ」「セレベス」等
ノ原住民ハ、皇國ノ威下ニ營々トシテ協力ノ度ヲ大シツアルノデ
アリマス、國チ競争下ニ於キマシテモ、既ニ彼等ハ現地皇國ノ心カラテ

裏面白紙

ル指導ニ依リ、從來ノ精神的壓迫ヨリ解放セラレ、我ニ教育、其ノ各
 文化的是焉ニ格シ、未ダ皆テナキ點ニ在リテ居ルノデ
 アマス。一インドネシア一民族ノ爲メ、洵ニ欣快ヲ感ズルヲアリマ
 帝ハ此ノ除息ニ進ンテ原住民ノ怨怒ニ着キ、ソレノ民衆ニシ
 テ、本年中ニハ原住民ノ政治參與ニ向スル措置ヲ逐次講ツテ其ノ所存テア
 リマス。一「拍手」號中「シヤワ」ニ行キマシテハ、其ノ民衆ニ望ミ、民
 衆ノ與望ニ應ヘテ、宛フ限リ速カニ是ガ實現ヲ期ヤントスルモノデアリマ
 ス

佛印ニ付キマシテハ、佛印當局ハ複雑ナル情勢ノ下ニ奮起シテ居ルノ
 デアリマス。ルガ、佛印ハ共同防衛ニ向スル日佛協定ノ精神ニ着キ、佛印
 ト、意々緊密ナル提携ヲ圖ラントスルモノデアリマス。

以上ノ如クシテ、高邦ヲシテ各々其ノ所ヲ務メ、兆民ヲシテ悉ク其ノ
 地ニ安ゼシムルガ爲メ、大東亞ハ、是ヲトシテ大東亞ノ天也ニ其現マラ
 レ、多シク米英、日ヲナキ推シテ個々ニ其ノ民衆ニ、障カシキ點ハ其ツ
 ヲ、デアリマス。一「拍手」新クシテ大東亞ノ諸國、其ノ各々其ノ所
 存ヲ盡シツツアルニ其誠致シマシテ、一インド一ガ向ホ我ノ苛酷ナル
 點ノ下ニ、其ノ完成ノ爲メ大イナル言シミヲ言メツツアリマス。ルコトニ
 シマシテハ、私ハ衷心ヨリ同情ノ語ヲ言ハスルト共ニ、憤リヲ感ズルヲ
 リマス。一「拍手」

原本不明瞭

裏面白紙

帝 ハーインドー氏家ノ敵タル米英ノ勇力ヲハーインドーヨリ運送シ、
 ニ編立一ハーインドー完結ノ爲メ、凡ユル手勢ヲハス（キ卒園タル決意ヲ持
 ツテ居ルノデアリマス）一私手一而シテ遊蕩タルハーインドー米ノ無益ハ
 ズヤ實現ヤラレ、米英勇力ハ運送マラレ、ハーインドー自由ト稱榮トノ誠
 ラサレル日ノ爲カラザルコトヲ私ハ信ジ、且ツ其ノ一日モ送カナランコト
 ヲ製名スルモノデアリマス（一私手一）

原本不明瞭

裏面白紙

Dof, Doc#2792

Exh, NO

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ印刷局官報課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語ニ依リ
印刷セラレ貳拾頁ヨリ成ル官報號外冊第十八年六月十六日第八十二回
帝國議會衆議院議事速記録第一號ト題スル印刷物ハ日本政府（内閣印
刷局）ノ印刷發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月二十三日

於東京

那知 上 泰 八

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立人 小口 守

裏面白紙

22-12-30. 22' 30/55

一〇 日本代表東京内閣總理大臣閣下ノ「アンドン」演説
「ニコバル」諸島諸島ニ歸スル發言 (十一月六日)

只今印度ノコトニ付キマシテ、「ビルマ」代表閣下並ニ自由印度代
表ト致シマシテ發言致シタイト存ジマス。

印度國憲ノ民衆ノ宿望デアリマスル印度ノ自由、獨立及ビ繁榮ノ獲得
ノ爲ニ、自由印度復政府ノ下ニ是望ノ印度人ハ起テ上リ、其ノ印度ヲ思
ヒ、亞細亞ヲ思フ熱情ノ切々タルモノガアリマスルコトハ、只今自由印
度復政府首班閣下ノ御演説ニ於キマシテモ、之ヲ明カニセラレタ所デア
リマシテ、印度ノ爲、將又大東亞ノ爲洵ニ力強キ限リデアリマス。

帝國ハ印度ヲ米食ノ極裕ヨリ解放シ、其ノ宿望達成ノ爲ニ、有ラユル
支差ヲ送ルノ熱意ヲ有シマスルコトハ、果次ノ聲明ニ依ツテ明カナル所
デアリマスルガ、自由印度復政府ノ基礎愈々確立シ、同政府ノ下ニ歐亞
セル同士ノ初志貫徹ノ氣魄烈々トシテ、結束固ニ鞏固ヲ加フルノ現狀ニ
至ミマシテ、茲ニ印度獨立ノ第一階梯トシテ、帝國政府ト致シマシテ、
目下帝國並ニ於テ占領中ノ印度領デアリマスル「アンドン」諸島及ビ

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

「ニコバル」艦隻ヲ、近ク自由印被保護府ニ送屬セシムルノ用意アル旨ヲ本席上ニ於テ報告ス次第デアリマス。

「萬縣」ヲシテ各々其ノ所ヲ歸シメ兆兵ヲシテ悉ク其ノ境ニ安んゼシムル「帝冠」艦隊ノ大運送ハ、着々トシテ具現セラレテ参ッテ居ルノデアリマス、此ノ後、香港ハ愈々印度獨立ノ爲ニ全島ノ勢力ヲ致ス決意ヲ更ニ鞏固ニ致シマスルト共ニ、印度ノ人々ノ一層ノ奮起ヲ切望シテ已マナイモノデアリマス、而シテ大東亞ノ各々ハ、帯嚮ト其ノ志ヲ同ジウシテ印度獨立ノ爲ニ盡善ノ力ヲ致シ、之ガ支援ヲ送ラレツ、アリマスルトトハ、昨日及ビ本日、本會議ノ席上ニ於キマシテ各代表團下ヨリ烈々タル御意見をトシテ之ヲ承ツタノデアリマシテ、私ハ此ニ方強ク存ジテ居ル次第デアリマス。

而シテ私ハ此ノ上トモ更ニ印度獨立ノ爲ニ強力ナル御支援ヲ賜ハラシコトヲ確信シ、且切望致ス次第デアリマス。

22-12-30. 23/2

588

LEE LOC # 2760-D

Exhibit #

D2760-D

十一頁以後欠

「首班閣下ノ發言（編輯）」

（十一月六日）

閣長閣下、閣下並ニ各位、此ノ歴史的會議ニ陪席者トシテ出席スルコ
 トヲ許サレマシタルコトハ、私及ビ私ノ同僚ノ光榮且悲喜トスル所デア
 リマシテ、茲ニ其ノ御厚意ニ蒙リ自由印度復政府ヲ代表致シマシテ深甚
 ナル感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス、殊ニ閣下各位ガ其ノ御所見中ニ
 表明セラレマシタル深キ御同情並ニ我々ノ將來ニ對シ協力援助ヲ確約セ
 ラレマシタルコトニ對シマシテ、私ハ衷心ヨリ感謝ヲ捧グルモノデアリ
 マス、更ニ又「ヒルマ」ニ代表閣下御提議ノ下ニ、全會一致ヲ以テ衆
 セラレマシタル決議ニ對シマシテモ滿腔ノ敬意ヲ表スルモノデアリマス、
 閣長閣下、此ノ決議ハ此ノ後堂ノ壁ヲ越エテ返カ我ガ同胞救済ニ希望ト
 激勵ト感激トヲ齎スト同時ニ、心疚シキ所アル總テノ者ノ胸中深ク悲願
 ヲ與フルモノナルコトハ、私ノ信ジテ疑ハサル所デアリマス。
 我々自由印度復政府並ニ其ノ指導下ニ在ル總テノ者ハ將ニ米英帝國主
 義ニ對シ最後ノ決戦ヲ開始セントシテ居ルモノデアリマシテ、我々ノ背
 後ニハ管ニ無敵日本ノ強キ力ノミナラズ東亞ノ解放セラレタル各國民ノ

704

127

22-12-30 23/2

LEE DOC # 2760-D

Exhibit #

九、自由印度復政府「ボース」首班閣下ノ發言（翻譯）

（十一月六日）

議長閣下、閣下並ニ各位、此ノ歴史的會黨ニ陪席者トシテ出席スルコ
トヲ許サレマシタルコトハ、私及ビ私ノ同僚ノ光榮且忌憚トスル所デア
リマシテ、茲ニ其ノ御厚意ニ蒙リ自由印度復政府ヲ代表致シマシテ深甚
ナル感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス、茲ニ閣下各位ガ其ノ御所見中ニ
表明セラレマシタル深キ御同情並ニ我々ノ將來ニ對シ協力援助ヲ確約セ
ラレマシタルコトニ對シマシテ、私ハ衷心ヨリ感謝ヲ捧グルモノデアリ
マス、更ニ又「ヒルマ」代表閣下御發議ノ下ニ、全會一致ヲ以テ深甚
セラレマシタル英意ニ蒙リマシテモ滿腔ノ謝意ヲ表スルモノデアリマス、
議長閣下、此ノ決議ハ此ノ議堂ノ壁ヲ越エテ遠カ我ガ同胞深慮ニ希望ト
敬勵ト感激トヲ發スト同時ニ、心坎シキ所アル處テノ者ノ胸中深ク感佩
ヲ與フルモノナルコトハ、私ノ信ジテ疑ハザル所デアリマス。

我々自由印度復政府並ニ其ノ指導下ニ在ル總テノ者ハ將ニ米英帝國三
義ニ對シ最後ノ決戦ヲ開始セントシテ居ルモノデアリマシテ、我々ノ背
後ニハ皆ニ無敵日本ノ強キ力ノミナラズ東亞ノ解放セラレタル各國民ノ

裏面白紙

總意ト決意アリトノ自覺ノ下ニ、今ヤ我々ハ不俟蒙天ノ仇敵黨滅ニ堪草
セントシテ居ル次第デアリマス。

議長閣下、私ガ昨日及ビ本日此處ニ在ツテ此ノ大會議ノ議事ヲ領覽致
シテ居リマス際、私ノ眼前ニハ「バノラマ」ノ如ク世界ノ歴史ガ去來シ
タノデアリマス、私ハ過去百餘年間ニ開催セラレマシタル數多ノ國際會
議ヲ回想シタノデアリマス、即チ、「ナポレオン」帝國没落後一八一五
年ニ開催セラレタル維納會議、「クリミア」戰爭後一八五六年ニ開催セ
ラレタル巴黎會議、「バルカン」ニ於ケル露土戰爭後一八七八年ニ開催
セラレタル柏林會議、前世界大戰ノ終決ヲ告ゲタル一九一九年「ヴェル
サイユ」締和會議、太平洋及ビ極東ニ於ケル英米ノ支配ヲ確保センガ爲
一九二一年ニ開催セラレタル華府會議及ビ獨逸國民ノ手足ヲ巧ミニ永久
ニ拘束スベク一九二五年ニ開催セラレタル「ロカール」會議ニ想ヲ馳セ、
更ニ又、嘗テ私ガ印度ノ自由ノ爲ノ叫ビニ耳ヲ傾クル者ヲ求メテ久シク
其ノ堂内ヲ彷徨シタコトノアル彼ノ國際聯盟ノ會議ヲ想起シタノデアリ
マス。

而シテ更ニ此ノ歴史的會議ノ議事ヲ聽キツ、私ハ此ノ會議ト嘗テ世

裏面白紙

界史上ニ現ハレタル類似ノ諸會議トノ間ニ、如何ニ懸隔アルカニ想ヲ致
 シタノデアリマス。
 諸長閣下、本會議ハ該勝者間ノ戰利品分給ノ會議デハナイノデアリマ
 ス、ソレハ弱小國家ヲ征服ニ與セントスル陰謀、謀略ノ會議デモナク、
 又弱小ナル諸國ヲ顯著セントスル會議デモナイノデアリマシテ、此ノ會
 議コソハ解放セラレタル諸國ノ會議デアリ、即チ正義、主權、國際協
 係ニ於ケル互惠主義及ビ相互援助等ノ尊嚴ナル原則ニ基イテ世界ノ此ノ
 地域ニ新秩序ヲ創建セントスル會議ナノデアリマス、私ハ斯ナル會議ガ
 此ノ日出ヅルニ開端サレタノハ偶然ノ事デハナイト考ヘルモノデアリ
 マス、蓋シ世界ガ光輝ト指導トヲ東洋ニ求メタルコトハ之ヲ以テ嚆矢ト
 ハシナイカラデアリマス、世界新秩序建設ハ、既往ニ於テ且前ノ地域ニ
 於テ、一再ナラズ試ミラレ來ツタノデアリマスガ遂テ失敗ニ終ツタノデ
 アリマス、ソレハ全く新秩序創造ノ指導的立場ニ立ツベキ者ニ利己慾、
 貪婪及ビ猜疑心ガアツタガ爲デアリマス、故ニ茲ニ世界ガ再び光輝ヲ東
 亞ニ仰ガナケレバナラナイコトニ立至ツタノハ海ニ當然ノ理デアリ蓋ス
 的必然ナノデアリマス。

裏面白紙

陛下下、自由ニシテ榮榮ニ充テタル新東亞ノ建設ニ當リ、日本皇政
府立ニ於テ民ガ指導的役ヲ務ムベキコトハ歴史ニ定メラレタル所デア
ルコトヲ私ハ信スルモノデアリマシテ、日本皇政府立ニ願フノ新カル使
命ハ一八九〇五年ニ亞細亞ノ一國ガ西洋ノ使略ニ抗シテ奮起シタル時ニ
書史ニ刻スラレタノデアリマス。

今日迄ニ委々守シタルコトノアリマス通り、當時我が國ヨリ送カ彼方
ニ於テ生起シツ、アツタ種々ノ事件ニ當リ、幼少デアツタ私及ビ幾電ノ
我が老幼印度同胞ガ如何ニ歡喜ト無窮トヲ注イダカハ今尙私ノ記憶ニ新
タナルモノガアリマスガ、是ハ印度人、印度元氣ノミナラス世界ニ散在
スル全亞細亞人ノ盛衰シタ所デアルト信スル次第デアリマス、實來亞細
亞民族ハ結集セル亞細亞、自由ナル亞細亞ヲ夢見タノデアリ、我々印度
民衆モ亦一八九〇五年以來之ヲ憧憬シ來ツタノデアリマスガ、其後、特ニ
前世界大戦以後、新カル夢想ナリと思ヒナリハ我々亞細亞諸國ノ形ニ於テ具
體化シタノデアリマス。

其ノ後二十餘年ニ亙リ印度民衆ガ不屈ニ汎亞細亞諸國ヲ思慕憧憬シ來
ツタコトハ何人ニ表ツテモ驚クニ當ラナイ所ト考ヘラレルノデアリマス

裏面白紙

テ、是ハ益ク既往ノ傳統及ビ文化ニ合致スルモノナリデアリマス。

隨下各位ノ既ニ御承知ノ如ク元來印度思想ニ文化ハ普遍主義ヲ以テ其ノ特色トスルモノデアリマシテ、遂キ皆ニアツテハ印度ハ佛敎及ビ之ヲ中心トスル有ラユル文化ヲ遍シ全亞細亞ニ光耀シ、次イデ同敎勢力ガ印度ニ強シタルトキニ於テモ、普遍主義的傾向ハ依然存続スル一方同敎ヲ遠シテ西亞細亞ト新タニ繼替ヲ經ンタノデアリマス。

併シナガラ、悉シムベキコトニハ中世迄ニ入ツテ、印度ハ總マレル普遍主義ヲ發展セシメ、其ノ結果歐州列國ノ印度侵入ヲ招來シ、遂ニハ容易ニ印度征服ヲ成シ遂ゲシメタルコトヲ茲ニ告白シナケレバナライノデアリマス、併シ我々ハ新カル悲哀、苦惱及ビ屈辱ヲ遍シテ、今ヤ實ノ普遍主義トシテマレルソレトヲ判別スルコトヲ知悉シタノデアリマシテ、今コソ我々ハ國家主義ヲ無視セズ、却テ深ク之ニ根ザシタル普遍主義ガ眞ノ普遍主義ナルコトヲ識ツタノデアリマス。

我々ハ又歐洲其ノ他ノ地域ニ於テ再三行ハレタル國際新秩序爲設ノ試ミヲ多大ノ興味ヲ以テ研究シ、新カル試ミ及ビ其ノ終局ノ失敗カラ多ク異ブ所ガアツタノデアリマス、從ツテ我々ハ新カル企圖ニ付イテハ遠カ

裏面白紙

ニ要請トナツテ居ルノデアリマシテ、今ヤ諸國家間ノ實際的結案ノ創建
ハ私ノ所謂地域の利益、例ヘバ大東亞共榮圈ノ如キモノノ建設ヨリ始メ
ルトキニ於テノミ可能ナリト確信スルモノデアリマス。
親長閣下、私ハ茲ニ、大東亞共榮圈ノ建設ハ單ニ東亞民族ノミナラズ、
歐フヲ導ベクンバ全亞細亞民族ニ至人種ニ取ツテ重大關心奉タルコト
ヲ切實感シタイノデアリマス。

私ハ「アフガニスタン」ヨリ「チュニス」、
「アルジェリア」及ビ「
モロッコ」ニ跨ガル地域ヲ親シク察ルモノデアリ殊ニ右地域ニ在ル諸國
歐亞民ト個人的接觸ヲ有スルモノデアリマスガ、實ハ印度ハ久シキニ互
リ東亞ト西亞トヲ結ブ橋梁デアツタノデアリマス、從ツテ西亞、歐チ「
アフガニスタン」ヨリ「アルジェリア」及ビ「モロッコ」ニ至ル地域ノ
諸國民ガ東亞ノ諸國家ヲ牽惹ナル關心ヲ以テ注視シテ居ルコトハ私ノ疑
借シ得ル所デアリマス、殊ニ私ハ多年英國ノ帝國主義ノ專制、支那、印
歐ノ下ニ呻吟シ來レル西亞及ビ阿弗利加ノ民族ニ付キ罷ハントスルモノ
デアリマスガ、夢クトモ此等諸民族ノ將來ノ解放ハ日本及ビ其ノ與國ガ
今次戰爭ニ勝利及ビ成功ヲ克チ得ルヤ否ヤニ懸ル所大ナリト語ヒ得ルノ

裏面白紙

189

232

デアリマス、印度ヨリ英米帝國主義ヲ排試スルニ非ズンバ、抑壓セラレ
 タル同僚亞兵ガ英帝ノ桎梏ヲ脱シ、喪ハレタル自由ヲ克復スルコトハ至
 難デアリマシテ、悉ラクハ不可能トモ謂ヒ得ルノデアリマセウ、大東亞
 共榮國ノ確立ハ汎亞細亞聯盟ヘノ道ヲ拓クモノデアリマシテ、更ニ亞細
 亞人ノ愛ノ亞細亞、漢言スレバ全亞細亞共榮國ノ確立ガ先導ニ於テ世界
 聯盟ヘノ途、即チ壽府ニ於テ見ラレタルガ如キ強奪者ノ聯盟ニ非ズシテ、
 眞ノ國家共同體ヘノ途ヲ拓クモノデアルコトハ私ノ微識モ亦ハザル所デ
 アリマス。

議長閣下、併シナガラ總テ新カル新世界、新亞細亞、自由ニシテ繁榮
 ナル新大東亞ノ理想ノ達成ハ一ニ懸ツテ我々ガ現戰爭ニ勝利ヲ占メ得ル
 ヤ否ヤニ在ルトイフコトハ忘レ得ナイ所デアリマシテ、印度ノ露スル限
 リ我等ノ運命ハ今次戰爭ニ於ケル日本及ビ其ノ兵隊ノ運命ト不可分關係
 ニ在ルノデアリマス、萬一我ガ兵隊ガ没落スルコトアラバ、印度ハ寧ク
 モ同僚百年間ハ自由ヲ得ル望ミハナイデアリマセウ、併シナガラ今次戰
 爭ニ當リテハ神靈汝ニ在ルノデアリマス、而シテ新カル國際的危機ヲ生
 産齎ケテ待望シ來タレル我々印度民衆ハ此ノ好機ヲ徹底的ニ利用シ、素

裏面白紙

後納ナル通至爵位ヲ達成セント決意シテ居ルモノナルコトヲ、茲ニ私ハ
 諸君閣下並ニ閣下各位ニ進言スル次第デアリマス、印度ニ取リマシテハ
 英帝主權ニ對スル徹底的抗爭以外ニ是ハナイノデアリマス、假令他國
 ハ英國トノ妥協ヲ考慮シ得ルト被シマシテモ、印度王家ニ取ツテ
 ハ、カカルコトハ全く問題ニナラナイノデアリマシテ、諸君對英妥協ハ、
 總化トノ妥協ヲ意味スルモノデアリ、我々ハ新カカル總化トノ妥協ハ、決シ
 テ之ヲ行ハザル決意ヲ有スルモノデアリマス。

故ニ我々ハ今後如何ナルコトガ起ラウトモ、又其ノ爾ガ如何ニ進展且
 困難ヲ被メヨウトモ、更ニ又國爭ニ伴フ苦難及ビ犧牲ガ如何ナルモノナ
 ルニモセヨ、我等ノ死傷ノ勝利ヲ確信シ、英帝ノ是ヲ棄後進退ヒ、故ク英
 帝ニ添ユルモノナルコトヲ、閣下各位ニ對シ確約致シタイノデアリマス、
 併シ私ハ我々ノ前途ニ憂タハル事象ノ重大サヲ確信スルモノデモナケレ
 バ、彼ノ駭力ヲ過小評價スルモノデモアリマセン、私ハ五箇ノ功時ヨリ
 英國人ヲ熟知シテ居ルモノデアリマスガ、我等ヲ新ク驚異シ、印度ニ於
 ケル敵ノ力ト弱トヲ察ルガ故ニ、私ハ我々ガ死傷ニ於テ勝利者タルコ
 トヲ確信スル次第デアリマス。

裏面白紙

併シナガラ我々ハ自由獲得ノ途ニハ當然其ノ代價ヲ支拂ハナケレバナ
 ラナイノデアリマス、印度ニ取リマシテ此ノ隨テハ陛下各位ニ對スルト
 ハ全ク懸ヲ異ニスルノデアリマス、陛下各位ハ隨テ我々が加ヘ來ルベキ攻
 撃ヲ排除シ、現ニ保持セラレ、モノヲ確保シ、各位自身ノ自由ヲ保持セ
 ラルレバ足ルノデアリマスガ、印度兵隊ハ更ニ戦ヒ、己ガ自由ヲ取
 ラナケレバナラナイノデアリマス、我々ニ對シテ申述ブレバ我々ハ快
 シテ我々ノ前途ニ遺憾タル事案ノ重大サヲ認識スルモノデハナイノデア
 リマス、我々、我々、私ガ此ノ席上ニ在ッテ新東亞、新亞細亞、新南洋ヲ意欲
 致シテ居リマス爾ニモ、席中ニハ隨テ我々が印度ノ前途ハ平原ニ於テ
 戦フベキ我々ノ戦術ノ進歩ガ切實致スノデアリマス。

我々ノ精力ニシテ復舊ナキ我々トノ戦ニ赴クモノノ中、又我ガ印度兵隊
 將士ノ中ノ幾何ガ來ルベキ戦ニ生キ残り得ルヤヲ認識スルコトハ出來ナ
 イノデアリマスガ、我等我々ノ生死、戦ニ勝チ得リ印度ノ自由ヲ目撃シ
 得ルヤ否ヤハ我々ノ意トスル所デハナイノデアリマシテ、我々ノ重大懸
 心事ハ印度ガ自由ヲ獲得シ、印度ヨリ英米帝國主義ヲ排除シ、現ニ東亞
 全境ニ低送スル脅威ヲ永久ニ排除スルコト、其ノコトニ在ルノデアリマ

裏面白紙

ス。

際長山下、私ハ多クノ人々ガ英皇及ビ其ノ英皇ノ實力ニ懸シ誇張セラ
 レタル觀念ヲ有シテ居ルコトヲ承知シテ居リマス、先刻申述べマシタ通
 〇後々ハ英皇人ヲ熟知シテ居リマス、我々ハ彼等ノ長所短所ヲ熟知シテ
 居リマスガ故ニ、前途ニ幾タハル困難深刻ナルベキ闘争ヲモ樂観的氣持
 ヲ以テ待チ置ケテ居ル次第デアリマス、日本ノ如キ無敵ノ友ニ交際セラ
 レ、總下各位ノ寛大ナル支察ノ御言葉ヲ待タル以上、我々ハ我々ノ前途
 ノ日近キコトヲ確信シテ戦勝ニ赴カントスルモノデアリマス。
 山下各位ニ各位、正義、主權、互恵及ビ相互援助ノ至高原則ニ悉ク新秩序
 創造ノ事業ヲ結メラル、コトニ依リ各位ハ人類ノ考へ得ル最モ崇高ナル
 ル事業ヲ遂行セラレツ、アルデアリマシテ、茲ニ私ハ各位ノ崇高ナル
 御努力ガ成功ノ榮冠ヲ克チ得、両宮院三及ビ英皇陛下ノ御方實現ニ奉サ
 レンコトヲ祈ルト共ニ、更ニ、本日午後此ノ歴史的會議ニ於テ諸君一致
 ヲ以テ採擇セラレタル大東亞共同宣言ガ東亞各國民ノ憲章デアリ、更ニ
 ハ全世界ノ移轉懸望臣ノ憲章タランコトヲ祈ル次第デアリマス、本大東
 亞共同宣言ガ本年以後自由ノ新憲章トシテ世界史上ニ達ランコトヲ祈念

原本不明瞭

裏面白紙

193

236

102
Exhibit No.

23.15

E3687

J.P.S. Doc No. 3150-373A

62

西園寺原田日記 第三十七三回トヲノ披露

高橋四相會議の内容に就ては先づ

一、支那事案、近頃及世界新情勢ニ對応スルニ、我方施策ヲ展開
スルヲ、我戰時經濟政策、強化確立ヲ以テ、内外政策ノ根基
トス。之ニ對シ、我は經濟活動ハ作戦軍ノ軍ヲ生ずルニ自ラ處理
シテ、自ラトシテ絕對必要トモシ、除キ一切政府ニ於テ一元
指東シ極力之ヲ振作ス
二、對世界政策
三、世界情勢ニ對シ、且速クニ東亞新秩序ヲ建設ス
ハシ、且獨伊極力、近代ノ因リ東亞ニ於テ、諸般ノ
重要政策ヲ遂行ス、且右極力、方法及之ニ對シ、先見ノ
時機ヲ一就テ、世界情勢ニ即応シ、機宜ヲ失ハズ

四、對日關係之、日滿蒙國境不可侵協定(有効期間
五、年)五十年ヲ締結シ、且對日等、急遽解決ヲ圖ルト共ニ
右不可侵協定有効期間内ニ對シ、不敗ノ準備ヲ充テ、
同東亞大陸情勢ニ對シ、於テ、英佛蘭葡葡地、東亞新秩
序ノ内容ニ包含セ、且、積極的處理ヲ行ハ、但右前
列國會議ニ排除スルニ努ム

六、對國對日、無用ノ衝突ヲ避ケ、東亞新秩序ノ建設ニ
對シ、自ラ、自ラトシテ、排除スルノ因ヲ決意シ、以テ、我
亦對英現ヲ期ス

194-1

以上は總論途ニ松岡吉田東條三大臣と首相が協議
した事蹟之を所謂内閣結成の項ニ本方針をなすもつた
2日 尚ほ七月中に於ける大本營と政府の聯絡會議
に於て大本營要綱より提示せられたる世界情勢の推察に
伴小時局處理要綱に就いては
先づ第一にその方針としては

帝國ハ世界情勢ノ変局ニ對シテ對外ノ情勢ヲ改善
シ連立支那事變ノ解決ヲ促進スルト共ニ好戰ヲ捕獲シ
方問題ヲ解決ス支那事變ノ處理未ダ終ラザル場合ニ於テ
河南方面策ヲ重シトスル能ハザルニ因リテハ内外諸般
ノ情勢ヲ考慮シテ右ニ示ス利処スル各般ヲ準備ハ極
力ニ促進ス

要領 第一條

支那事變處理ニ因リテハ政略兩略ノ綜合力ヲ之ニ
集中シ第一第三國ノ援助行為ヲ絶滅ス其ノ凡ニルテ
段々進シテ連立ニ重慶政權ノ屈服ヲ促ス
對南方施策ニ因リテハ情勢ノ支轉ヲ利用シ好戰ヲ
捕獲シ之ヲ推進ニ努ム

以下次頁ニ

第二條

對外施策之問題、其外交事務及處理之推進スルト共ニ對南方問題ノ解決ヲ目途トシテ接本左記ニ依ル

一先ア對俄伊蘇施策ヲ重要トシ、特ニ遠ニ俄伊トノ政治的結束ヲ強化ス、對蘇國交ノ飛躍的調整ヲ圖ル

ニ米國ニ對シテハ公正ナル主張ト儼然タル態度ヲ持シ、之ヲ國人心要ニスル施策ヲ遂行シ、得ルニ至ラザル自然的變化ヲ取テ之ヲ辭セザルモ、尚中ニ其意向ニ留意シ、俄伊ヨリ來イテ摩リ擦リ多クアラシムルハ之ヲ避ケ、且テ施策不ス

三佛印及ヒ香港等ニ對シテハ左記ニ依ル

(1)佛印(廣州)等ヲ含ムニ對シテハ、據將行高遠奇ノ徹底ヲ期スルト共ニ遠クニ我軍ノ補給担任軍隊通過及ヒ飛行場建設等ヲ容認セシム、且テ帝國ノ必要ナル資源ノ獲得ヲ得ニ努ム

(2)香港ニ對シテハ、コレマシニ於ケル據將「ル」トシ、ノ徹底的遮断ト相俟ケ、先ア遠ニ敵性ヲ去テ除スル如ク強力ニ諜工作ヲ推進ス

(3)租界ニ對シテハ、之ヲ敵性ノ支除及交戰國軍隊ノ撤退ヲ圖ルト共ニ遂次又那則ヨシテ之ヲ回收セシムル如ク誘導ス

(4)祖界ニ對シテハ、之ヲ敵性ノ支除及交戰國軍隊ノ撤退ヲ圖ルト共ニ遂次又那則ヨシテ之ヲ回收セシムル如ク誘導ス

(5)祖界ニ對シテハ、之ヲ敵性ノ支除及交戰國軍隊ノ撤退ヲ圖ルト共ニ遂次又那則ヨシテ之ヲ回收セシムル如ク誘導ス

(6)祖界ニ對シテハ、之ヲ敵性ノ支除及交戰國軍隊ノ撤退ヲ圖ルト共ニ遂次又那則ヨシテ之ヲ回收セシムル如ク誘導ス

四、南印ニ對シテハ暫ク外交的措置ニ依リソノ重要資源確保
目ニ在リ

五、南太平洋上ニ在ル旧領及ビ佛領ノ島嶼ハ國防上
ノ重大性ニ鑑ミテ得テハ外交的措置ニ依リ其領有ニ
スル如ク処理ス

六、南方ニ在ル其他ノ諸邦ニ對シテハ如カク友好的措置
ニ依リ其工作ニ同調セシムル如クニ策ス
第三條

國內指遣ニ用ニハ以上ノ諸施策ヲ実行スルニ必要ナル如ク
諸般ノ能力ヲ誘導シテ整備シテ其ノ情勢ニ見合フ國
防國家ノ完成ニ促進ス之カ爲持テ左ノ諸件ノ實現
ヲ期ス

一、強力政治ノ実行

二、總動員法ノ適用及ビ後動

三、戰時經濟管理法ノ確立

四、戰時資材ノ蓄積及ビ船舶ノ擴充(繰上輸入及ビ特
別輸入最大限實施並ニ消費規定)

五、生産擴充及ビ軍備充實ノ調整

六、國民精神ノ昂揚及ビ國内輿論統一

以上は現在政府ノ大本營ニ於ケル時局處理要
綱ニシテ極メテ重大ナル要綱ナル故ニ總論大要
及ビ先限リに見せしめられしニ依リテ後述されし諸項
目ニ在リ

Exhibit No.

JPS doc No. 3510-A
Item 15

E 3688

昭和十五年九月三日
閣下
閣上
閣中
閣外
閣内
閣下
閣上
閣中
閣外
閣内

昭和十五年九月三日

通牒 密不

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年九月二日上申(企畫院上申)封南方充展
施策閣下上申、通閣議決定相成候

196-1

大藏大臣花井	内務大臣花井	外務大臣花井	内閣總理大臣(花井)	閣下
司法大臣花井	海軍大臣花井	陸軍大臣花井	内閣書記官長(花井)	閣下
商工大臣花井	農林大臣花井	文部大臣(花井)	内閣書記官(花井)	閣下
拓務大臣花井	鐵道大臣村田	逓信大臣村田	内閣書記官(花井)	閣下
	皇師企畫院總裁宛	厚生大臣花井		閣下

高橋

Exhibit No.

JPS doc No. 3510-A

Item 15

高橋

大藏大臣花井	内務大臣花井	外務大臣花井	内閣總理大臣 (注)	周甲第三九號	起	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日
司法大臣花井	海軍大臣花井	陸軍大臣花井	内閣書記官長 (注)	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日
商工大臣花井	農林大臣花井	文部大臣 (注)	内閣書記官長 (注)	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日
拓務大臣花井	鐵道大臣村田	逓信大臣村田	内閣書記官長 (注)	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日
	皇親大臣花井	厚生大臣花井	内閣書記官長 (注)	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日	行	昭和十五年九月三日

別紙企畫院總裁上申

對南方發展施策商スル件

右閣談ニ供ス

通牒 密本

昭和十五年九月三日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命 通牒

昭和十五年九月二日上申 (企畫院上申) 對南方發展

施策商スル件上申、通閣議決定相成候

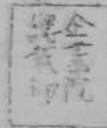
196-1

主任官 第一部 遠東調査官

企畫院上申第一二七號

昭和十五年九月二日

企畫院總裁 星野直樹



内閣總理大臣公府 近衛文磨 殿

對南方發展政策之閣下件

新增勢即應之、對南方發展之閣下件左記施策
事項別紙、通閣議決定相成豫致度石本院官
制第一條第一項第一號ニ依リ此致及上申候

記

- 一 對佛印支經濟發展、為施策
- 一 對佛印支物資取得、並貿易才策要領
- 一 對南方航空政策要綱

極秘 對佛印支經濟發展之爲施策

在界新秩序、進展に伴フ經濟圈發生、必然性ヲ確認シ、共存共榮ノ大局的立場ニ基キ、選ニ佛印支ト經濟的緊密化ヲ圖リ、皇國ヲ中心トシ、大東亞經濟圈ノ一環タル実ヲ擧ゲシメント期シ、差當リ左記要領ニヨリ施策スルモトス

一、現在邦人ノ經濟的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限的措置(別冊資料参照)ヲ撤廃又ハ緩和シ、邦人ノ經濟的活動ヲ他ニ優先シテ自由活達ナラシムル如ク努ムルコト

二、皇國ノ必要トスル重要物資ハ可及的ニ大東亞國內ニテ確保シ、以下英米ヨリ資源的獨立ヲ圖ルヲ佛印支ニ對シテモ邦人企業ノ創設及經營ニ特別ナル便宜ノ供與ヲ要求スルト共ニ皇國必須ノ重要物資ハ優先的ニ皇國ニ輸出スヲナラシムル如キ貿易協定ノ設定ニ努ムルコト

差當リ佛印支ニ對シ、米、石炭、燐灰石、マンガシ、工業鹽、錫、生ゴム、亜鉛、磁砂等ニシテ輸出ノ保障ヲ要求スルコト、尚進ミテハ皇國ノ指導ヨリ貿易管理ノ實現ヲ見ル如ク努ムルコト

三、佛印支ヲ通スル雲南、廣西、貴州等ノ周辺地ニ、重要物資ノ取得ヲキテモ、適當ノ措置ヲトラスルコト

四、皇國製品ノ對佛印支輸出ノ増進ニラキ特ニ協力提攜ヲ求ムルコト

五、將來他大東亞諸地域ヲ併シ皇國ヲ中心トスル大金融圈

ノ設定ヲ目標トシ佛印支ト新金融關係ヲ設定シ付テ之ヲ一環トシラズル如ク努ムルモトス。但シ佛印支自体ハ之ヲ圓地域トスルコトヲ目的トセザルコト

尚佛印支ノ銀行等々ヲ本部側ニ對シ極力金融上ノ便宜ヲ供與セシムルヲミナラズ、邊ミテハ皇國ノ指導ニ由リ爲替統制ノ實現ヲ見ル如ク努ムルコト

六、交通及通信ニ因シテ大東亞全局ノ指導的地位ヲ確保スル

一環トシテ左ノ特殊權益ヲ設定スルコト

イ、沿岸貿易權、不問港入港權及港灣設備ノ經營及利用權

ロ、海底電線、陸揚及運用權、國內通信ヲ業經營ニ對シテ特殊權益、その他通信權

ハ、定期航空路、新設延長及航空保安施設ノ設置權

七、水産業ニ關シテハ南方ニ確固ナル地歩ヲ建設スルヲ以テ漁業根據地ノ設置、其他水産業ノ經營ニ伴フ權益ヲ獲得スルコト

八、佛印支ニ於ケル才三國權益ニ關シテハ新規ノ設定ヲ許サザルト共ニ既存ノモノハ速ニ之ヲ驅逐スルガ如ク努ムルコト

九、佛印支ノ對内外經濟政策、獨立及實施ニ參與シ、皇國トシテ經濟的提携ヲ強化スル爲、佛印支側ニ本邦人ヲ加ヘ、

此經濟建設委員會、其他通商機關ヲ設置シ、佛印支側ニ對シテ貿易、金融、稅制、關稅、才三國トシテ經濟協定、企業、

交通、通信等ニ關シテ、右機關ノ諮問ヲ要スルコトス

JPS doc. No 3510-A
Item 15

手
心

- 一、華僑、海外抗日態度ニ対シテハ佛印及当局ニ嚴重ニ取
締ヲ要求スルト共ニ一方ノ經濟的地位ニ鑑ミ大局的立場
ニテ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト
- 二、皇國ノ經濟的發展ヲ期スル為、土着有力者ヲ皇國ニ招
致シ、又ハ皇國ノ利益ヲ宣傳正解セシム等諸般ノ處置
ヲ講ズルコト
- 三、經濟施設ハ大東亞共榮圈確立ノ大局的立場ニ立脚ス
コトシ、自皇國ノ利益伸張ト共ニ民生ト調和スル如ク
努ムルコト。

参考

(参考資料)

佛領印度支那於此在業入國貿易等ニ関スル制限
一企業及入國ニ関スル制限

佛印支系ニ在業及入國ニ関スル佛國人、在籍民保護領民上級
外國人トシテ諸種差別アリ、在籍民於此種人、營業ヲ確保スル為
ニ邦人ニ対シテ諸種制限ヲ擬シ、佛國人トシテ何等ノ待遇ヲ受得ニ
シムルニ與テリ

以下企業及入國係ト入國因係トニ分テリ、一般外國企業ニシテ
限リ得ズ、
ハ) 企業關係

(四) 土地所有
支那支那及河内海防ツトテ、フランス、諸市ニ於テハ本
國法適用スル外國人ニ對シテ土地所有權ヲ認メ居ルモ其他、保
護領ニ於テハ各地方ニ法律規定ニ從ヒ其ノ取扱ニシテ居ラザルニ
シ、如シ。

官有地租借ハ個人場合ニ於テハ佛國人同籍民及保護領
民ニ限リ法人場合ニ於テハ佛國法人ニシテ佛國管ハ本國法中
占ム本社ヲ佛國、同種民地又ハ保護領内ニ居ル且ツ社長及
取締役、監事等數名佛國人、同籍民又ハ保護領民ニシテ
ト受テ

上記獲得ニ私有地買収ヲ最モ便トスレトモコノ方法ニ依リテハ會社等ニ依ル大規模事業創設ノ場合ニハ充分ナル面積ヲ取得シ得ルコト甚疑向ナリ

(四) 鑛業

(1) 試掘權ハ國籍ヲ問ハズ個人又ハ會社ニテ取得スルコトヲ得
(2) 鑛山採掘權ノ所有者若シテ占有者又ハ採掘者ニ就テハ、
エ地所有ニ関スル第三項ノ制限ト同様モカ適用セシテ居ル状態アリ

(三) 林業

(1) 編入林(保護林地方又ハ公共所有ノモノ)普通伐採ハ州長官ヲ別伐採(總督承認ヲ要ス)
(2) 保安林(伐採及林産物ノ蒐集ヲ禁止セシクルモノ)伐採ニハ林野局長ノ承認ヲ要ス
(3) 特別林(個人所有ノモノ)伐採ハ公安ヲ害セサル限り許可セラルルニ豫メ州長官ニ申告スルコトヲ要ス
編入林及保安林ノ伐採物賣買ハ公入札法ニ依リ且ツ入札者個人ノ場合ハ佛國民ノ同籍民又ハ保護領民會社場合ハ佛國法ニ依リ設立シラレ本社ヲ佛國同種民地或ハ保護領内ニ有シ且ツ社長及取締役ノ過半數ヲ佛國人同籍民又ハ保護領民タルモノニ限ラル

(二) 水産業

發動機ヲ有スル外國船舶(附屬船ヲ含ム)ハ佛領印度支那領海ニ於テ漁業ニ從事スルコト禁止セラレソノ他船舶モ豫メ因稅局ニ登録シ航海稅ヲ納付スルコトヲ要シ且ツソノ漁獲

物ニ付シテハ輸入税ヲ課スルル
印莫代

外國人ハ通関代理人、船舶運送業、海上運送代理業、
通信業、請願巡查、移民取扱業、周施業、武器彈藥、
商ラシテ電氣器具業、印刷業、旅館業、遊戯飲食
店等ニ從事スルコトヲ得ス

尙一九三四年總督令ニ依ル外國人雇傭ニ因スル制限
リ外國人雇傭者ハ大体ニ於テ全雇傭者ノ三割ニ分テ
超過スルコトヲ得サルコトナリ居レリ

(二) 入國關係

(1) 入國ニ就テハ帝國ト佛領印度及那政府間ニ於ケル旅
券査證明、相互廢止、取極ニ依リ旅券、査證ヲ得セテ
リシトロロ第三次歐洲大戰勃發以來査證利ヲ復活シ且
本邦駐在佛國領事ニ依ル右査證ニ付佛印支總督事
前許可ヲ得スルコトナリ

又非移民、移民ヲ通シ入國稅、保證金、手数料納入ノ規
定アリ、移民ニ就テハ更ニ本國帰還費トシテノ寄託金
(千法)ヲ寄託スルノ事アリ(但シ寄託金ハ總領事館、證
明ニテ免除マラレ居レリ)

四三月以内一時的滞在者ヲ除キ其ノ他モハ身分証明書
下附手続料ト共ニ六十比卑(ニテ年有効)ヲ納入スルコトヲ要ス
ニ 貿易ニ関スル制限

佛印支ノ貿易政策ハ佛本国ノ利益擁護ヲ才トシ佛印支
市場ヲ令テ佛本国ノ壟斷ニ奉シ佛本国以外ノ国殊ニ佛本
國ト競争ノ立場ニテ立ル諸國 例ハ日本トノ貿易ニ之ヲ
極力抑圧制限シ其伸展ヲ妨止スルヲ根幹トス。左ノ佛
印支ニ輸入セラルルモノハ佛本国品ハ無税ニシテ其ノ他
ノ才ニ國品ハ高率関税ニ付格補償附加税及輸入割
当等ニ因テ各種制限ヲ加ヘ国内土産ノ利益ハ一切顧慮
セズ本邦ノ綿布、雜貨等ノ如キ土産ノ購買力ニ相
シ實需人ニ拘ニス人爲的ニ制限セラルル實狀ナリ。
以下佛印支政府ノ執ス貿易制限措置ヲ略述スレシ

(一) 輸入制限
の保護関税

保護関税ハ佛印支ノ輸入防遏策ノ最も重要ナル
手段ニテ関税法上佛印支ハ原則トシテ本國ト同
一関税利度ヲ布キ(最)及最低税率ノ複関
税利ヲ適用ス又税率ハ主トシテ從量税ナルモ商
種類ニ依テ從價税ヲ併用シ居リ而テ外國商
輸入ニ際シ無條約國ハ一般税率ヲ課シ條約國ハ
協定ニ依リ最低税率ノ一部又ハ中間税率ヲ適用
シ居ル税率ハ甚タシク高率ニテ最低税率ニ既ニ相
當程度ノ保護関税ニ加ヘ一般税率ハ概テ最低

日英通商手続附則

件因政府一九三三年日佛訂定間商稅協定交渉
 一除レテ時ピアストル貨物月貨三打レ上高騰一吉時
 一其替相場ハピアストルニ行邦貨一月二銭ニ在リ
 一ノ理由ト本邦商品ニ付シ其替補償附則稅ノ
 賦課ニ要スル稅率ハ結果絹織物、磁器、紙
 花火、トク、他種品等數品目ニ付絹織物ニ付キハ
 從價二割五分、其他ニ付キハ一割五分、其替補償
 稅ヲ賦課スルニ付キハ其後佛國側法管ノ下
 一併アピアストル貨物ノ下落、其自來的絹織物ニ付
 一稅率一割其他協定品目ニ付キ稅率ヲ一律
 一五分ニ引下ケルモ、最近三年間ピアストル貨物

十

大体九十餘台以下に居り、積り積りを設ける理由は
消滅したるに才ナリ。

四 輸入割当

佛印支政府は毎年輸入言外外国産綿糸を三打し
總括的割当量に定めて左外へ輸入を禁止し居り之を左
本邦産綿糸品、人宗夕八綿布ハ打製するを要し。

三 輸之制限

の輸之許可利

佛印支政府は食料品、米、玉蜀黍、護謨、桐花、石
炭、鉄、錫、亜鉛、滿他、其他各種産産物三打し
輸之許可利を定めて輸之者より之を申告せしめ居
り。

(四) 輸出税

佛印又主要産物多ル米、玉蜀黍、鉄礦、高純、石灰等ハ從價三分乃至五分ノ輸出税ヲ賦課セラレ之ヲ右物資ノ多量買付ヲ要スル我國人甚大ナル害ヲ蒙ルベシ

(三) 爲替管理

佛國政府ハ一九三九年九月九日附佛國緊急大統領令、大藏省令及植民省令ヲ以テ資本輸出、爲替及金ノ取引制限禁止ニ関スル法令ヲ公布シタルカ本令ハ佛印ニ適用セラレ九月十日以後佛印内ニ於テハ許可ナクシテ資本輸出ヲ爲ストハ禁止セラレ爲替取引ハ在巴里特設爲替管理局ノ指揮命令ヲ受クル在西貢爲替管理局ノ許可ノ下ニ行ハルルニ至レリ

尙佛印ヨリノ輸出品ニ對スル爲替ニ付テハ前掲管理局ノ決定ニ基キ大小ヲ問ハズ、一切米貨ヲ以テスルニ非レハ許可セラレズ右并決済公單ニ特定商品ノミニ限ラズ原則トシテ一切ノ輸出品ニ對シテ適用セラレ、從來便法酌量トシテ許可セラレ居タル磅貨ハ一切許可セズ嚴重兼貨決済ノミニ限ラルコトナリタル結果對本邦貿易ニ不尠支障ヲ及スニ至レリ

極秘

對佛印支物資取得之貿易方策

佛印支ヨリノ物資取得ノ方策トシテハ、物動計畫ノ實施
確保ヲ中心トスル應急方策ト資源ノ開發ニ重點ヲ置
ク恒久方策トニ分ツテ考究スベキモノナル處差支留リ
ハ應急方策トシテ左ノ措置ヲ講ズルノ要アルモノトス

一 輸出貨資ニ付對日供給ヲ優先的ニ確保スルコト

佛印支ニ於テ生産又ハ集荷セラルル物資例ヘバ鐵
鏡、マンガン鏡、タングステン、錫、アンチモン、亞鉛、
珪砂、燐灰石、生ゴム、無煙炭、工業鹽、漆、松脂、
米、玉蜀黍、牛皮等ニ付テハ本邦ニ對シ其ノ必要
量ノ優先的供給ヲ爲スコトヲ佛印支政府ニ保
證セシムル等ノ措置ヲナスヲ要ス

二 輸出入税ヲ撤廢セシムルコト

現在佛印支ヨリ米、玉蜀黍及珪砂等ノ輸出
ニ付テハ輸出税ヲ賦課セラレ居ル爲輸入價格
ノ日昇騰ヲ來シ居ル現状ナルヲ以テ之ヲ撤廢
セシムルノ要アリ

三 佛印支周辺地域ヨリノ物資ノ取得ヲ圖ルコト

佛印支周辺地域例ヘバ雲南、廣西、貴州等各省
ヨリハ錫、アンチモン、タングステン、其ノ他ノ物資
ガ佛印支ヲ經由シテ第三國ニ搬出セラレ居リタル
ヲ以テ之等ノ系路ヲ利用シテ周辺地域ノ物資ノ

取得ヲ圖ルコト取重要ナリ、而シテ其ノ具體的ナ方法ニ付テハ別途考究スルモノトス、尚本方策ハ今後共恒久的ニ之ヲ實施スルモノトス

四、本邦側ノ物産獲得ニ付テハ其ノ代金ヲ極力本邦ヨリノ輸出貨物代金ヲ以テ決済スル様措置シ之カ爲本邦物資ノ輸出計畫ヲ確立スルコト

我國理下ニ爲替資金ノ事情ニ鑑ミ佛印支ヨリノ輸入物資ノ代金ハ極力本邦ヨリノ輸出貨物代金ヲ以テ決済スル様輸出ノ増進ヲ圖ルコトトシ之カ爲本邦品ニ對スル輸入關稅ノ引下乃至撤廢、輸入割當ノ増加乃至廢止ヲ爲サシム、少クとも我國へノ輸入額ト同程度迄ニ本邦品ノ輸出ヲ圖ル様輸出計畫ヲ確立スルモノトス

五、佛印支ニ於ケル邦人貿易尙ノ進出ノ統制ヲ爲スニ佛印支ニ於ケル邦人貿易尙ノ進出ヲ統制シ佛印支ノ物資ノ輸入尙及本邦口口ノ輸出尙ノ競争的進出ヲ抑制スル爲適當ナル措置ヲ講スルモノトス

六、輸送船腹ノ円滑ナル手配ヲ期スルコト

現下ニ於テハ船腹逼迫ノ実情ニ鑑ミ佛印支ヨリノ対日供給
 物資ノ確保ヲ期スルニハ船腹ノ手配ニ付充分ノ策ヲ講ズ
 ルノ要アリ。殊ニ佛印支ヨリノ物資ハ石炭、鉄鉱、燐灰石、米
 等貴重物資多キ現状ニ鑑ミ配船統制ノ強化其ノ他
 不定期船ノ手配等ニ付万全ノ措置ヲ講シ尙定期航路
 存セザルヲ以テ定期航路ヲ開設スルニ要アルモノトス

七、本邦策具現ノ為物資・資金・技術者等ヲ要スルモノ
 ニ就テハ各地域別交渉促進ノ実状等ニ鑑ミ広ク全般
 ノ状況ヲ考慮シテ実施ノ順序及程度ヲ決定スルコト

極
34

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ南方地域ニ於ケル皇國航空
勢力ノ進出發展ヲ期スルハ左記ニテ航空權益ヲ設定スル
モノトス

第一 航空權益ノ航空路ノ開設 航空無線 航空氣象等ノ三
者ニ付之カ權益ヲ設定スルモノトス

第二 航空權益ノ設定ニテハ皇國一航空勢力ノ扶植
伸張ニ必要ナル其ノ他一切ノ附屬事項モ請フモノトス

第三 航空無線ニ付テハ航空通信及無線網等ノ施設又ニ者ニ
付別紙第二號ノ要領ニテ之カ權益設定ノ措置ヲ請フ
モノトス

第四 航空氣象ニ付テハ航空觀測機關等ニ之カ通報施設ノ
二者ニ付別紙第三號ノ要領ニ依リ之カ權益設定ノ措置ヲ請フ
モノトス

第五 航空權益設定ニ付テハ航空計畫ノ實施ノ原則トシテ
大日本航空株式會社及之ニ關ルモノトス
航空氣象ノ進出ニテハ人必要ニ應ジ合辦會社其
他ノ形態ヲ採ルコトアルモノトス

第六 左記圖邊行ニ必要ナル資金、人員材註ニ要員ニ付
關係各廳ニ於テ特ニ考慮シ實施上遺憾ナク期スルモノトス

備考

本航空計畫ノ實施ニ當リ相手國ヨリ相互乘入ノ要
望アリキル場合ニ於テハ日本側乘入地及トノ重要機
ヲ較量シ上必要ニ應ジ吉寧北、福岡、大阪又ハ東京
京、乘入ヲ考慮スルモノトス

347

別紙オ一号

第一

差当り機を左記航空路開設ヲ図ルモノトス

一、横濱-サイパン-パラオ-マニラ-ワラカ-マニラ-パナマ-

スラバヤ-バタヴィア

二、横濱-サイパン-パラオ-マニラ-ワラカ-マニラ-パナマ-

スラバヤ-バタヴィア

三、東京-福岡-台北-廣東-海口-河内-西貢-ミンガ

ポール-バタヴィア

四、東京-福岡-台北-廣東-河内-盤谷-メダン-パレン

バン-バタヴィア

第二、左記航空路ハ將來ノ情勢ニ依リ速ク之ガ開設ヲ

図ルモノトス

一、東京-福岡-台北-マニラ-メニラ-タラカン-スラバヤ-バタ

ヴィア

二、横濱-サイパン-パラオ-マニラ-ワラカ-マニラ-パナマ-

スラバヤ-バタヴィア

三、フランクフルト-ロンドン-アムステルダム-ブリッセル-

パリ-ブダペスト-ワルシャワ

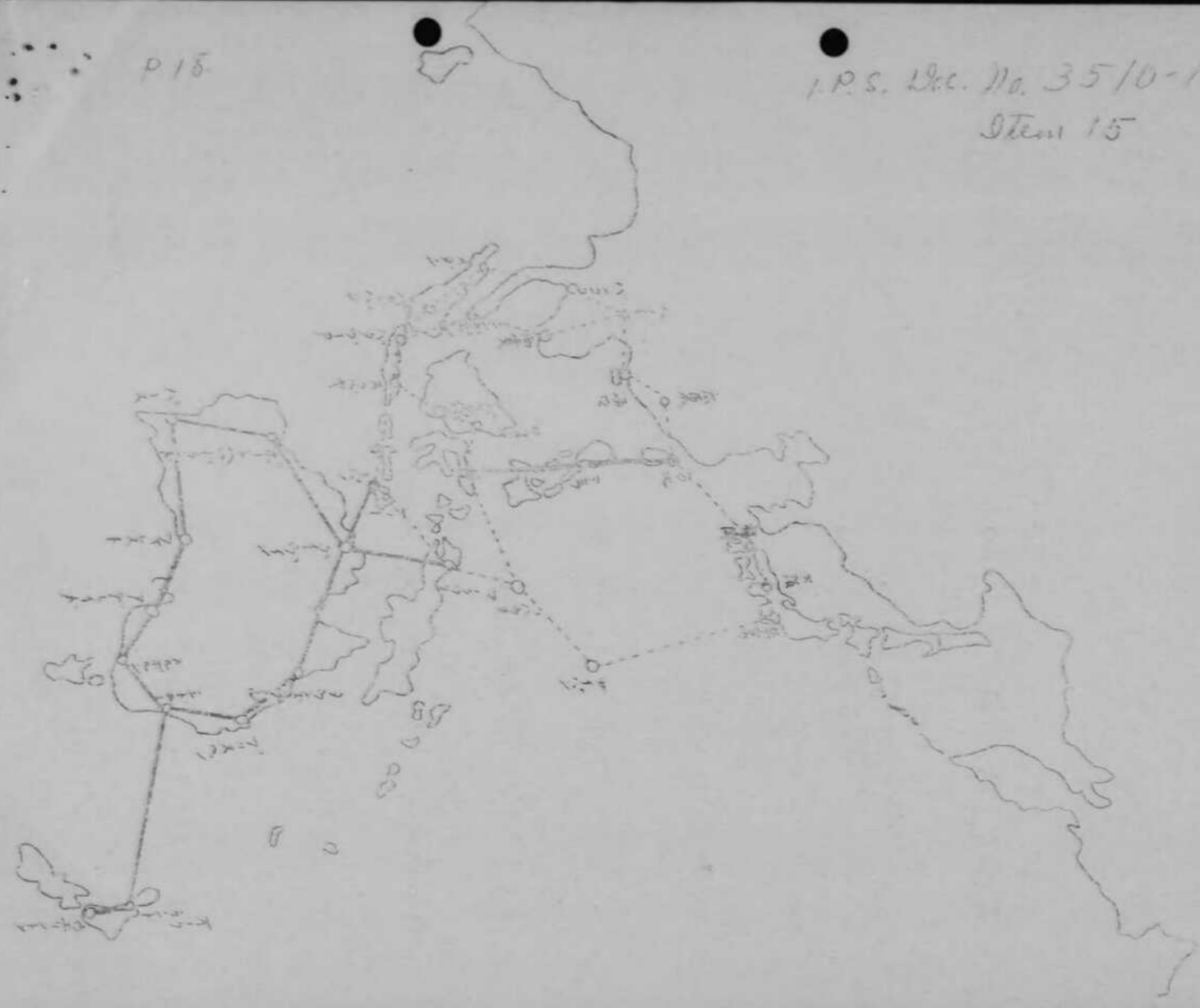
第三、格納庫其ノ他必要ナル飛行場施設建設權

及使用权ヲ獲得スルモノトス



P 15

I.P.S. Dec. No. 3510-A
Item 15



204-2

P.19.

I.P.S. Doc. No. 3510-A
Item 15

87

別紙第二号

第一、航空、安全性確實性を確保スルニ必要ナル航空無線施設ハ航空路上適当ナル箇所ニ設置セラルベキ

モノトス

第二、第一項、無線施設ハ外国施設ノ利用セラルベキ

キモノナキ自前ニ付日本ニ於テ之ガ施設ヲスモノトス

第三、日本通信基地ヨリ直接通信ヲ得ルル如キ強カラン

日本通信施設ヲ外国主要基地ニ設置スルモノトス

第四、第三項、実施困難ナル場合ハ日本ニ於テ外国通信施設ヲ利用シ得ルル如キ措置ヲ講ズルト共ニ全般

ニ外国通信施設ヲ充分利用シ得ルル採取極置

モノトス

第五、航空通信權益ノ実施ニ當リテハ一般通信權益

トノ関連ヲ考慮スルモノトス

205-1

Item 15

別紙第三号

第一、航空施設上必要ナル是等判断、適正ヲ期スル為、是等機関
及之が通報機関、所管箇所ハ、航空路上ニ止ラズ之が沿線
ニ範圍、地域ニ亘ルモノトス

第二、一項記載地域内、必要箇所ニ外國氣象機関、利用
セラルベキモノトシ、場合ニ日本氣象機関及通報機関ヲ設置ス
ルモノトス

第三、航空路端末等ニ在リ、日本氣象機関及通報機関
ヲ施設スルモノトス

第四、第三項、實施困難ニ場合ニ外國氣象機関内ニ日本人
、連絡員ヲ常駐スルモノガ如キ訂案ヲ講ズルト共ニ全般的ニ現
地外國氣象機関ヲ充分利用シ得ルガ如キ指圖ヲ講ズルモノトス

第五、日本氣象、通信機関ハ、特ニ在、箇所ニ施設スル如キ訂案
ヲ講ズルモノトス

現地領事館等、在外公館
現地邦人經營施設

第六、氣象業務、實施ニ関シテハ、東亞氣象一元化、趣旨ニ副
ヲ知り指圖スルモノトス

参考

極秋 南方航空政策大綱記明要旨

現下ノ国際情勢ハ自皇國ヲシテ大東亞經濟圏確立ノ義務
 ナルヲ念及シ痛感セシムルモノアリ。而シテ大東亞經濟圏ノ確立
 南方問題ノ解決ヲ俟フニアラスニハ其ノ日ヲ達成スルコト
 能ハザルノ実情ニ鑑ミ南方ニ對シ各般ノ施策ハ一日モ速
 カナルニ如カザルモノト云フべシ。航空政策ノ設定ハ他ノ如ク
 利益ノ先驅トシテ將々又政治的軍事的活動ノ觸手トシテ
 迅速實現ノ要ナル有効適切ナル対策ヲナスニハアラス。甚且
 航空政策ノ當ニ航路ノ開設ニ止ラスニハ通信氣象ノ利
 益ヲ包含マシムル趣旨ナラシメテ軍事上政治上經濟上ノ
 意義極メテ深キモノアリ。加之通信氣象ノ両利益ハ將來通信
 信網氣象網ノ發展ニ資セラルベキニ想到スルトキ甚且航空
 空利獲得ノ重要性ニ注視セザルヲ得ズ。コレ海外ノ航路
 ヲ企圖スル列國ガ得失ノ打算ヲ超越シ國際航空政策ノ
 遂行ニ力ヲ致ス所以ニシテ其ノ通例ノ英荷獨及米國ニ見ル
 英國及和蘭ハ夙ニ歐洲ヨリ南方植民地ニ至ル連絡航空
 路ヲ開始シ孰シモ和蘭印ヲ從斷シテ濠洲ニ達スル結果南
 方航空ハ殆ド英荷兩國ノ独占タルノ形ナリシモ歐洲ノ戰
 亂ヨリ目下中絶シ已ヤナキ状態ニテリ。一方獨逸ハ一九三三
 年南米ノ航空路開始ヲ以テ海外進出ノ端緒ヲ開キ爾
 後支那國內航空利益ヲ獲得シ次第テアツガニス。ソノ理由レ
 テ支那ニ至ル北方線ノ開拓ニ着手シ更ニ南方線ヲ實現盤

Item 15

谷ニ於テ蘭印進出ノ機ヲ現レ居タルモノノ如ク、會々歐洲戰
 争ノ勃發ニ依リ之ガ實現ヲ見ルニ至ラリト雖モ歐洲戰争
 ノ現況ハ獨己ノ意志ヲ達成セシムベキ機運ヲ益々濃厚ナラシ
 メントスルモノナルニ否シ、難キ所ナリトス、更ニ米國ハ歐洲戰争
 ヲ契機トシテ南米大陸ノ航空支那ヲ獨占セントスルノ懸念カ
 ヲ整ヘ、又現米航空會社ノ路線ヲ延長シテ蘭印ヲ其ノ
 航空勢力下ニ置カントスルノ意圖アルコトハ現ニ比律賓、蘭
 印間ノ航空實施ニ見ルモ明カナルベシ。

然ルニ皇國國際航空ハ過般實施ヲ見ルニ至リタル日長
 間、定期航空ヲ以テ運力ニ其ノ面目ヲ保持スルノ實狀ニシ
 テ、大東亞新体制ノ確立ヲ急務トスル今日、誠ニ憂心ニ堪
 ハサルモノアリ。

宜シク國際航空殊ニ南方航空ノ重要性ニ鑑ミ、速カニ
 對南方航空政策ノ大綱ヲ定メ、以テ既成能力ノ打破、南
 方大空制空權ノ實現ニ邁進セサル可ラズ。

206-2

極秘

参考 泰國ニ對スル航空政策實施要領

昭和一五 八 二三
陸海外交通五省會議決定

日泰間提携利益の増進ナルヲ要スル現下ノ事態ニ鑑ミ且大東亞圈建設ノ圖策ニ即應スル南方經濟施策要綱並ニ南方航空政策大綱ノ主目ニ基キ泰國ニ對スル皇國民間航空勢力ノ擴張強化ノ概ネ左記ニ依リ措置スルモノトス

第一 方針

一 日泰民間航空ノ提携ヲ主眼トシ日本ノ航空勢力ヲ認識セシムル共ニ泰國民間航空ヲ支援シツツ本邦航空勢力ノ泰國ニ對スル進展ヲ企圖スルモノトス
二 前項高合ニ於テハ航空機關ヲ有スル通信施設並ニ氣象施設ノ進出ヲ企圖スル如ク措置スルモノトス

第二 要領

一 日本民間航空勢力ヲ認識セシムル爲メ泰國有力者ヲ意向別紙ニ依リ招聘スルモノトス
二 泰國ニ對スル本邦民間航空勢力ノ進出ハ左ノ諸項ニ依リ行フモノトス
(1) 航空輸送ノ事業
(2) 皇國ト泰國トヲ結ブ航空路ヲ擴張強化
三 本線ヲ根幹トシテ泰國ニ於ケル本邦航空勢力ノ發展ヲ企圖シ英佛等既成航空勢力ノ驅逐ニ努ムルモノトス

- (1) 泰國航空公社ヲシテ是等ノ盤谷ニ河内ニ廣東ニ
台北線 盤谷ニシンゴラニ新嘉坡線及盤谷ニ
南貢線ヲ經營セシムルコトトシ之ヲ技術的指導ニ必
ズテ爾願向ヲ採甲セシムルト天ニ在邦ヨリ之等線路
ノ運輸ニ付テスル機材ヲ提供スルモトス
- (2) 泰國航空公社ニ付テスル機材提供ニ於テハ日泰
向ノ政治情勢等ヲ考慮ノ上心算ニ應ジ機材
ヲ現物出資シ合辦会社ノ形態ヲ採ル様指
導スルモトス
- (3) 泰國ニ對シテスル資材提供ニ當リ泰國側ニ於テ希望
スル場合ニ於テハ之ニ專スル費用ヲ泰國ニ於テ生
産セラルル米 錫、ゴム等ノ物資ヲ以テ充當スルコ
トヲ得ル様措置スルモトス
- (4) 泰國航空公社支那人「ジャックソン」任期満了後
ニ於テハ泰國人ヲ之ガ後任トナス様勸説スルト共ニ
將來ニ於テハ前号ニ依ル本邦人技術願向ヲシテ
泰國民間航空事業經營航空施設ノ計画等
ニ參考セシムルヤク指導スルモトス
- (2) 航空學專事業
 - (1) 泰國産業開發計畫ヲ支援スル為日本側ニ於テ
泰國航空學專事業ヲ培養指導スルコ
トトシ之ニ專スル資材人員ヲ泰國ニ提供スルモトス
 - (2) 前号ノ資材及人員ヲ日本側ニ留保セラル場合
ニ於テハ泰國有事ノ際ハ泰國政府ノ徵發ニ應

207-2

(3) 航空機製造事業

レ之ヲ支援スル如ク措置スルモノトス

① 泰國ト内ニ製人的取極ヲ了レテル盤谷飛行場ニ

於テル大日本航空公社修理工場、建設ヲ速カテラ

レムト共ニ本修理工場ヲ利用シ本邦航空機

並ニ本邦ヨリ泰國ニ運卸セル航空機具、他泰國

側、希望セル航空機、修理ヲ行フモノトス

② 前子、修理工場ハ漸次之ヲ拡充シ將來成ル

可ク速ニ本工場ニ於テ泰國國內航空ニ使用スル

小型航空機ノ製作ヲ行フ如ク措置スルモノトス

③ 泰國ニ於テ航空機製造工場設立場合ニ於

テハ前子、修理工場ノ現物出資シ之ヲ基礎ト

シテ製造工場ノ建設ヲ計画シ本邦ノ技術的指

導ヲ受ケシムル如ク措置スルモノトス

④ 日泰航空條約第十六條ノ主旨ニ基キ泰國學

生ニ本邦航空機乘員養成所ニ於テ養成スルモ

ノトス

(4) 航空機乘員

- (10) 前号、場合ニ於ケル人員ハ豫縦士、機関士、通信士、合計丁名内外トシ、養成ニ當ル費用ハ、大部分日本側ニ於テ負擔スルモ、如ク措置スルモトス
 - (11) 航空機乗員、養成ニ當テハ、徒弟教育ヲモ併ニ考慮シ、泰國ニ於ケル本邦修理工場、要員ヲ補充シ得ル如ク措置スルモトス
 - (12) 將來必要ニ應ジ、泰國航空會社技術顧問ニ補佐員ヲ配置シ、泰國ニ於テ航空機、乗員ヲ養成シ得ル如ク措置スルモトス
- (5) 航空保安施設
- (1) 泰國内盤谷「ワドルン」及「シンゴラ」ニ本邦航空路保安ニ必要ナル中波無線嚮導施設、設置權ヲ獲得スルモトス
 - 前号ノ施設ハ必要ニ應ジ、泰國航空機ニ対シテモ航空保安上ノ補助ヲ爲スモトス
 - (2) 前号ニ附帯シ、通信機若シテ航空計器、組立並ニ修理工場ヲモ設置スル如ク措置スルモトス
 - (3) 現在、泰國ニ於ケル短波放送ニ対スル本邦機若シテ、機舎ヲ確保スルト共ニ本邦航空路保安、用ニ當ルモトス
 - (4) 爲五。KW短波放送設備ヲ泰國ニ提供スルモトス
 - (5) 前記各項号ノ取極交渉上ニ必要ナル場合ニ於テハ、五KW短波電信送信機一台ヲ寄贈シ、且ツ泰國ノ希望スル短波ニ對シテ、前号ノ短波放送設備ヲ提供スルモトス
 - (6) 航空氣象施設ニ關シテハ、進テ定ムルモトス

別紙

一 本年九月中旬頃泰國總理大臣最高顧問バンバ殿下(航

空審議會委員長)

農林大臣兼航空部長

大佐 泰國青少年團長

取締役會長

二 前項泰國使節 招聘ハ帝國飛行協會會長及

大日本航空株式會社總裁ノ名ヲ以テ行フモノトス

三 泰國使節ニ對シテハ日本ノ新興産業特ニ航空

機關係工業ノ現狀ニ對スル認識ヲ深カラシメンガ爲

特ニ指定ス製造會社ニ於テハ必要ナル宣傳資料

ヲ作成スルト共ニ工場ヲ縱覽セシムル如ク措置スルモノ

トス

四 泰國使節ニ對シテハ日滿支ノ現狀ヲ具ニ視察

セシメ東亞新秩序ノヨキ理解者ヲラシムル如ク

指導スルモノトス

五 泰國使節ニ對シテハ民間航空ニ於テ適當

ナル表彰ノ措置ヲ講ズル様考慮スルモノトス

極秘
参考

25-15

南洋の航空政策の要領
一、南洋の航空政策の要領
二、南洋の航空政策の要領
三、南洋の航空政策の要領

第一航空路

一、南洋の航空路
二、南洋の航空路
三、南洋の航空路

三島内線
一、三島内線
二、三島内線
三、三島内線

南洋の航空路の要領
一、南洋の航空路の要領
二、南洋の航空路の要領
三、南洋の航空路の要領

第一 航空路権及実施

一、パナマ・カリブ線

度更ニテトルニトス
スヨクニシテニシテトス
印洋洲方面延長スル如ク在國スルニトス

1. パナマ・カリブ線ハ日本側於テ航空路権ヲ獲得スル旨ニ
1. 日本航空機ハ日本側於テ航空路権ヲ獲得スル旨ニ
2. 前項の場合於テ南側ヨリ希シクシテハ日本側於テハ日蘭
相互乘入ノ道前上ニシテ航空機ニテハ日本側航空機
ノミニテハ乗入ルル如ク指界スルニトス

3. 前項ノパナマ・カリブ線ハ日蘭合辦航空會社ヲシテ之カ
權利ヲ享有スルニシテ南國政府ヨリ許可ヲ獲得シ得ルニシテ
トス但此の場合ハ日蘭合辦航空會社ニ對シ日本側航空機
亦亦實力ヲ把握スルニシテ條件トス

備考 パナマ・カリブ線ノ南側ヨリ着陸ノ權則チ代
價ヲ取ルル場合ハ我カニ南國印東亞國際航空路
經由テハカリブ線ニ延長スル南側線(盤石經由)ヲ
續キテ南國印循環航空路ノ開設ヲ要スルニトス
又此の場合ニ於テハ我カニ南國則チ討シ福國經由
不限東京乘入ノ承認ヲ考慮スルニトス

二島内線

一「ナモール」島内線ハ日葡合辦航空会社ヲモテ之ハ
經營ニ考テシムルモトス

二日葡合辦航空会社ハ「デリー」ト「リバン」線ノ外ハ要
ニ應ジ遠洲線ヲ開設スルコトヲモトス

但シ此ノ場合ニ於テハ日本側トシテ競争ヲ避ケル如ク措置
スルモトス

三日葡合辦航空会社實本分知方注ニ付テハ別ニ定ム

四日葡合辦航空会社ノ航空機ハ日本製ノモノヲ供給スルモ
トス

備考 一將來必要ニ應ジ航空寫具機影事業ノ進出
ヲ考慮スルモトス

二無線及飛行場等ノ保守施設ハ必要ニ應ジ
日葡合辦航空会社ヲシテ保有管理セシムルコト
アルモトス

三航空交渉ノ方針

一本航空政策實現ノ爲ニハ先ツ葡國政府ト向ニ「バラオ」

「デリー」線經營並ニ「ナモール」島内航空路ノ開設(日葡合辦
航空会社ノ營業團體)ニ関スル諒解ヲ遂ケルモトス

二本項ノ交渉ヲ結ビ至ラズル後知葡政府ニ對モ「パライ」

「デリー」線實現ノ爲メ蘭印着陸又ハ上空通過ヲ交渉スルモトス
三「デリー」ト「リバン」線開設ニ関シテハ日葡交渉成立後適子
ノ時機ニ葡國政府ヲシテ知葡政府ニ交渉セシムルモトス

p. 31

D.P.S. Dec. 110. 35 10-A
Item 15

備考

4. 南印西廻線(盤方經由)ニ関シテハ既定方針
ニ基テ交渉ヲ促進スルモトス
 5. 「パミオロア」線南印經由交渉ニ基テハ
 爲ニ得シハ「パミオ」經由南印東廻線ヲ開設ス
 全圖スルモトス
 6. 南印「リスボ」飛行場ヲ英國及紅蘭ニ對シ
 開放シ居レリ

裏面白紙

3510-A15

3510-A15

Cert.

ワシントン文書局 第三五一〇A號ノ一五
國際檢察官 御 第三五一〇A號ノ一五

與及ビ公正ニ認スル證明

余、佐藤朝生ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ内
閣事務官トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ルモ
ノナルコト、竝ニ該官更トシテ余ガ茲ニ添付セ
ラレタル、四五頁ヨリ成ル、千九百四十年ノ臨
和十五年ノ九月三日附、下記署名、即チ對南
方發展總案ニ關スル件ノ文書ノ保管ニ任ジ居ル
コトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文
書ナルコト、竝ニ右ガ下記署名ノ省又ハ部局ノ
公式書類及ビ該ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若
シテラハ被署名又ハ引用、其ノ他公式書類又ハ概ニ於ケル該
文書ノ成説所在ノ公式名詞ヲモ特記スベシ)

内閣官房

千九百四十七年ノ昭和二十二年ノ十二月十九日

東京ニ於テ署名 佐藤朝生

當該官更署名 佐藤朝生

石ノ省ノ公的資格 内閣事務官

證人 井川克一

212-1

Cert.

3510-A.15

余、HENRY SHIMOJIMAハ、余ガ特合則取高指揮官
總司令官ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題
名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官
更ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十七年/昭和二十二年/十二月十九日

東京ニ於テ署名

氏名 Henry Shimojima

右ノ者ノ公的資格 Investigator I. P. S.

証人 T. P. MUNROE

212-2